

仮表紙

資料 1

新潟市こども計画

(10/2 時点素案)

第 XX 版

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の基本事項	5
2.1 計画の位置づけ	5
2.2 計画の対象	7
2.3 計画の期間	8
3 基本理念	9
3.1 基本理念	9
3.2 基本理念を実現するための姿勢	10
4 計画の策定方法	13
4.1 新潟市子ども・子育て会議	13
4.2 こども・子育て支援に関する各種調査	13
4.3 こども・若者・保護者の意見聴取	16
4.4 パブリック・コメントの実施	19
5 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題	20
5.1 こども・家庭・地域の状況	20
(1) 人口の推移	20
(2) 世帯数の推移	21
(3) こどもの数の推移	22
(4) 出生数の推移	24
(5) 婚姻、離婚数の推移	25
(6) 母子世帯、父子世帯数の推移	26
(7) 就労状況	27
5.2 計画策定にあたっての状況と課題	29
(1) 子育てのしやすさの評価	29
(2) 子育てで日ごろ悩むこと、気になること	30
(3) ソーシャルサポートで期待できる方の有無	31
(4) 子育て情報で欲しい内容	32
(5) あったらよいと思う地域主体の活動	33
(6) 平均理想子ども数・平均予定子ども数、子どもの数が理想よりも少ない理由	34
(7) 仕事と子育ての両立で必要なこと	35
(8) 放課後の過ごし方で心配なこと	36
(9) 放課後に過ごさせたい場所	36

(10)	こどもが望む居場所	38
(11)	定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向	39
(12)	経済的にできないこと	40
(13)	ひとり親世帯のこどもの進学予定	43
6	施策	44
6.1	施策方針	44
6.2	基本理念と施策との関係	46
第2章 具体的な施策の展開		49
施策方針1 こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます		49
	施策1-1	49
	▶ こどもの権利の保障	49
	施策1-2	52
	▶ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実	52
	施策1-3	56
	▶ 配慮が必要なこどもへの支援	56
	施策1-4	59
	▶ こどもの貧困対策	59
	施策1-5	62
	▶ 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	62
	施策1-6	65
	▶ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	65
施策方針2 ライフステージに応じて、こども・若者の状況に応じた支援を切れ目なく行います		69
	施策2-1	69
	▶ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	69
	施策2-2	73
	▶ 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実	73
	施策2-3	76
	▶ 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上	76
	施策2-4	79
	▶ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育	79
	施策2-5	84
	▶ 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進	84
	施策2-6	87
	▶ こども・若者の健全育成と自立支援	87
	施策2-7	92
	▶ 高等教育の修学支援、高等教育の充実	92

施策2－8	94
▶ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	94
施策2－9	96
▶ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	96
施策方針3 子育てに関わる全ての人々を支えます	98
施策3－1	98
▶ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	98
施策3－2	101
▶ 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援	101
施策3－3	104
▶ 子育てと仕事の両立支援、企業・地域・団体等との連携と機運醸成	104
施策3－4	107
▶ ひとり親家庭への自立支援	107
第3章 子ども・子育て支援事業の実施	110
1 事業の提供区域の設定	110
2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策	111
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	115
4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項	134
4. 1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	134
4. 2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保	134
4. 3 指針に基づく任意記載事項に係る事業	135

※ 「第4章 推進体制」、「第5章 計画策定に係る資料」は今後策定、追加してまいります。

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子高齢化、核家族化、就労形態の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童問題や児童虐待の深刻化など、子ども・子育てをめぐるのは困難な課題もあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これまで、国では、『少子化対策基本法（平成 15 年）』等に基づき、総合的な少子化対策を講じてきましたが、その中で『次世代育成支援対策推進法（平成 15 年）』の制定により、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付け、次世代育成支援の推進を図ってきました。

その後、こどもや子育てをめぐる社会環境等の現状と課題に対応するため、すべてのこどものすこやかな育ちを保障し、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成 24(2012)年 8 月に『子ども・子育て関連 3 法』が公布され、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

本市では、この新制度に基づき、平成 27（2015）年度から「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」を策定し、**幼児期における質の高い教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を計画的に実施**してきました。

また、平成 30（2018）年には『**子どもの貧困対策の推進に関する法律**』に基づく「新潟市子どもの貧困対策推進計画（子どもの未来応援プラン）」を策定し、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、自立した生活が営めるよう、地域全体でこどもや家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現に向け取り組んできており、令和 5（2023）年度からは「第 2 期新潟市子ども子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン第 2 期計画）」と一体の計画として、施策を推進してきました。

さらに、令和 4（2022）年には、こどもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例の増加を受け、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定め、子どもの権利を保障することを目的に、『**新潟市子ども条例**』を施行しています。

そのような中、令和 5（2023）年に、国はこれまでの様々な**取組**を講ずるに当たっての共通の基盤となる『**こども基本法**』を定め、また、こども政策の司令塔として「こども家庭庁」を設置し、**同年末に「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定**し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための体制を整えました。

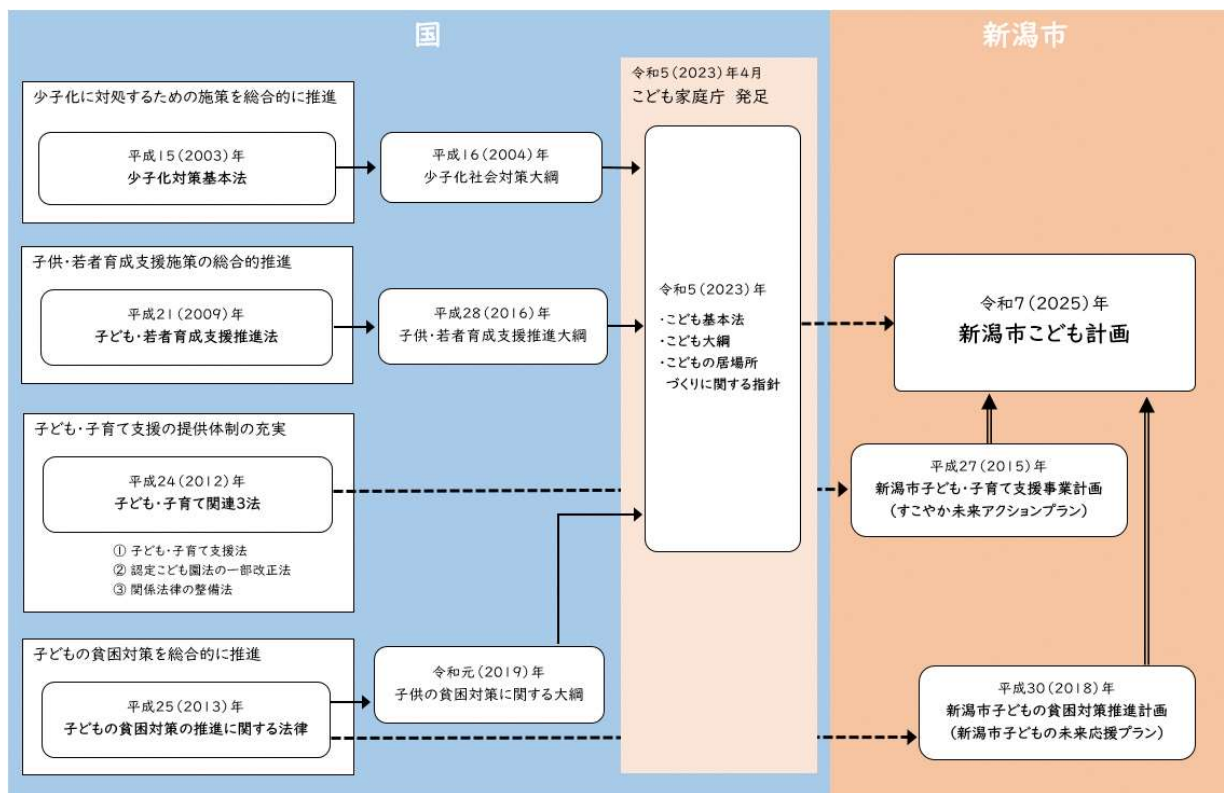
そして、同年に少子化対策をまとめた「こども未来戦略」を策定し、近年スピードが加速している少子化を反転させるべく、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の 3 つの基本理念のもと、「こども・子育て支援加速化プラン」における様々な施策に取り組むこととしています。

このような状況において、本市においても、これまでの子ども施策全体を統一的にまとめ、市民にとって一層分かりやすいものとし、子ども施策を総合的に推進するため、本計画である「新潟市子ども計画」を定めました。

また、本計画の策定にあたっては、子ども施策の当事者である子どもや保護者等の意見聴取を実施し、その結果を本計画に反映させて、子ども施策の質の向上への取組をスタートさせています。

本計画により、本市が抱える、子ども・子育てに関する様々な課題に取り組むことで、子どもと家庭を地域や社会全体で支えていくまちづくりを進めていきます。

■これまでの国の動向と本計画との関係



■これまでの新潟市の動向と主な取組（仮）

年度	動向・主な取組 (★…計画策定に関すること ■…取組に関すること ●…その他市の動向)
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）第 1 期計画を策定 ■市立児童発達支援センター「こころん」を開設 ■市立乳児院「はるかぜ」を開院 ■放課後児童クラブで小学校 4 年生以上の受け入れを開始 ■子ども医療費助成の対象を入院で高校 3 年生まで拡大（すべての世帯） ■「にいがた子育て応援アプリ」をリリース ●18 歳未満の子どもがいる家庭の共働き率が 59.5%で政令市中 1 位（国勢調査結果）
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■全区に「妊娠・子育てほっとステーション」を設置 ●平成 28 年出生数が 5,936 人となり、6,000 人を下回る
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■12 年ぶりに年度当初の待機児童が発生（2 人）、以降、毎月の待機児童状況を公表 ■全区にマタニティナビゲーターを配置
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ★新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を策定 ★新潟市立保育園配置計画を策定 ■子どもの学習支援の対象者に児童扶養手当受給世帯を追加 ■芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」が開館
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども医療費助成の対象を通院で中学 3 年生まで拡大（すべての世帯） ■病児・病後児保育施設を全区に設置 ■幼児教育・保育の無償化開始
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ★新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）第 2 期計画を策定 ■産後ケア事業について宿泊ケアに加え、デイケア、訪問ケアを開始 ■保育士宿舍借り上げ事業開始
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■結パスポート事業の開始 ■にいがた子育て応援アプリ「母子モ」の提供開始 ■子ども医療費助成の通院について、高校 3 年生まで拡大 ■保育士修学資金貸付等事業を開始 ■保育士処遇改善臨時特例（月額 9000 円引上げ）を開始 (令和 4 年 10 月から公定価格の一部として支給)
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■新潟市子ども条例の施行 ■養育費履行確保事業開始 ■保育コンシェルジュを全区に配置 ■市全体の保育の質の確保・向上のため、各区に連携拠点園を設置 ■子育て支援員研修開始 ■SNS 相談「親子のための相談 LINE」運用開始（児童相談所）
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所等における第 3 子以降の保育料等の無償化対象を拡大 ■妊産婦医療費助成について所得制限を撤廃し対象者を拡充 ■産後ケア事業について各ケア初回無料及び自己負担額大幅引き下げ ■児童相談所の執務室や一時保護所などの増改築

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療的ケア児保育支援事業開始 ★ 第2次 新潟市立保育園配置計画を策定 ■ 新・すこやか未来アクションプラン（子ども・子育て支援事業計画）に新潟市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）を統合
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 養育費履行確保事業の拡充 ■ 市立園で保育業務支援システムの運用を開始 ■ こども誰でも通園制度試行的事業の実施 ■ 子どもの権利相談室こころのレスキュー隊開設

2 計画策定の基本事項

2. 1 計画の位置づけ

(1) 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

(2) 本計画は、「新潟市総合計画」を上位計画とする分野別計画として位置づけ、こどもに関する総合的な計画として、こども施策全般の推進を図ります。また、下記の計画を包含するものとして策定します。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ・**こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条**に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・成育医療等基本方針に基づく「母子保健計画」
- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」

(3) 本計画は、こども施策に関連する、「新潟市子どもの権利推進計画」や「新潟市地域福祉計画」、「新潟市障がい児福祉計画」など、本市の福祉・健康・教育分野をはじめとした様々な関連計画（※）との連携・整合を図ります。

※関連する計画

- ・新潟市男女共同参画行動計画
- ・新潟市文化創造都市ビジョン
- ・新潟市スポーツ推進計画「スポ柳都にいがた」プラン
- ・重層的支援体制整備事業実施計画
- ・新潟市地域福祉計画
- ・各区地域福祉計画
- ・新潟市障がい福祉計画
- ・新潟市障がい児福祉計画
- ・新潟市子どもの権利推進計画
- ・新潟県社会的養育推進計画
- ・新潟市立保育園配置計画
- ・新潟市健康づくり推進基本計画
- ・新潟市生涯歯科保健計画
- ・新潟市教育ビジョン

<本計画の根拠となる法の「基本理念」・「こども施策に関する大綱」・「市町村こども計画」>

こども基本法（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（市町村こども計画）

第十条

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2. 2 計画の対象

本計画では、すべてのこども（※1）とその家族、並びに地域、教育・保育施設、企業、行政を含む子育てに関わるすべての市民や団体を対象とします。

また、こども施策（※2）を実施するにあたり「こども大綱」に沿って、こどもの発達過程を、下記のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していきます。


※1 こども：心身の発達の過程にある者

※2 こども施策：

- 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

ライフステージについて

本計画では、「こども基本法」、「こども大綱」における定義を勘案して、以下のように定めています。

	ライフステージ					
こども基本法		新生児期	乳幼児期	学童期	思春期	おとなになるまで
こども大綱	こどもの誕生前から幼児期まで			学童期・思春期		**青年期
本計画	妊娠・出産  <p>新生児のイラスト おくるみ着た赤ちゃん</p>	乳幼児期  <p>幼稚園児のイラスト</p>	学童期 	青年期  <p>大学生のイラスト 若手社会人のイラスト</p>		
想定するこどもの年齢	誕生前	0～2歳	3～6歳	*6歳～12歳	13歳～18歳	19歳～

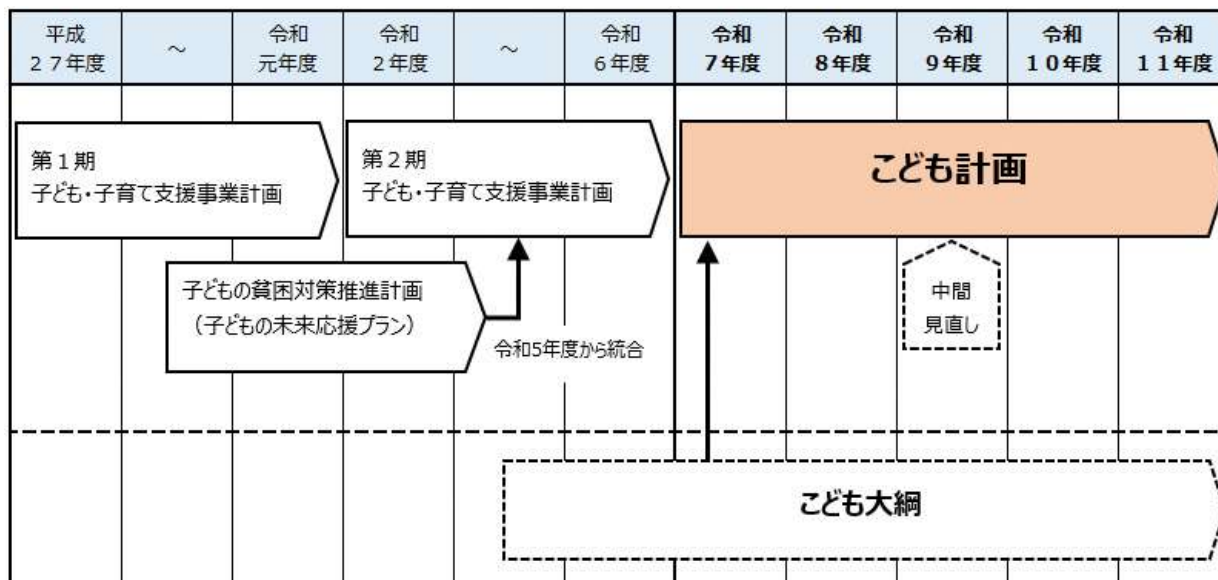
*6歳で小学校入学の場合

**「成人期」に至るまでを想定し、本ステージの対象者を「若者」とする場合があります。

2. 3 計画の期間

計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年に見直しを行うものとします。



3 基本理念

3. 1 基本理念

新潟市では、「第1期 新潟市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画」において、こどもの育ちを支える原点である「**家庭**」を様々な方向から見守り支援する「**地域**」が、「**こども**」を中心とした包括関係にある**ことから**、それぞれが相互に、かつ密接に連携しながらこども・子育て支援施策を実施してきました。

この度、自治体こども計画を定めるにあたり、これまでの「新潟市子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、また、新潟市子ども・子育て会議での意見や、上位計画である「新潟市総合計画」の内容を踏まえ、新潟市の目指す将来像の**基本理念**を次のとおりとし、各施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

【基本理念】

こども ・ 家庭 ・ 地域 に
笑顔があふれる、
こどもと子育てにやさしいまち
にいがた

3. 2 基本理念を実現するための姿勢

【基本理念を実現するための姿勢】

1. 一人一人のこどもの権利を保証し、「最善の利益」を第一に考えます
2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います
3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

1. 一人一人のこどもの権利を保証し、「最善の利益」を第一に考えます

こども基本法や新潟市子ども条例の理念のもと、こどもの権利を保障し、すべてのこどもが保護者や社会から大切にされ、良質で適切な養育・教育のもとで育つことで、自己肯定感が育まれ、自身の未来を選択し自己実現を図ることができるよう、長期的な視野に立った支援を行います。

また、こども・子育てに関する施策の効果や影響は、こども自身が最も大きく受けることから、すべての施策や取組がこどもの「最善の利益」に資するかという視点をもって取組を進めていきます。

2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います

こどもと子育てにやさしいまちを目指し、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援により、希望する人が結婚及び、こどもを産み育てることが安心してできる新潟市をつくります。

また、様々な支援施策を実施する際には、こども・若者の意見の聴取に努め、施策に反映されるよう取り組みます。

3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

活力あふれる新潟市であるためには、「子どもは社会の宝である」という認識を社会全体で共有し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めることが重要です。

こどものすこやかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができる

よう、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であることから、様々な担い手が参画、協働して、こどもと子育てを支え、応援する取組を進めていきます。

◎本計画の推進にあたっては、これらの姿勢のほか、SDG s（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

※SDG s について詳しくは、P12 に記載しています。

<こども・子育て支援のあり方のイメージ図（作成中）>

SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として 2015（平成 27）年に国連において採択された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

SDGs では「誰一人取り残さない」を基本理念に、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17 の分野別目標が掲げられています。

どんな人にとっても格差や不平等はあってはならないという SDGs の考え方は、すべての子どもの健康や福祉を維持・増進すること、良質な教育を提供すること、貧困やいじめ、虐待から守ること、将来にわたって安心して暮らしていける安全で快適な環境をつくることなど、本市の子ども・子育て支援施策及び関連施策の展開においても当てはまる共通のテーマといえます。

本計画においても、この SDGs の考え方を踏まえ、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が実現されるよう、関係機関や地域、企業等社会の様々な主体が横断的に連携し、「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち いいがた」の実現を目指します。

4 計画の策定方法

4. 1 新潟市子ども・子育て会議

本計画は、「新潟市子ども・子育て会議」の意見等を踏まえて策定しました。（開催経過等については Pxxx 参照）

4. 2 こども・子育て支援に関する各種調査

(1) こども・子育て支援に関するニーズ調査

<目的>

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活の状況や子育てに関する意識などを把握するとともに、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出、及び子どもや保護者を取りまく子育て課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として、「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 1 月 17 日～2 月 16 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5 歳児（保護者）	4,000 票	1,839 票	46.0 %
2	小学生調査	6～11 歳児（保護者）	4,000 票	2,009 票	50.2 %
計			8,000 票	3,848 票	48.1 %

(2) 子育て市民アンケート

<目的>

本計画の策定にあたり、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までを計画期間とする「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」の各事業に対する市民の評価を把握し、本計画に反映させることを目的として、「新潟市子育て市民アンケート」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和 6（2024）年 4 月 17 日～5 月 10 日

<回収状況>

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5 歳児（保護者）	800 票	372 票	46.5 %
2	小学生調査	6～11 歳児（保護者）	800 票	340 票	42.5 %
計			1,600 票	712 票	44.5 %

(3) 生活状況に関する調査

<目的>

本計画の策定にあたり、本市におけるこども施策を総合的に推進するため、子どもの貧困に関する現状を分析し、課題を明らかにすることを目的として、「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：郵送による配布・WEB フォームからの回答

実施期間：令和6（2024）年4月25日～5月10日

<回収状況>

種別		配布数	回収数	回収率	
1	一般世帯	こども	4,000 票	762 票	19.1 %
		保護者	4,000 票	1,057 票	26.4 %
2	児童扶養手当受給世帯	こども	1,000 票	138 票	13.8 %
		保護者	1,000 票	189 票	18.9 %
合計		10,000 票	2,146 票	21.5 %	

(4) こどもの居場所に関するアンケート

<目的>

本計画の策定にあたり、本市におけるこども施策を総合的に推進するため、こどもの居場所に関する現状を分析し、課題を明らかにすることを目的にアンケート調査を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：学校（学級）単位での依頼、任意によるタブレット型端末からの WEB 回答画面でのデータ回収

実施期間：令和6（2024）年7月9日～7月26日

<回収状況>

対象者（回答者）	配布数	回数数	回収率
新潟市全域、全市立小学校・中学校の在校生	54,991 票	21,195 票	38.5%

(5) 結婚・出生に関する意識調査

<目的>

本計画の策定にあたり、本市におけるこども施策を総合的に推進するため、婚姻の状況・結婚観を分析し、課題を明らかにすることを目的として、「結婚・出生に関する意識調査」を実施しました。

<調査方法と実施期間>

調査方法：新潟市内に居住する 15 歳以上 49 歳以下の男女個人については、郵送による配布・WEB フォームからの回答

市内の大学・短大（15 校）、市が選定した専門学校（21 校）の学生については、学校配布、WEB フォームからの回答

実施期間：令和 4（2022）年 6 月～7 月期

<回収状況>

調査票の種類	対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1 一般調査	15 歳以上 49 歳以下の男女個人	13,000 票	3,877 票	29.8 %
2 学生調査	大学・短大・専門学校の学生	票	3,416 票	

4. 3 子ども・若者・保護者の意見聴取

(1) 未就学児の意見聴取（今後実施予定）

(2) 中学生の意見聴取（今後実施予定）

(3) 特別支援学校生徒の意見聴取

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：子どもたちは社会参加するためにどんな支援を必要としているか

実施時期：令和6（2024）年6月24日

実施場所：白新中学校

対象：難聴学級の生徒4人

聴取方法：対面による直接ヒアリング

<参加状況>

男子生徒：1人

女子生徒：3人

<参加の様子>

会場の写真等

(4) 特別支援学校保護者の意見聴取

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：子どもたちは社会参加するための学校生活でどのような支援を必要としているか

実施時期：令和6（2024）年5月31日

実施場所：東特別支援学校

対象：保護者11人

聴取方法：対面による直接ヒアリング

<参加の様子>

会場の写真等

(5) 児童相談所保護児童の意見聴取

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：施設入所等の措置や一時保護の決定時等にこどもの意見聴取等を行い、勘案して措置しているか

実施時期：一時保護及び一時保護委託、又は措置の決定・停止・解除・変更・期間の更新を行う場合、原則として事前に実施します。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取するいとまがないときは、事後速やかに実施します

実施場所：一時保護施設や入所施設等の生活の場とは異なる相談室等

対象：児童相談所が関わるこども

聴取方法：児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）による直接ヒアリング

(6) 高校生を対象とした意見交換会

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：新潟市で結婚する人を増やすにはどうしたらいいか。

新潟市でこどもを育てたいと思ってもらうにはどうしたらいいか。

実施時期：令和6（2024）年8月19日

実施場所：市役所 本庁舎3階 対策室1

対象：市内の高校生徒10人程度

聴取方法：対面によるワークショップ形式。グループ作業の後、市長に発表。

<参加状況>

男子生徒	4人
女子生徒	12人
計	19人

<参加の様子>

会場の写真等

(7) 若者の意見聴取

<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：将来、新潟の地に根差して生活をする事について、*ライフイベントをとおして思うこと

*ライフイベント：就学・就労・結婚・子育て・定住など

実施時期：令和6年（2024年）9月6日（金）

実施場所：新潟市役所 本館6階 講堂1

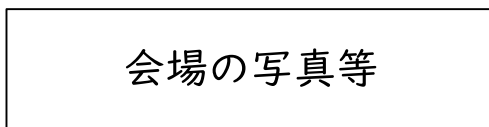
対象：19歳～29歳の若者 ※聴取実施時点で高校卒業後の18歳も対象

聴取方法：対面によるワークショップ形式

<参加状況>

		属性	人数
1	男性	専門学校生	5人
		大学生	1人
		社会人	1人
2	女性	専門学校生	5人
		大学生	2人
		社会人	1人
合計			15人

<参加の様子>



<テーマ、実施時期、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：若者支援センターオールの居場所利用について、相談利用について

実施時期：令和6年（2024年）6月～8月

実施場所：若者支援センターオール

対象：15歳～39歳の若者支援センターオール支援対象者の若者10人程度

聴取方法：対面による直接ヒアリング

(8) こども・若者、子育て当事者等の意見聴取

<テーマ、実施期間、実施場所、対象、聴取方法>

テーマ：学生と地域主体で中高生・若者が望む「居場所」を新津地域交流センター内に開設する

実施期間：令和6年（2024年）5月～7月

実施場所：新津地域交流センター

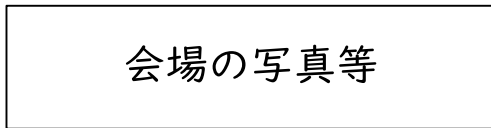
対象：地元コミュニティの中高生・大学生・若者

聴取方法：対面によるワークショップ形式

<参加状況>

3回のワークショップで約120人の参加

<参加の様子>



(9) 保護者の意見聴取（今後実施予定）

4. 4 パブリック・コメントの実施

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくため、令和6（2024）年12月xx日から令和7（2025）年1月xx日までパブリック・コメントを実施しました。

コメント数：n件

コメント内容：別紙「〇〇」参照願います。

5 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題

5.1 こども・家庭・地域の状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

五年ごとに実施される国勢調査に基づく新潟市の総人口は、平成7年の796,456人から増加しており、平成12年から平成27年までは80万人を上回って推移しています。しかし、平成17年以降は減少傾向に入り、令和17年には710,425人と推計されています。特に年少人口(0~14歳)については一貫して減少傾向にあり、引き続き少子化が進行すると見込まれています。

<図表1>

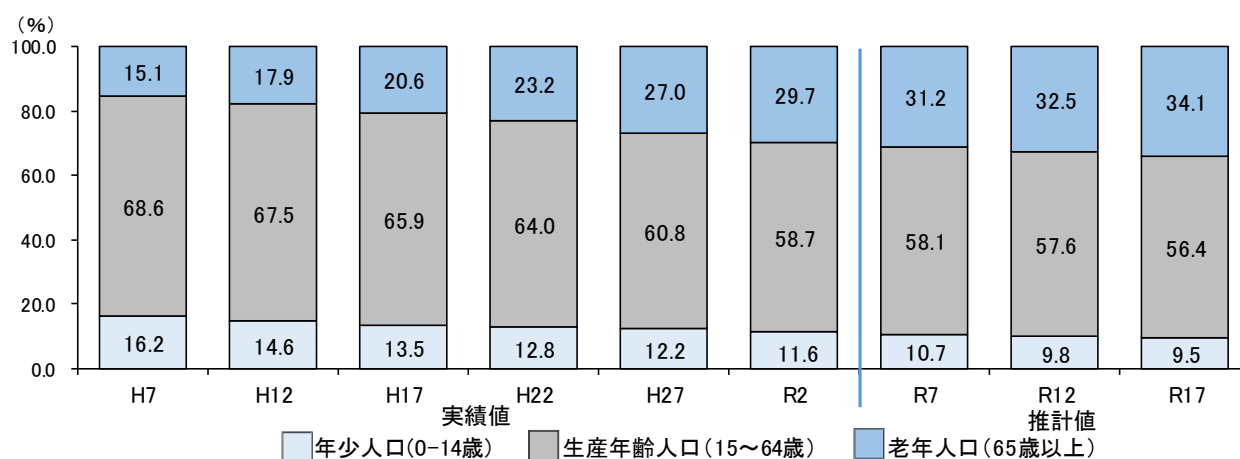
(人)	実績値						推計値		
	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17
合計	796,456	808,969	813,847	811,901	810,157	789,275	763,812	738,295	710,425
年少人口	129,120	118,109	109,251	103,346	98,367	91,224	81,361	72,643	67,144
生産年齢人口	546,361	544,300	534,104	516,311	488,815	463,605	443,884	425,548	400,787
老年人口	120,408	144,179	166,995	187,371	217,107	234,446	238,567	240,104	242,494

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

② 3区分別人口構成の推移

少子高齢化の進行に伴い、本市の人口構成も、年少人口の割合は令和12年に約1割であるのに対して、老年人口は3割強を見込んでおり、平成7年と比較すると人口構成比が大きく変化しています。

<図表2>



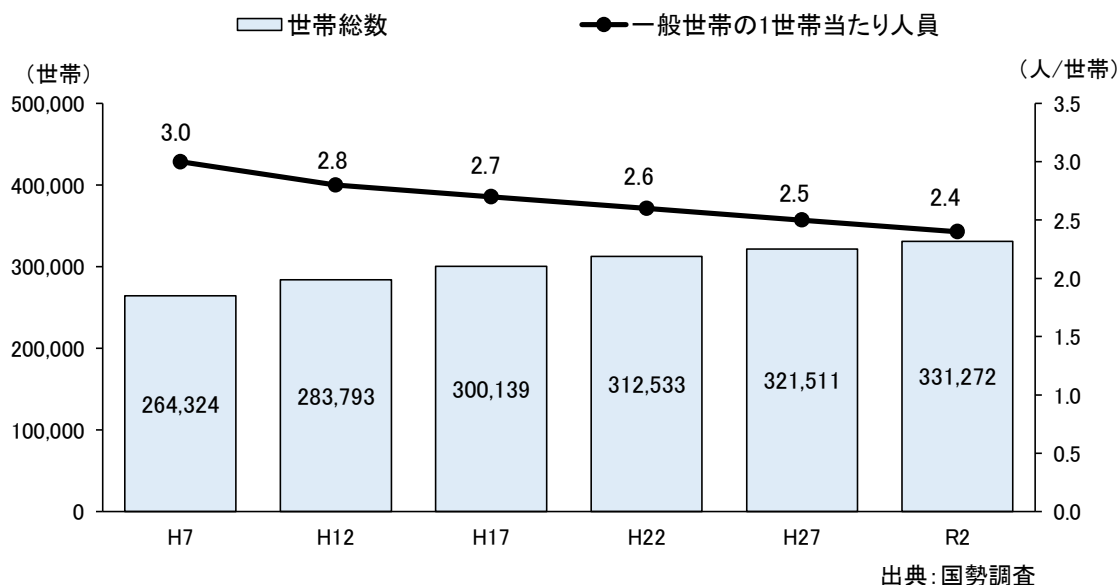
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(推計)

(2) 世帯数の推移

① 世帯数と世帯構成人員の推移

新潟市の世帯数は平成7年の264,324世帯から令和2年には331,272世帯まで増加していますが、世帯構成人員は平成7年の3.0人から令和2年には2.4人まで減少しています。

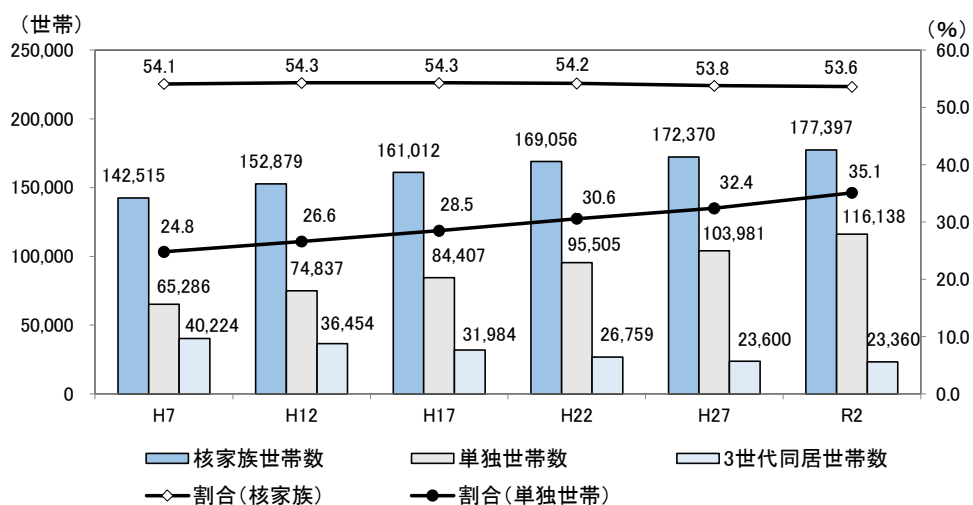
<図表3>



② 一般世帯の世帯類型の推移

新潟市の世帯類型は、核家族世帯数が平成7年の142,515世帯から令和2年の177,397世帯へ増加していますが、全体における割合は大きく変わっていません。また、単独世帯数は平成7年の65,286世帯から令和2年の116,138世帯まで増加しており、実数も割合も増加しています。3世代同居世帯数は、平成7年の40,224世帯から令和2年の23,360世帯まで減少しています。

<図表4>



※3世代同居世帯＝①夫婦、子どもと親からなる世帯+②夫婦、子どもと他の親族からなる世帯

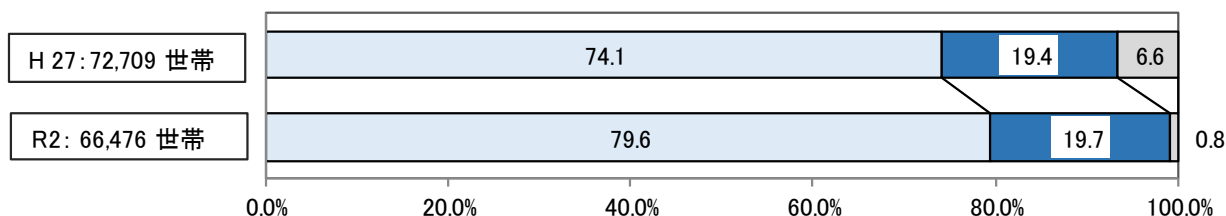
出典: 国勢調査

③ こどものいる一般世帯の世帯構成の割合

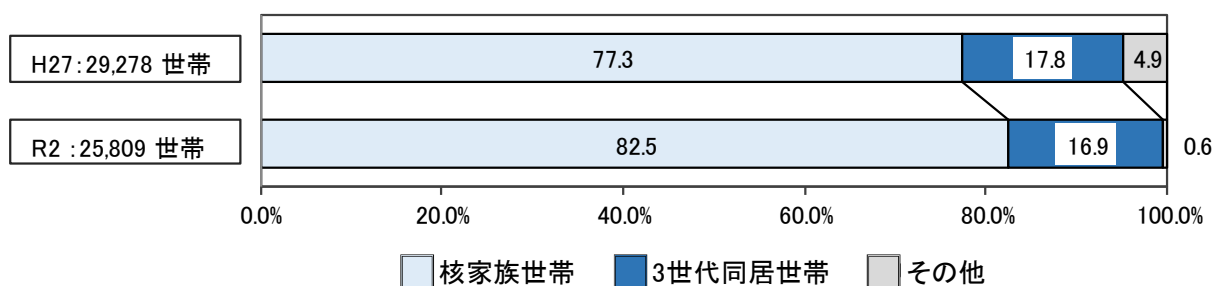
こどものいる世帯数は平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間に 18 歳未満のこどもがいる世帯、6 歳未満のこどもがいる世帯いずれの区分でも 10%減少しています。また、構成としては核家族世帯の割合が増加しています。

<図表 5>

<18歳未満のこどもがいる世帯>



<6歳未満のこどもがいる世帯>



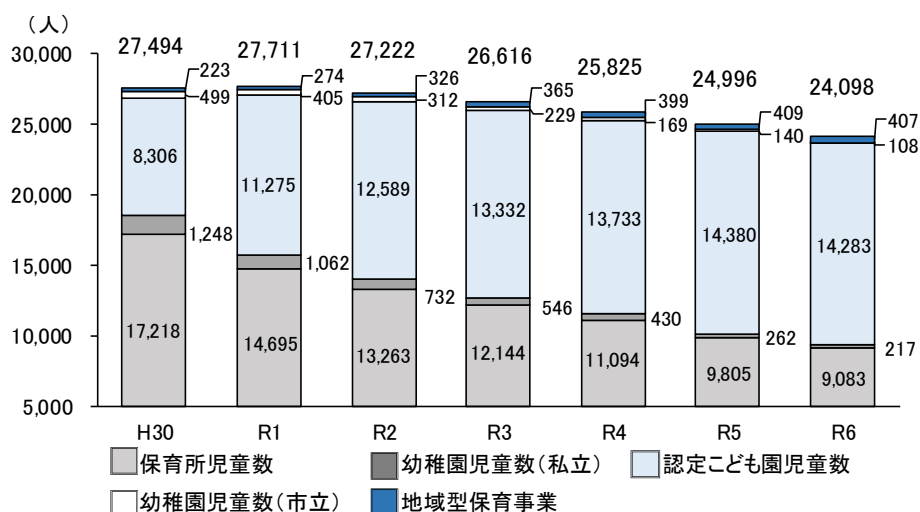
出典：国勢調査

(3) こどもの数の推移

① 保育所等における児童数の推移

平成 27 年の子ども・子育て支援制度施行以降、多くの保育所、幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、保育所児童数、幼稚園児童数が減少し、認定こども園児童数が増加しています。

<図表 6>

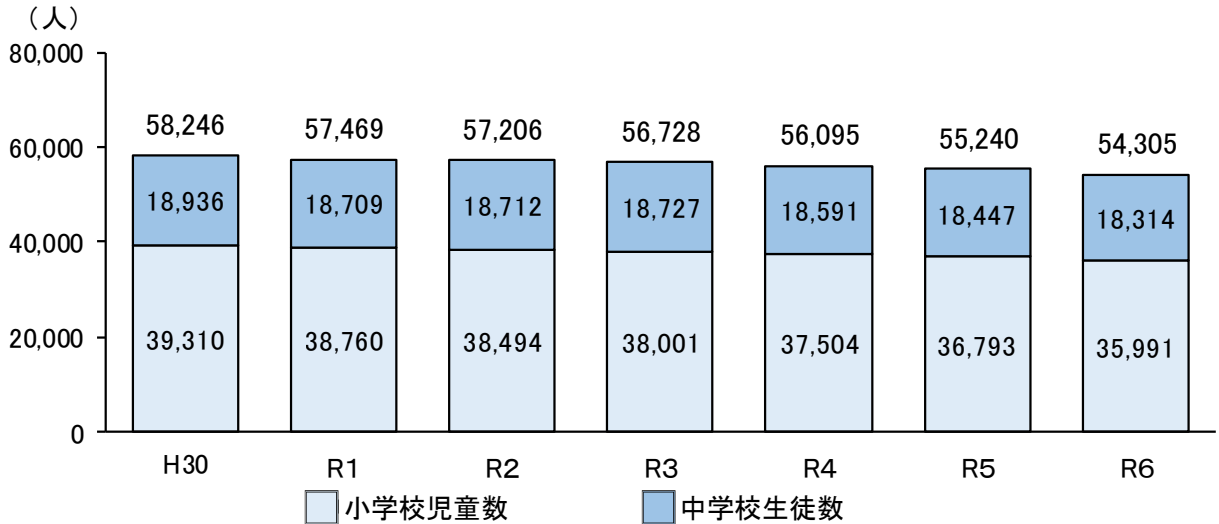


出典：新潟市幼保運営課、学校支援課(各年 5 月 1 日現在)

② 小学校、中学校の児童・生徒数の推移

小学校、中学校の児童・生徒数は、少子化に伴い平成30年の58,246人から令和6年に54,305人までゆるやかに減少しています。令和6年に小学校児童数は36,000人、中学校生徒数は18,500人を下回って推移しています。

<図表7>

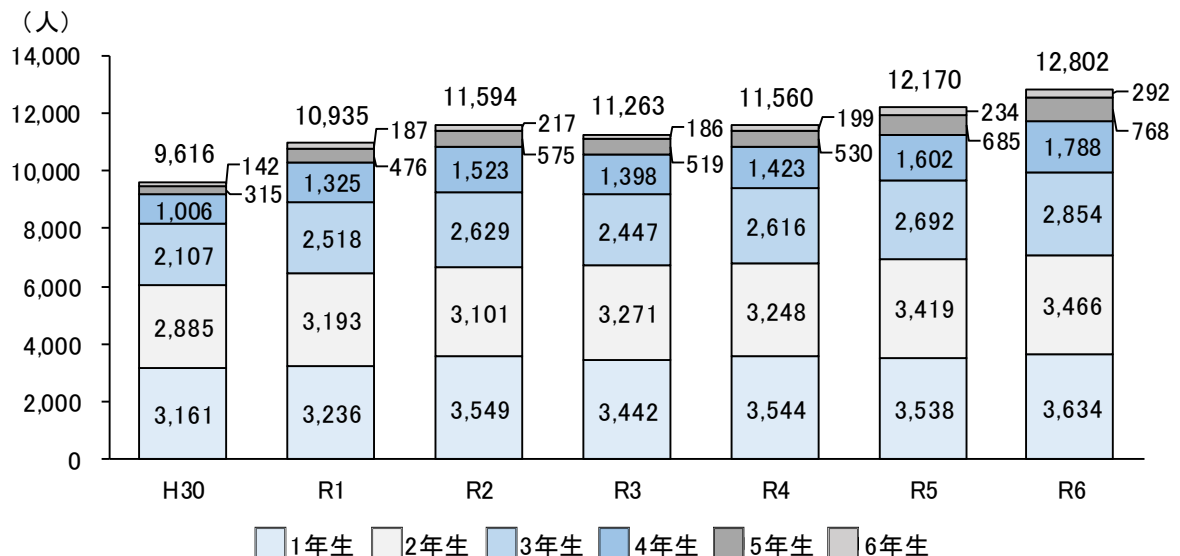


出典：新潟市教育委員会事務局(各年5月1日現在)

③ 放課後児童クラブの利用人数の推移

放課後児童クラブの利用状況は、1年生から3年生の利用が多くを占めていますが、近年では4年生以上の利用も増加傾向にあり、総数としては一貫して増加し、平成30年の9,616人から令和6年に12,802人まで増加しています。

<図表8>



出典：新潟市こども政策課(各年5月1日現在)

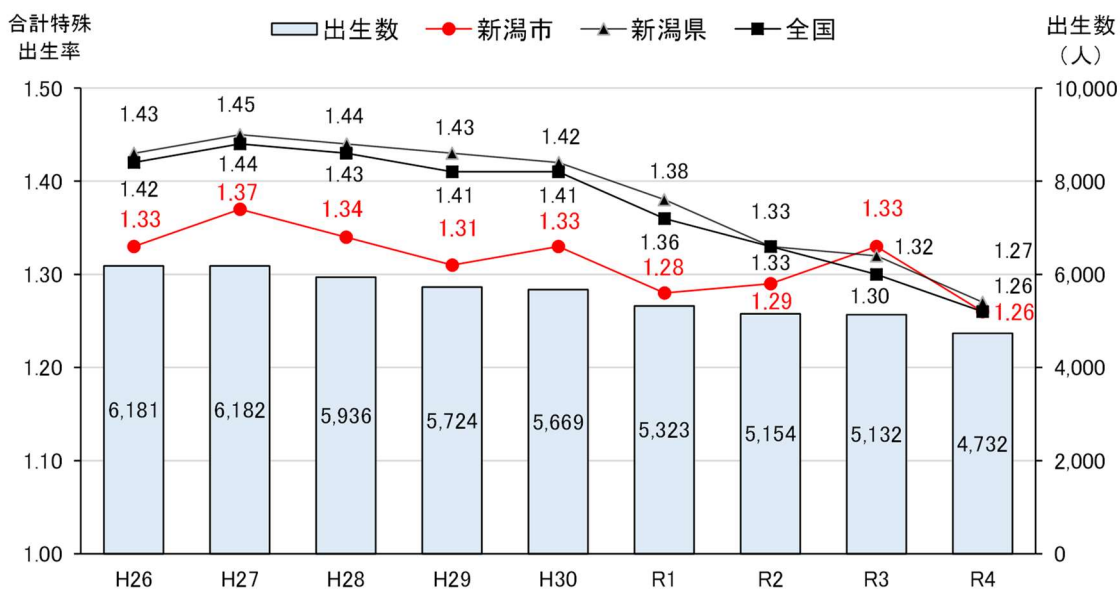
(4) 出生数の推移

① 出生数及び合計特殊出生率の推移

新潟市の出生数は、全国と同様に減少し、平成26年の6,181人から令和4年には4,732人に減少しています。

新潟市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産するこどもの数の平均）は、全国や県と同様に平成27年をピークに低下しています。

<図表9>



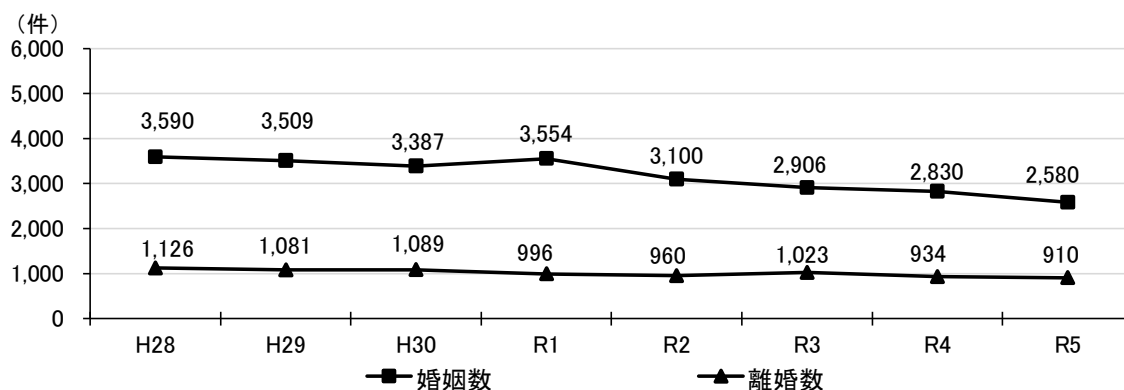
出典：人口動態統計

(5) 婚姻、離婚数の推移

① 婚姻、離婚件数の推移

新潟市の婚姻数は平成 28 年の 3,590 件から年々減少しており、離婚数も令和 4、5 年は 900 件台と緩やかな減少傾向にあります。

<図表 10>

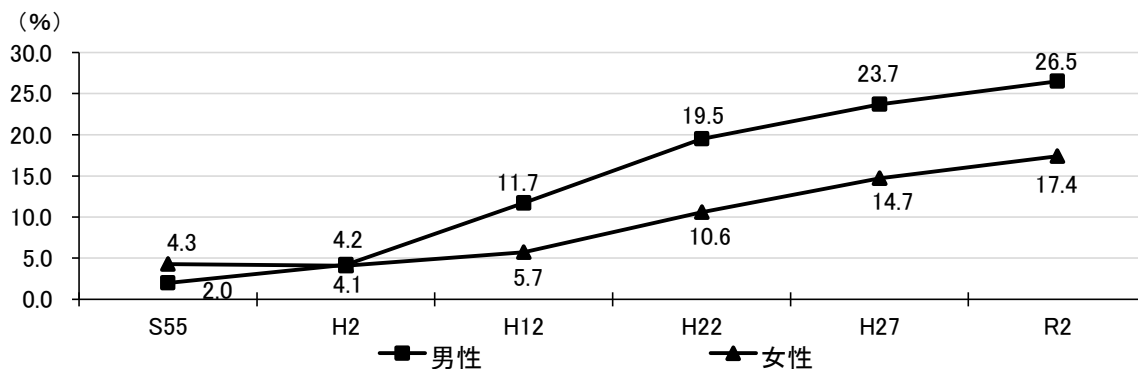


出典：新潟市市民生活課

② 50 歳時未婚率の推移

近年、50 歳時未婚率（45～49 歳及び 50～54 歳の未婚率の平均値）は男女とも増加しており、令和 2 年は男性が 26.5%、女性が 17.4%となっています。

<図表 11>



出典：国勢調査

③ 平均初婚年齢と第 1 子の平均出生時年齢

新潟市の平均初婚年齢及び第 1 子の平均出生時年齢は男女ともほぼ横ばい傾向です。

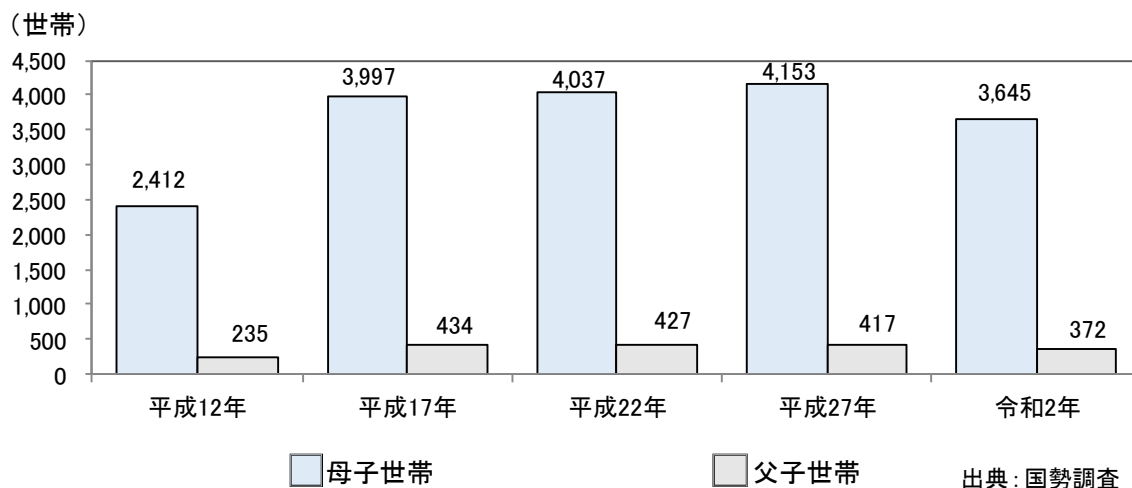
<図表 12>

(歳)	夫(父親)					妻(母親)				
	H25	H27	H29	R1	R3	H25	H27	H29	R1	R3
平均初婚年齢	30.6	30.9	31.0	30.7	30.6	29.2	29.6	29.4	29.2	29.4
第1子平均出生時年齢	32.3	32.8	32.8	32.5	32.6	30.5	31.0	31.0	30.7	30.8

出典：人口動態統計

(6) 母子世帯、父子世帯数の推移

新潟市の母子世帯数は、令和2年は3,645世帯で、平成27年より508世帯の減少となっています。父子世帯数は、令和2年は372世帯で、平成27年より45世帯の減少となっています。



※国勢調査における母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯をいう。

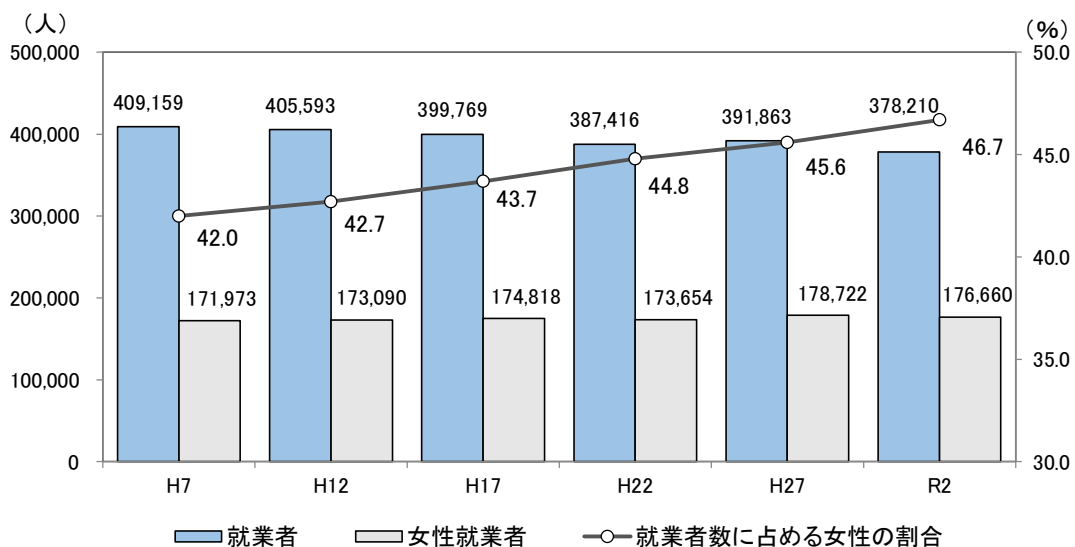
※H12年度の新潟市数値は合併前数値

(7) 就労状況

① 就業者数、女性就業者の人数・割合

本市の就業者数は平成7年以降減少傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけて増加しました。しかし、平成27年から令和2年にかけて再び減少しています。また、就業者全体に占める女性就業者は、平成7年の171,973人（42.0%）から令和2年には176,660人（46.7%）と人数・割合とも増加しています。

<図表 13>

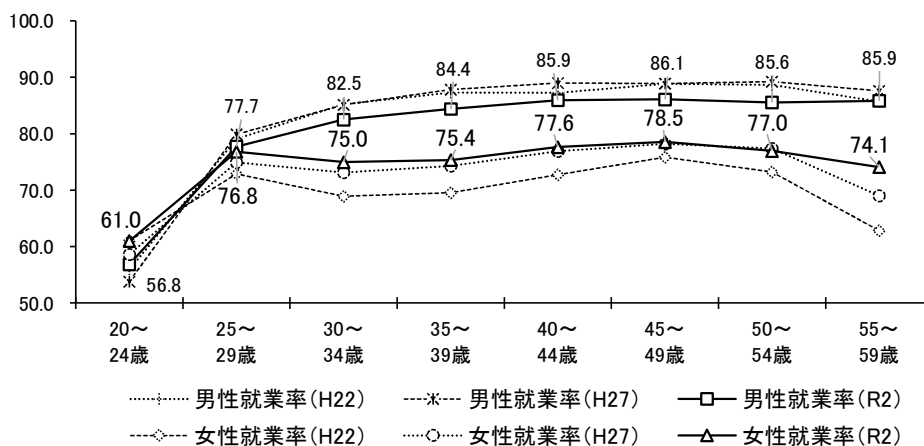


出典：国勢調査

② 女性の年齢別就業率

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、平成22年には30～39歳の就業率の低さからM字カーブを描いていましたが、令和2年には女性の就業率が全体的に上昇し、M字カーブが緩やかになっています。カーブが浅くなっており、台形へと近づきつつあることが分かります。

<図表 14>

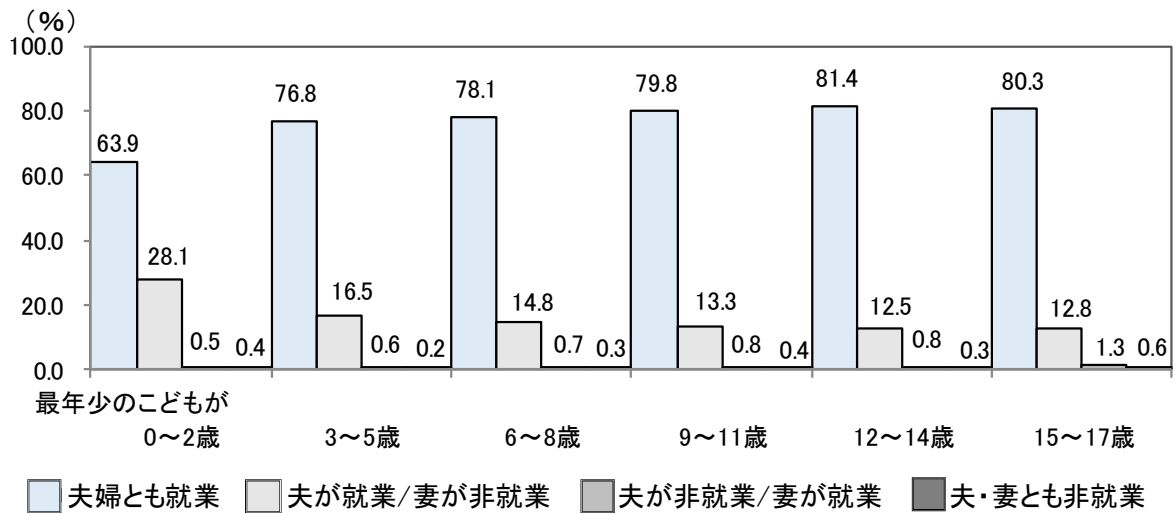


出典：国勢調査

③ こどもの年齢別夫婦の就業状態

最年少のこどもの年齢別の夫婦の就業状態について、「夫婦とも就業」の割合は3歳未満で63.9%となっていますが、年齢があがるにつれて増加する傾向にあり、8歳から17歳未満ではおよそ8割となっています。

<図表 16>

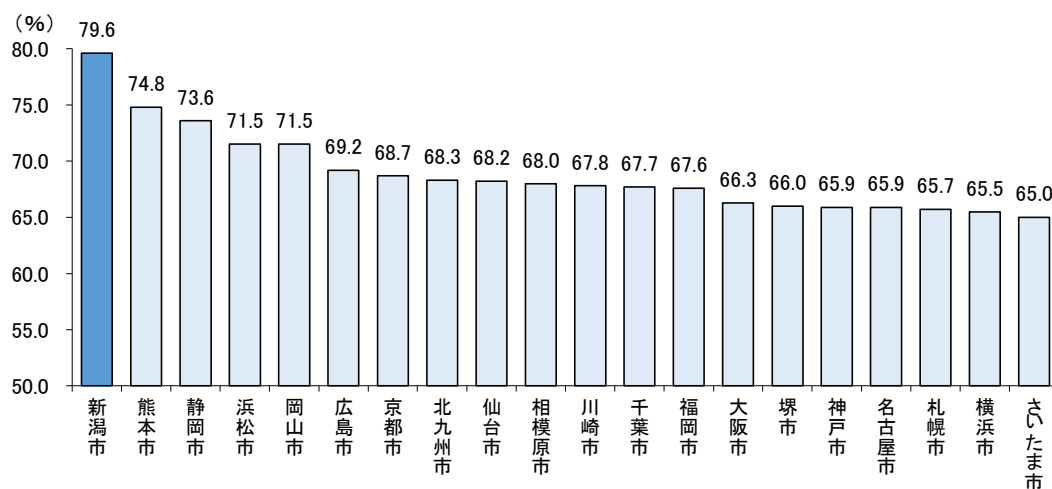


出典: 国勢調査

④ こどもがいる世帯の共働き率

令和2年の政令指定都市における18歳未満のこどもがいる世帯の共働き率は、新潟市が79.6%と最も高くなっています。

<図表 17>



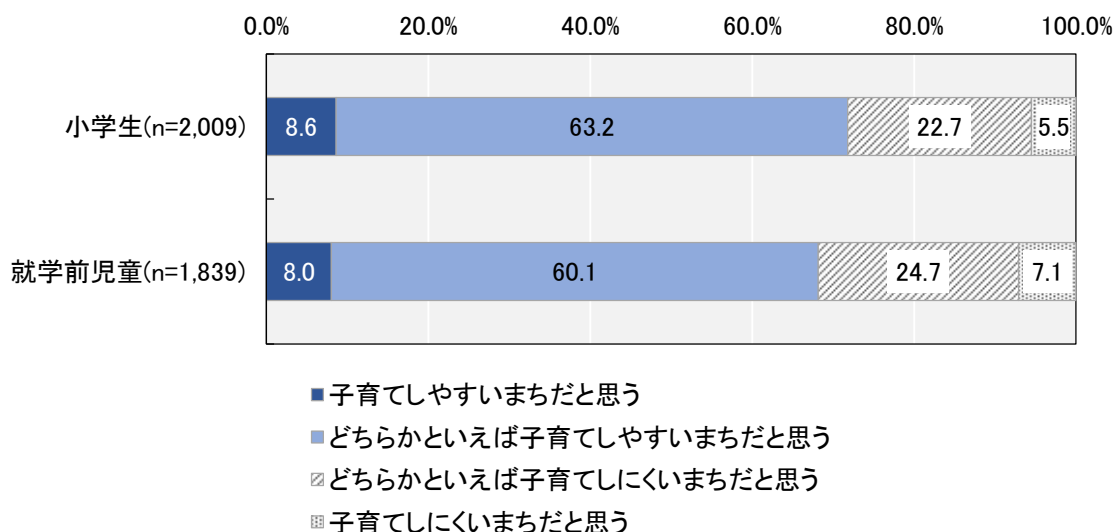
出典: 国勢調査

5. 2 計画策定にあたっての状況と課題

(1) 子育てのしやすさの評価（「就学前児童調査」「小学生調査」）

本市の子育てのしやすさの評価については、就学前児童・小学生を持つ保護者ともに同様の結果となっており、「子育てしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしやすいまちだと思う」を足した割合が約7割となっています。一方で、「子育てしにくいまちだと思う」と「どちらかといえば子育てしにくいまちだと思う」を足した割合は約3割となっています。

■子育てしやすいまちだと思うか（「ニーズ調査」就学前児童【問 35】／小学生【問 26】）



次に、子育てについて「楽しいと感じること」の割合は就学前児童と小学生の半数以上が「多い(4と5の合計)」と回答していますが、就学前児童に比べて小学生でやや割合が低くなっています。地域の子育て支援や子育て環境については、中間の「3」が最も多く、小学生に比べて就学前児童でやや割合が低くなっています。

■子育てや子育て支援の実感度合（「ニーズ調査」就学前児童【問 39】／小学生【問 31】）

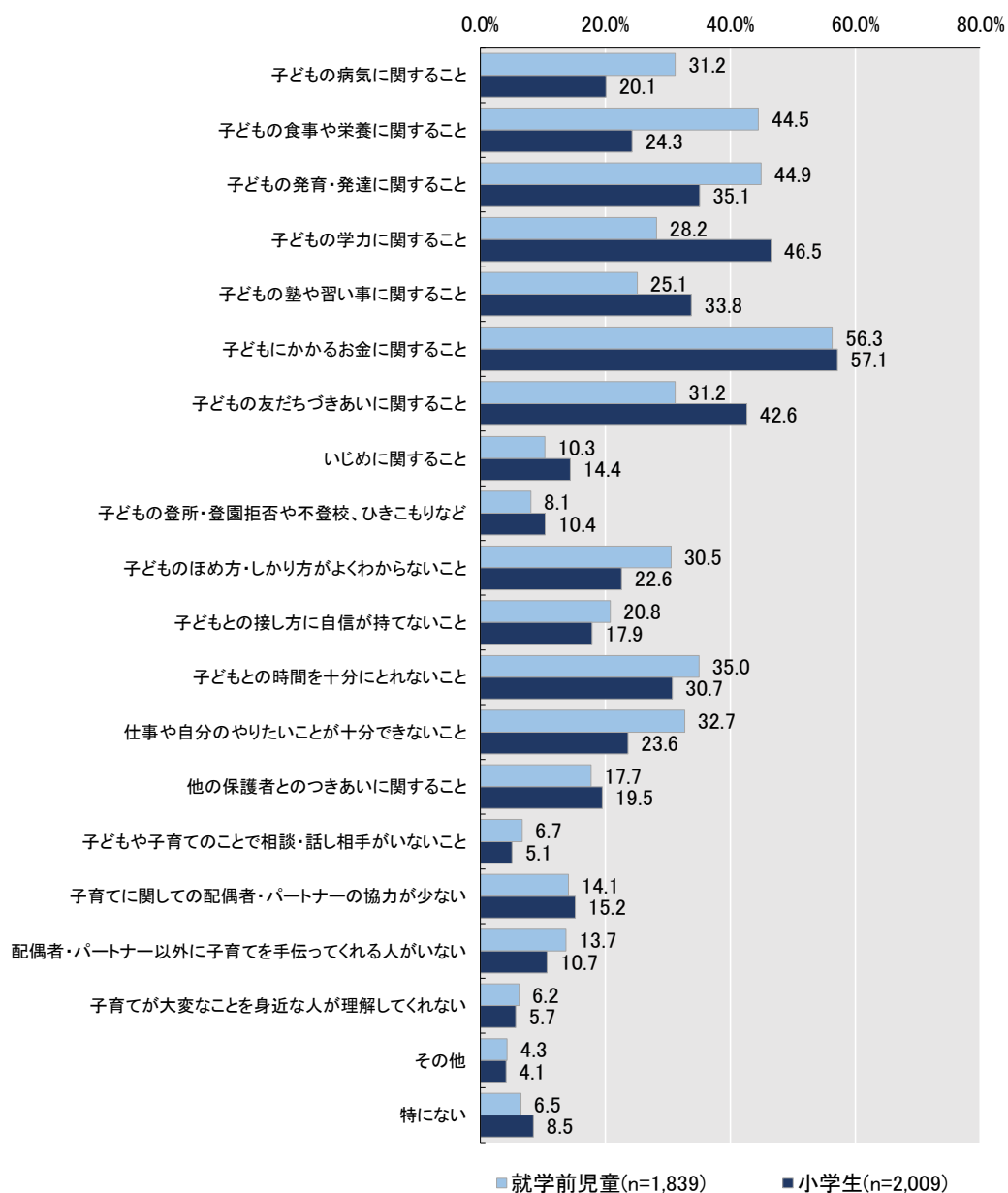
表示：%		少ない ← → 多い					無回答
(就学前児童n=1,839 小学生n=2,009)		1	2	3	4	5	
①楽しいと感じることが	就学前児童	4.8	4.9	26.2	28.4	35.6	0.0
	小学生	6.0	6.4	34.1	27.2	26.3	0.0
②負担と感じることが	就学前児童	10.1	17.0	37.7	20.7	14.5	0.0
	小学生	14.0	16.2	40.2	16.8	12.8	0.0
③不安を感じることは	就学前児童	13.8	21.0	36.2	17.5	11.5	0.0
	小学生	14.8	19.4	36.7	17.0	12.1	0.0
		不十分 ← → 十分					無回答
		1	2	3	4	5	
④住んでいる地域の子育ての支援について	就学前児童	13.1	23.7	46.7	12.6	3.9	0.0
	小学生	13.1	20.7	51.3	11.4	3.5	0.0
⑤住んでいる地域の子育て環境について	就学前児童	8.6	20.0	50.0	16.5	4.9	0.0
	小学生	8.0	17.3	52.7	16.8	5.2	0.0

(2) 子育てで日ごろ悩むこと、気になること（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育てで日ごろ悩むこと、気になることについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもにかかるお金に関すること」が5割強で最も多くなっています。

また、両調査の結果で差がみられた項目としては、就学前児童では「子どもの食事や栄養に関すること」が小学生よりも20ポイント以上高く、また「子どもの病気に関すること」が小学生よりも10ポイント以上高くなっています。小学生では「子どもの学力に関すること」が20ポイント近く高く、「子どもの友だちづきあいに関すること」が10ポイント以上高くなっています。

■ 子育てや子育て支援の実感度合（「ニーズ調査」就学前児童【問13】／小学生【問14】）



(3) ソーシャルサポートで期待できる方の有無（「就学前児童調査」）

相談・子育ての手伝い・家事の手伝い・子どもの預かりについてサポートを得られる人の有無をみたところ、いずれの項目も「配偶者・パートナー」や「実母・義母」の回答が多くなっています。

また、市外での出産や子育て経験の有無別でみると、**いずれの項目においても**、市外での出産・子育て経験がある方の「実母・義母」の割合がやや低くなる傾向がみられます。一方、「友人・知人」の項目においては、市外での出産・子育て経験の有無による差はみられませんでした。

■各項目（A～D）でソーシャルサポートを期待できる方〔市外での出産・子育て経験別、主な選択肢を抜粋〕（「ニーズ調査」就学前児童【問11】）

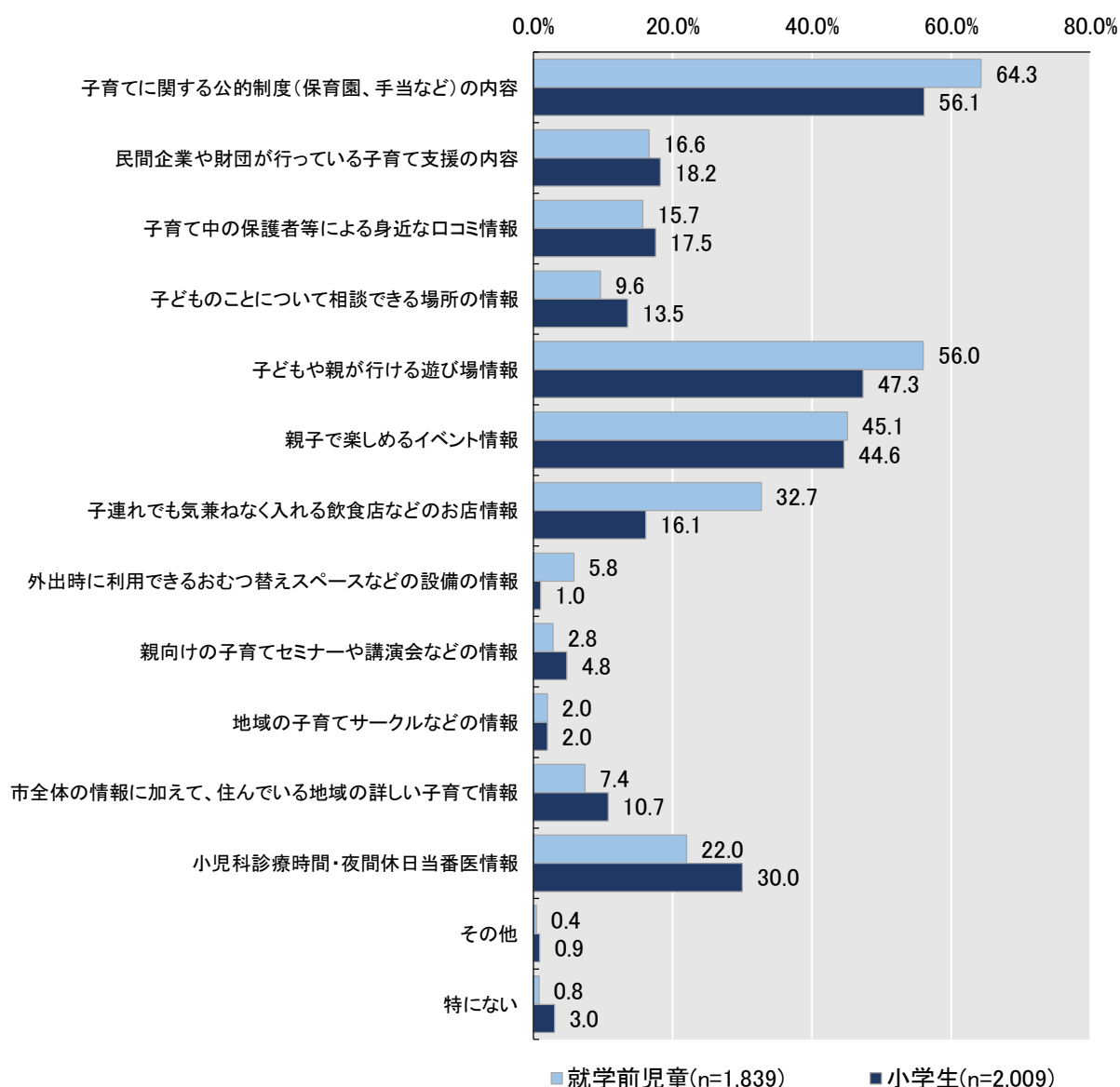
問11A 子育ての相談		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	84.3	37.8	77.1	41.1	2.1
	ある	386	85.5	36.0	72.0	40.9	3.9
	ない	1,453	84.0	38.3	78.4	41.1	1.6
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	84.3	37.8	77.1	41.1	2.1
	ある	354	84.2	36.4	70.6	42.7	4.8
	ない	1,485	84.4	38.1	78.6	40.7	1.4
問11B 子育ての手伝い		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	88.9	44.5	75.2	4.5	2.0
	ある	386	91.7	40.7	64.2	4.1	2.6
	ない	1,453	88.1	45.5	78.1	4.6	1.9
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	88.9	44.5	75.2	4.5	2.0
	ある	354	90.7	42.9	68.1	4.0	2.3
	ない	1,485	88.4	44.8	76.9	4.6	2.0
問11C 家事の手伝い		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	84.7	11.4	38.4	0.5	6.7
	ある	386	85.5	11.9	30.8	0.5	8.3
	ない	1,453	84.4	11.2	40.4	0.5	6.3
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	84.7	11.4	38.4	0.5	6.7
	ある	354	82.5	12.1	33.6	0.3	9.6
	ない	1,485	85.2	11.2	39.5	0.5	6.1
問11D 子どもを預ける		n数	配偶者・パートナー	実父・義父	実母・義母	友人・知人	いない
問10①市外での 出産経験	全体	1,839	72.7	40.7	75.8	2.4	5.6
	ある	386	74.1	34.2	61.7	3.4	8.5
	ない	1,453	72.3	42.4	79.6	2.2	4.8
問10②市外での 子育て経験	全体	1,839	72.7	40.7	75.8	2.4	5.6
	ある	354	72.0	37.0	65.3	4.2	8.2
	ない	1,485	72.9	41.5	78.3	2.0	5.0

(4) 子育て情報で欲しい内容（「就学前児童調査」「小学生調査」）

子育て情報で欲しい内容については、就学前児童では「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が6割以上で最も多く、次いで「子どもや親が行ける遊び場情報」が5割以上、「親子で楽しめるイベント情報」が4割以上となっています。

小学生では、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が5割強で最も多く、そのほか「子どもや親が行ける遊び場情報」、「親子で楽しめるイベント情報」が4割以上で多くなっています。

■子育て情報で欲しい内容（「ニーズ調査」就学前児童【問 36】／小学生【問 24】）



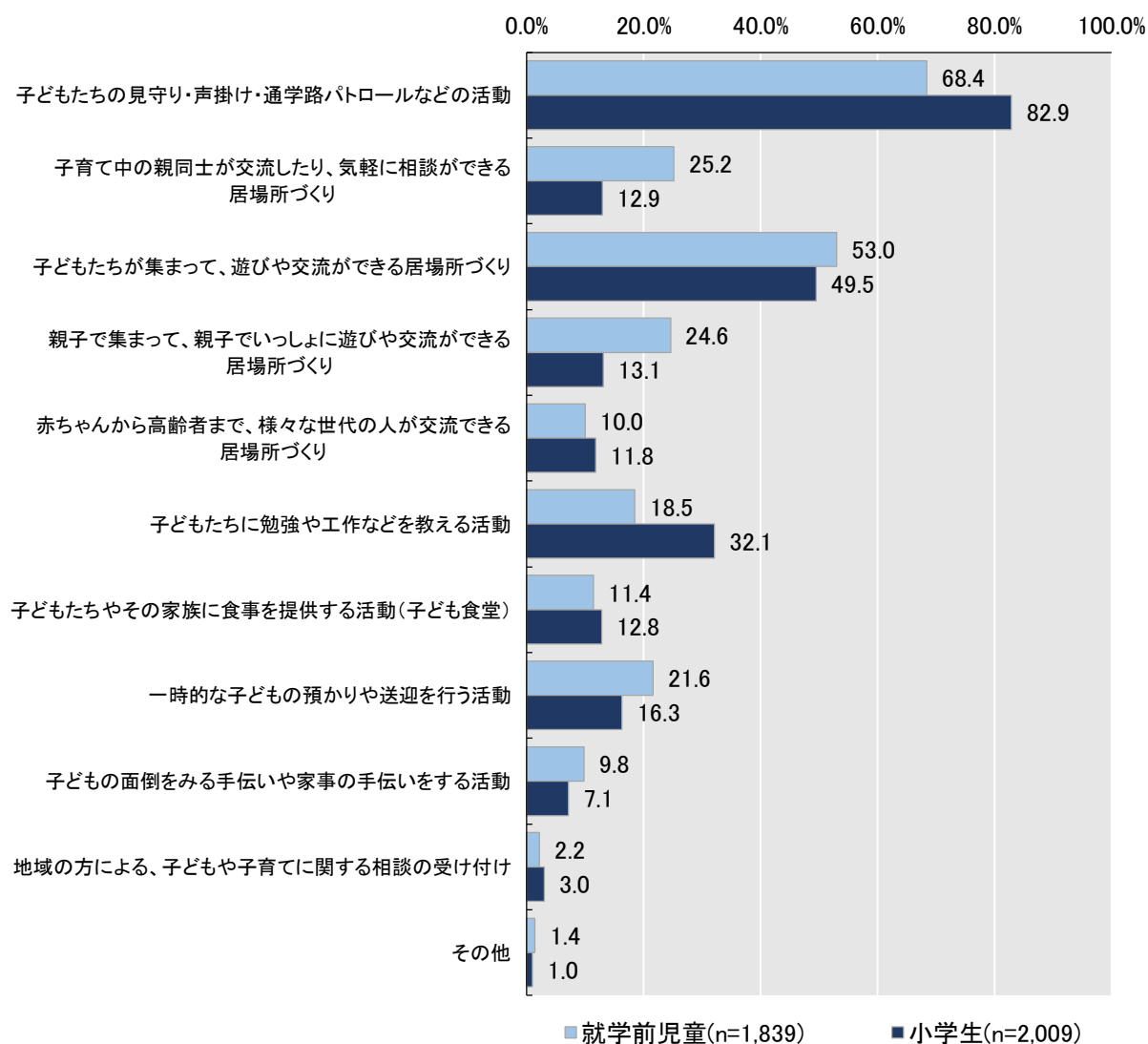
(5) あったらよいと思う地域主体の活動（「就学前児童調査」「小学生調査」）

地域主体の子育て支援活動としてあたらよいと思うものについては、就学前児童と小学生のいずれも「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」が6割以上で最も多く、次いで「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」が5割前後となっています。

また、就学前児童では、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談ができる居場所づくり」や「親子で集まって、親子でいっしょに遊びや交流ができる居場所づくり」が2割台で小学生よりも10ポイント以上高くなっています。一方で、小学生では「子どもたちに勉強や工作などを教える活動」が就学前児童に比べて10ポイント以上高くなっています。

■ あたらよいと思う地域主体の子育て支援活動

（「ニーズ調査」就学前児童【問42】／小学生【問29】）



(6) 平均理想子ども数・平均予定子ども数、子どもの数が理想よりも少ない理由（「就学前児童調査」「小学生調査」）

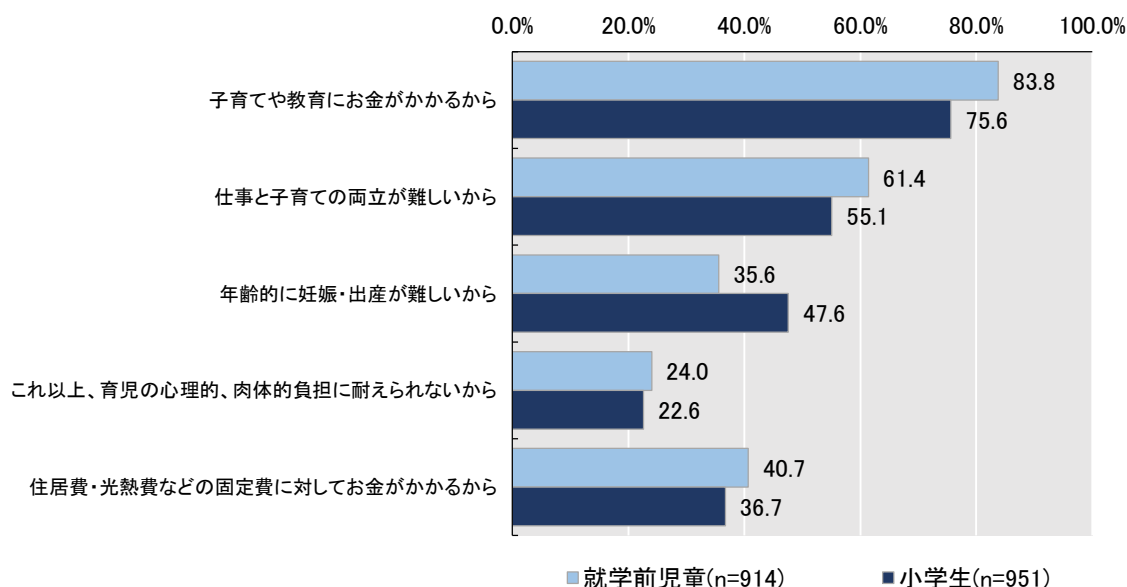
就学前児童の理想的な子どもの数は「2.65人」、「実際にもつ子どもの数」は「2.13人」、理想とする子どもの数には0.52人の差があり、小学生の理想的な子どもの数は「2.70人」、「実際にもつ子どもの数」は「2.23人」、理想とする子どもの数には0.47人の差があります。

実際にもつ子どもの数が理想よりも少ない理由については、就学前児童と小学生のいずれも上位2項目は共通しており、「子育てや教育にお金がかかるから」、「仕事と子育ての両立が難しいから」で5割以上の回答となっています。

上位2項目以下も、固定費による**経済的負担**、年齢的な妊娠・出産が難しい、育児の負担などの理由が続いています。

■子どもの数が理想よりも少ない理由〔20%以上の回答があった項目のみ〕

（「ニーズ調査」就学前児童【問9】／小学生【問9】）



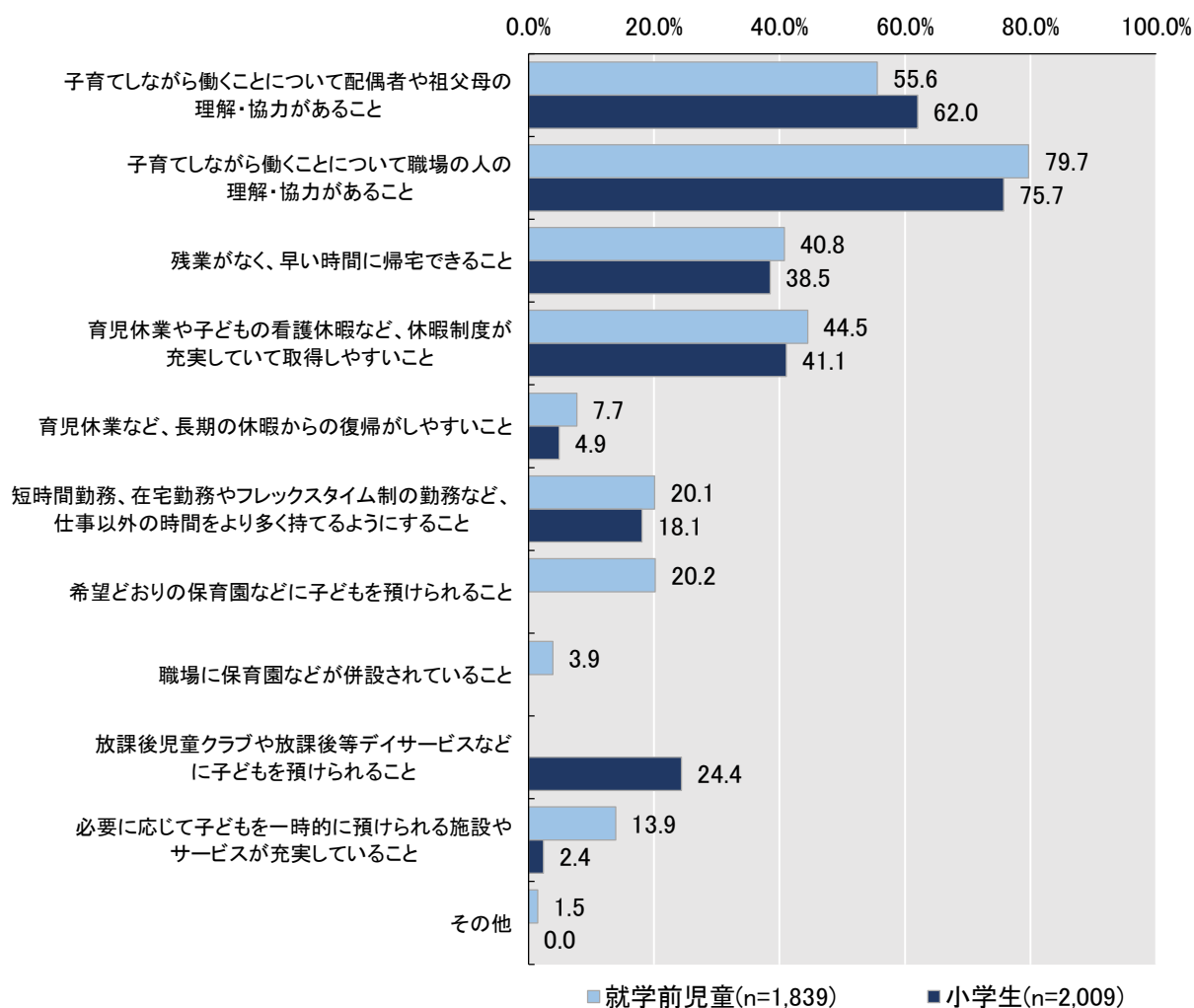
(7) 仕事と子育ての両立に必要なこと（「就学前児童調査」「小学生調査」）

仕事と子育ての両立に必要なことについては、就学前児童と小学生のいずれも「子育てしながら働くことについて職場の人の理解・協力があること」が8割弱で最も多く、次いで「子育てしながら働くことについて配偶者や祖父母の理解・協力があること」が6割前後となっています。

また、就学前児童では「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」に、小学生では「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」に2割以上の回答があります。

以上より、職場環境の整備や働き方に関する理解という面と、保育サービスなどの基盤整備の両面を充実させていくことが求められているといえます。

■ 仕事と子育ての両立に必要なこと（「ニーズ調査」就学前児童【問16】／小学生【問17】）

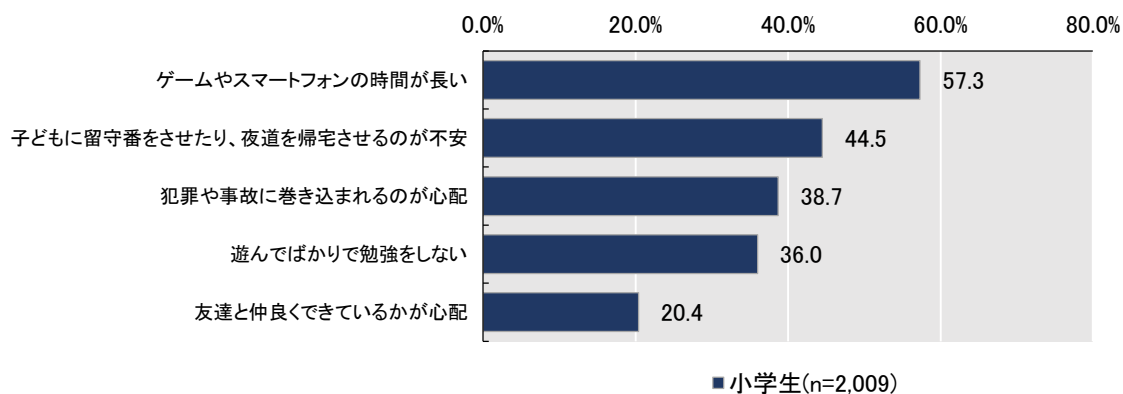


※「希望どおりの保育所などに子どもを預けられること」及び「職場に保育所などが併設されていること」は就学前児童のみ、「放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどに子どもを預けられること」は小学生のみの項目。

(8) 放課後の過ごし方で心配なこと（「小学生調査」）

放課後の過ごし方で心配なこととして、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」が6割弱で最も多く、「子どもに留守番をさせたり、夜道を帰宅させるのが不安」が4割強となっています。

■放課後の過ごし方で心配なこと〔上位5項目〕（「ニーズ調査」小学生【問20】）

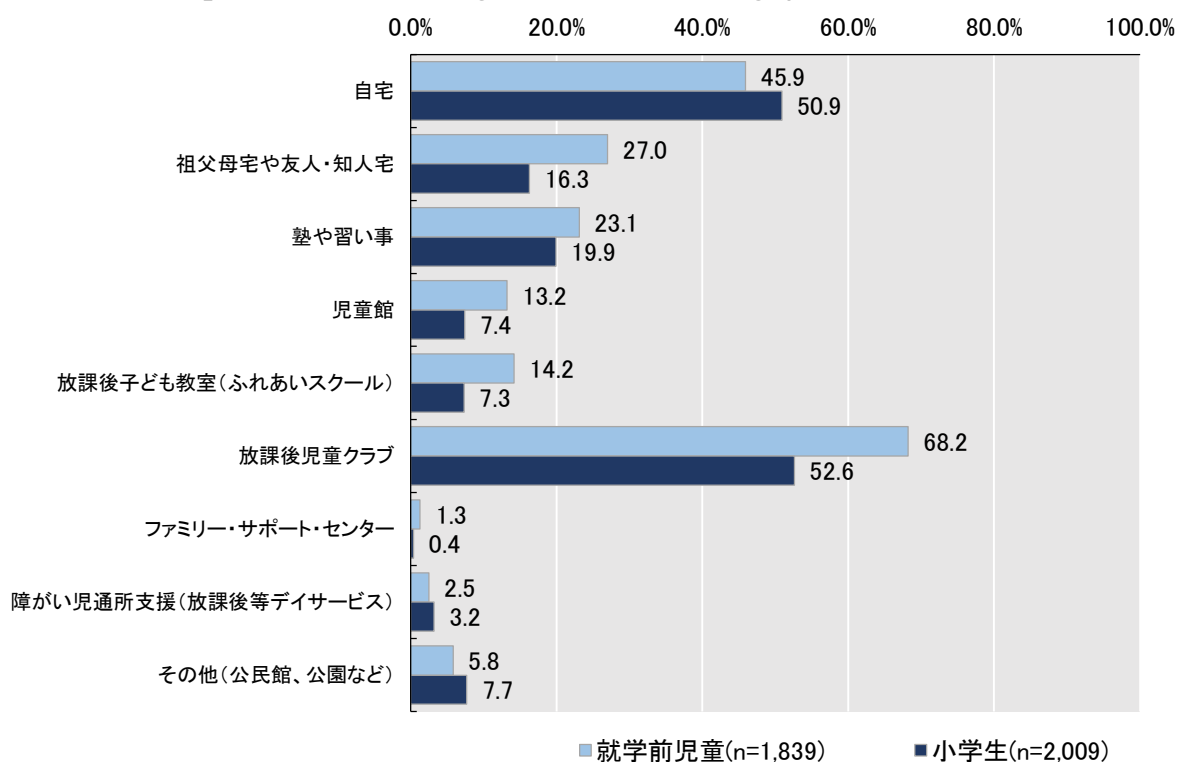


(9) 放課後に過ごさせたい場所（「就学前児童調査」「小学生調査」）

小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「放課後児童クラブ」が最も多くなっていますが、就学前児童は約7割であるのに対して、小学生では5割強と15ポイントの差があります。次いで「自宅」が5割前後となっています。

■放課後に過ごさせたい場所（低学年）

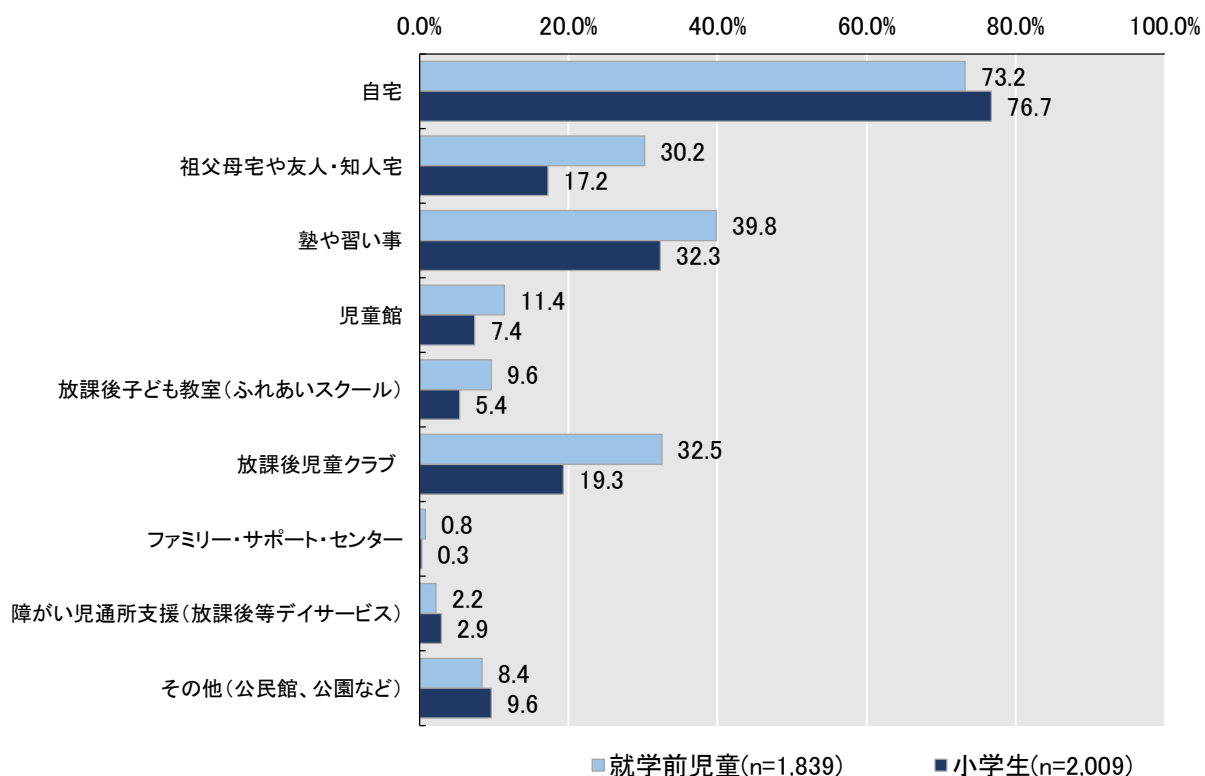
（「ニーズ調査」就学前児童【問29①】／小学生【問18①】）



小学校高学年（4～6年生）のうち、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童と小学生のいずれも「自宅」が7割強で最も多くなっていますが、次いで「塾や習い事」が3割台となっています。

■ 放課後に過ごさせたい場所（高学年）

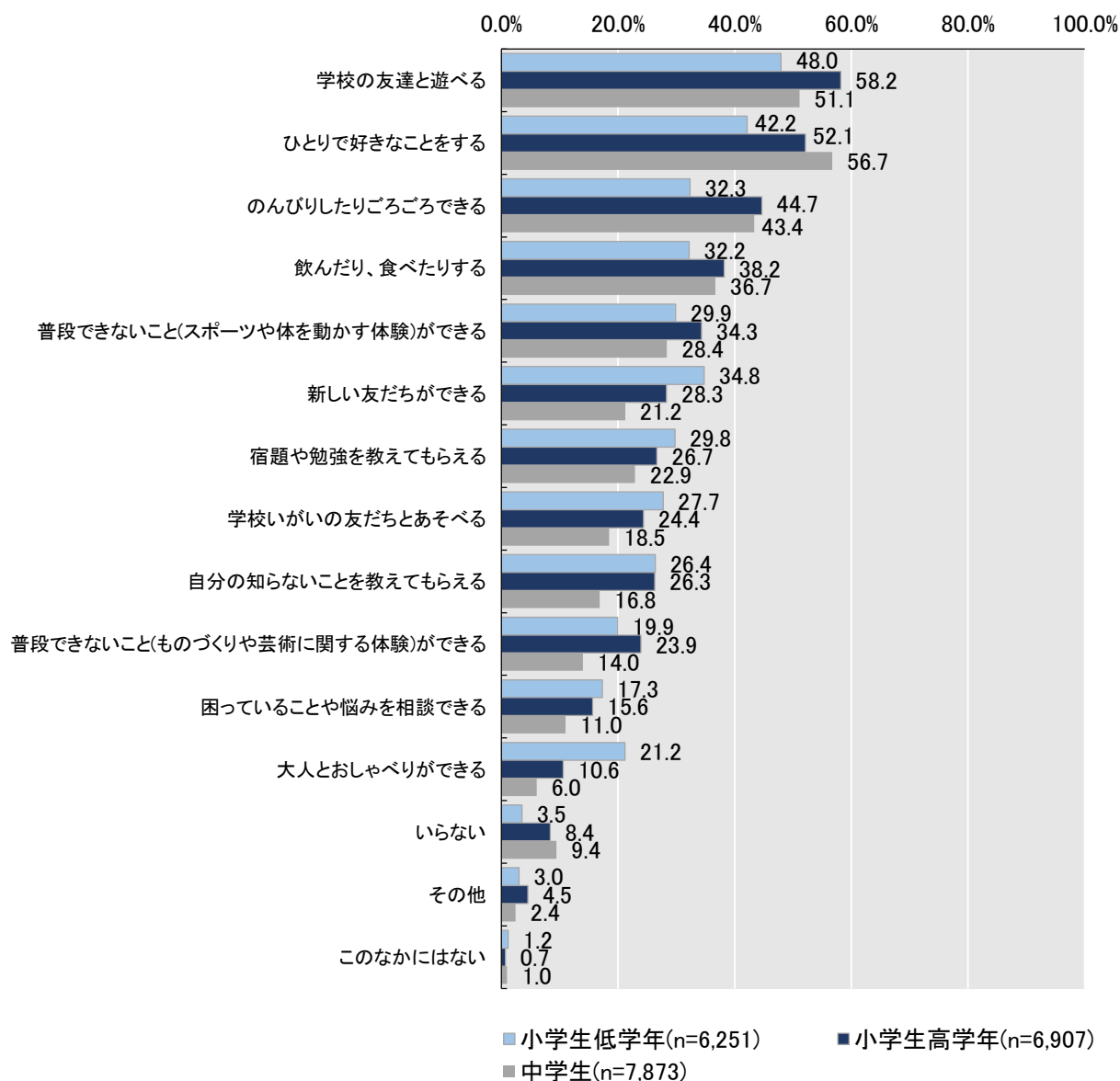
（「ニーズ調査」就学前児童【問 29②】／小学生【問 18②】）



(10) こどもが望む居場所（「こどもの居場所に関わるアンケート」）

こどもが望む居場所については、小学低学年（1～3年生）、小学高学年（4～6年生）及び中学生のいずれも「学校の友達と遊べる」「ひとりで好きなことをする」が5割前後で多くなっています。「ひとりで好きなことをする」の希望は、学年が上がるにつれて増加しています。

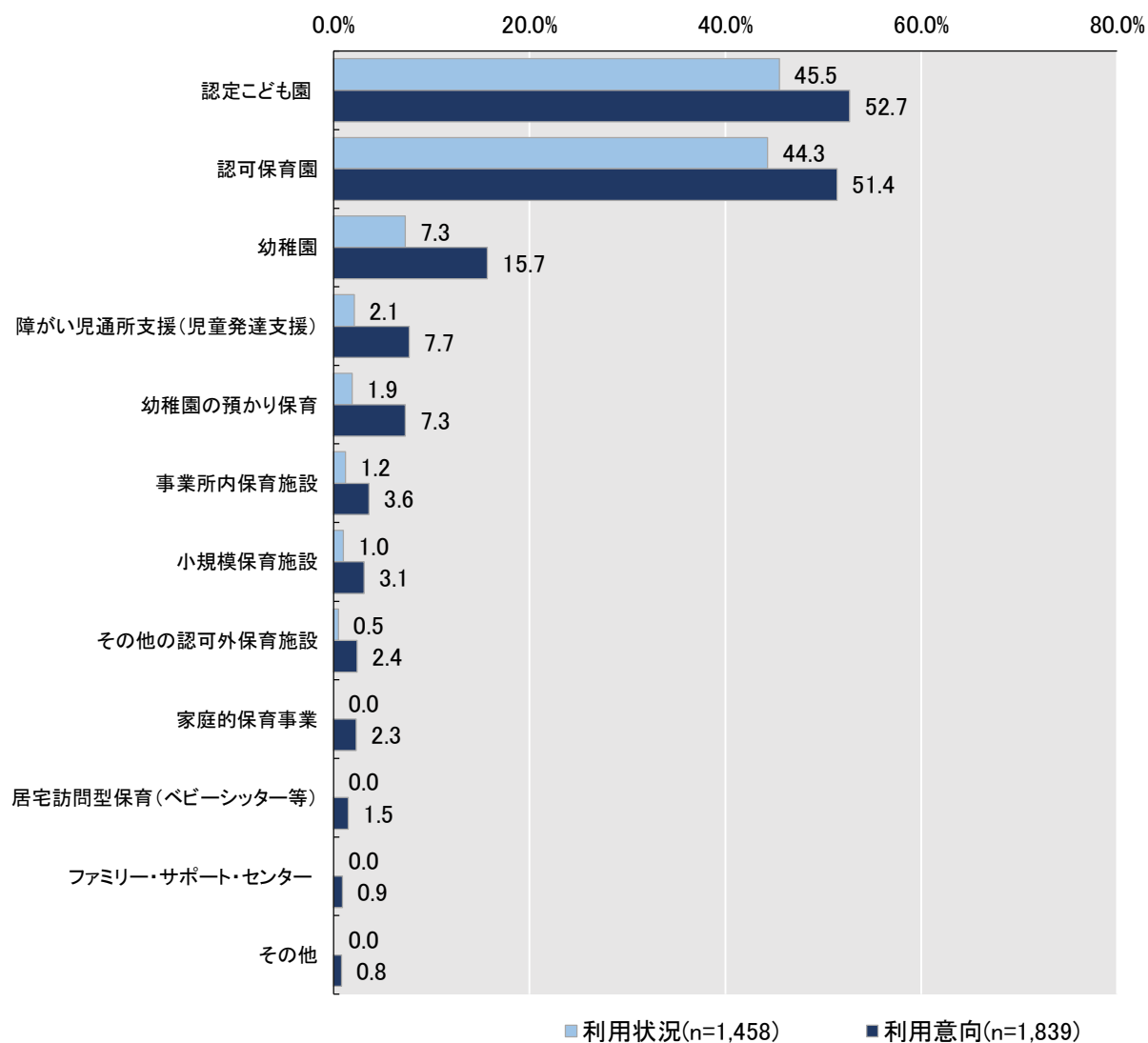
■ こどもが望む居場所（「こどもの居場所に関わるアンケート」【問 17】）



(11) 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向 (「就学前児童調査」)

定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・利用意向については、「認定こども園」、「認可保育園」が高くなっています。

■ 定期的な幼稚園・保育サービス等の利用状況・意向 (「ニーズ調査」就学前児童【問 17-A、問 18】)



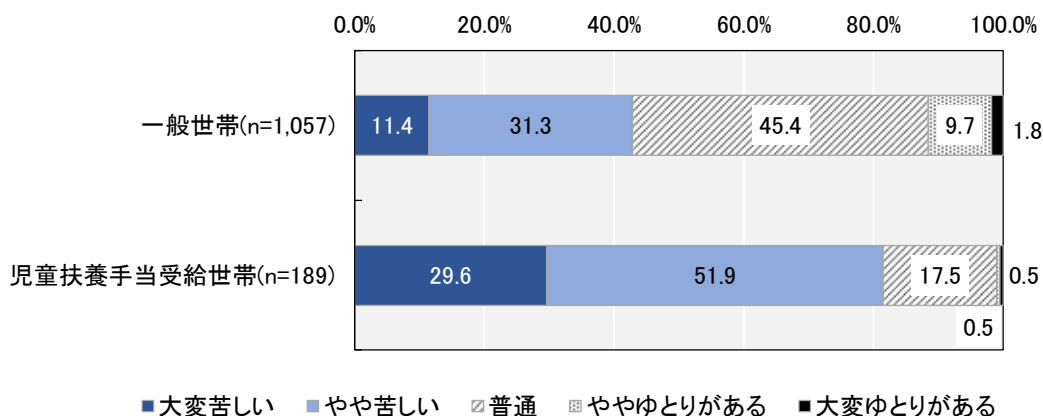
※「家庭的保育事業」は利用意向のみで聞いた項目。

(12) 経済的にできないこと（「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」）

① 暮らしの状況

暮らしの状況について、一般世帯と比較して、児童扶養手当受給世帯の「大変苦しい」「やや苦しい」割合が高くなっています。

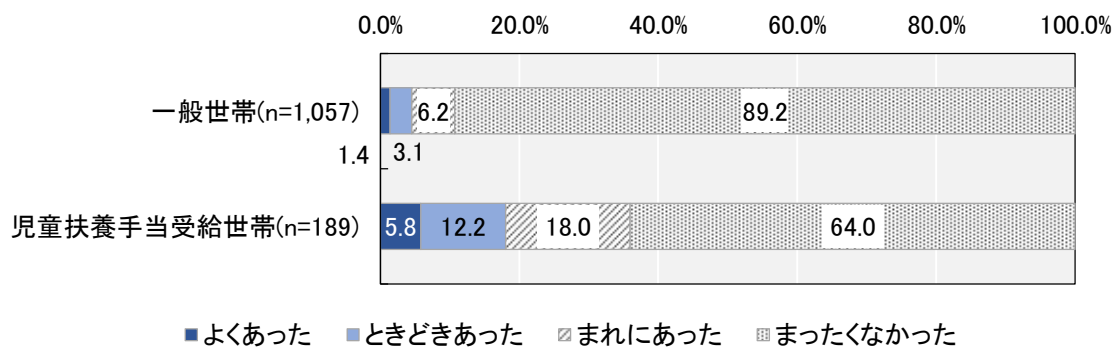
■暮らしの状況（「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」問49）



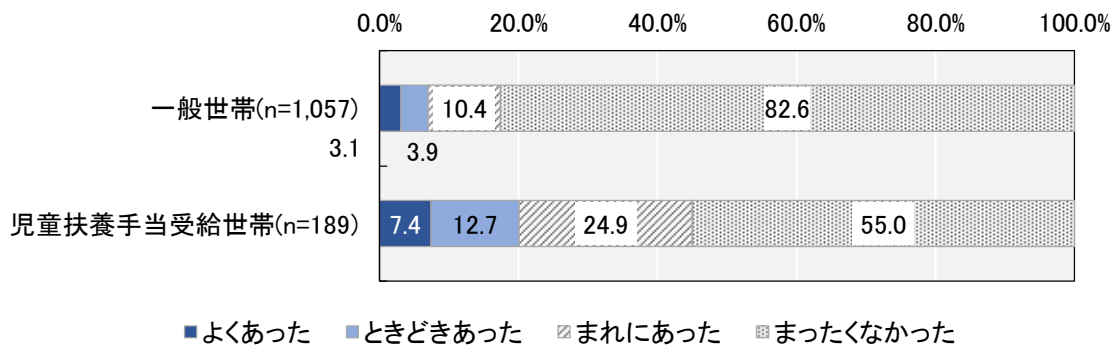
② 経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか

「経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか」に対して、児童扶養手当受給世帯では、家族が必要な食料・衣類、光熱水費、家賃やローンの支払いができなかった経験が、一般世帯よりいずれも高くなっています。

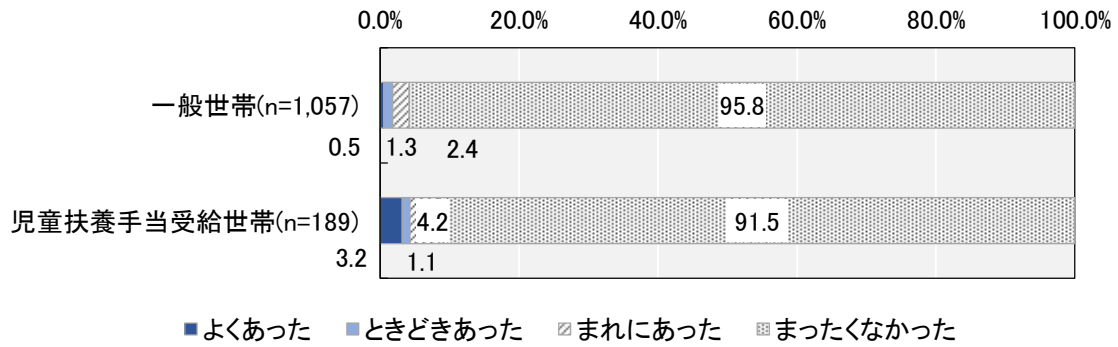
■家族が必要な食料を買えなかったこと（嗜好品は含みません）



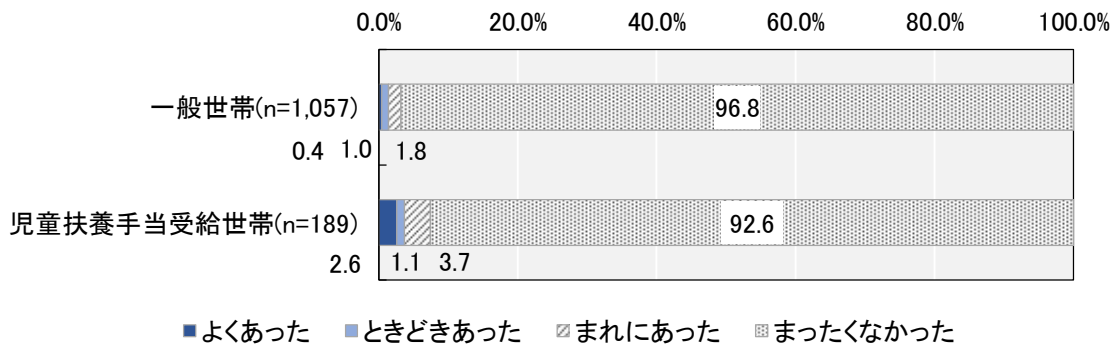
■家族が必要な衣料を買えなかったこと（高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません）



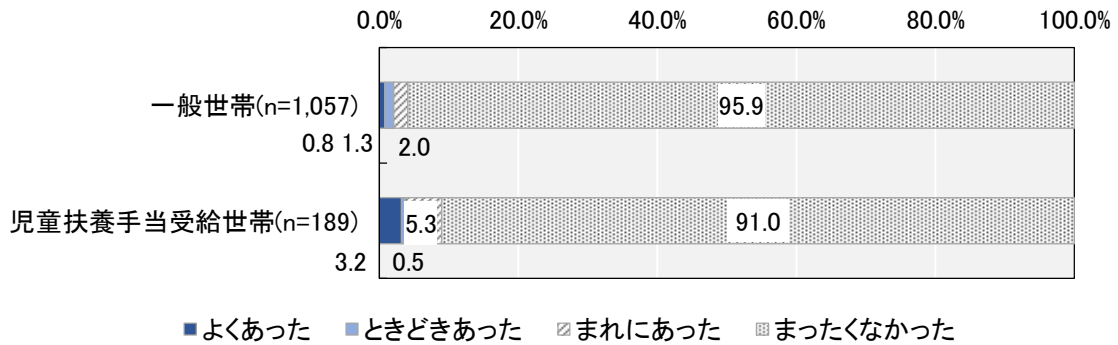
■ 電気料金の未払い



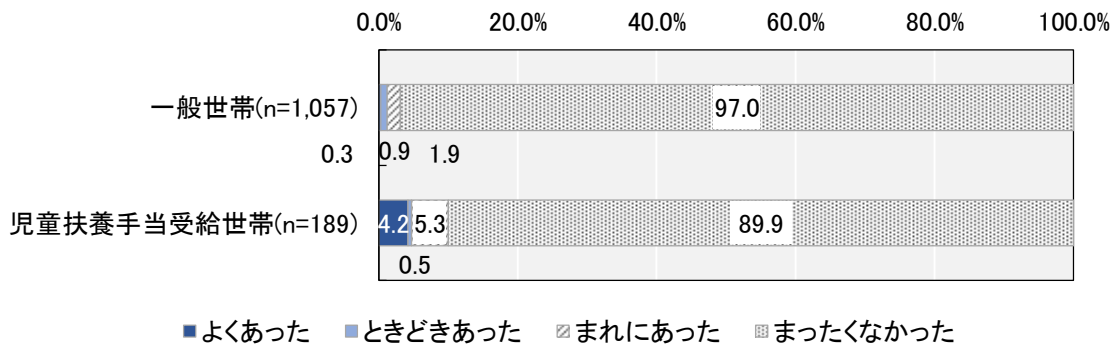
■ ガス料金の未払い



■ 水道料金の未払い



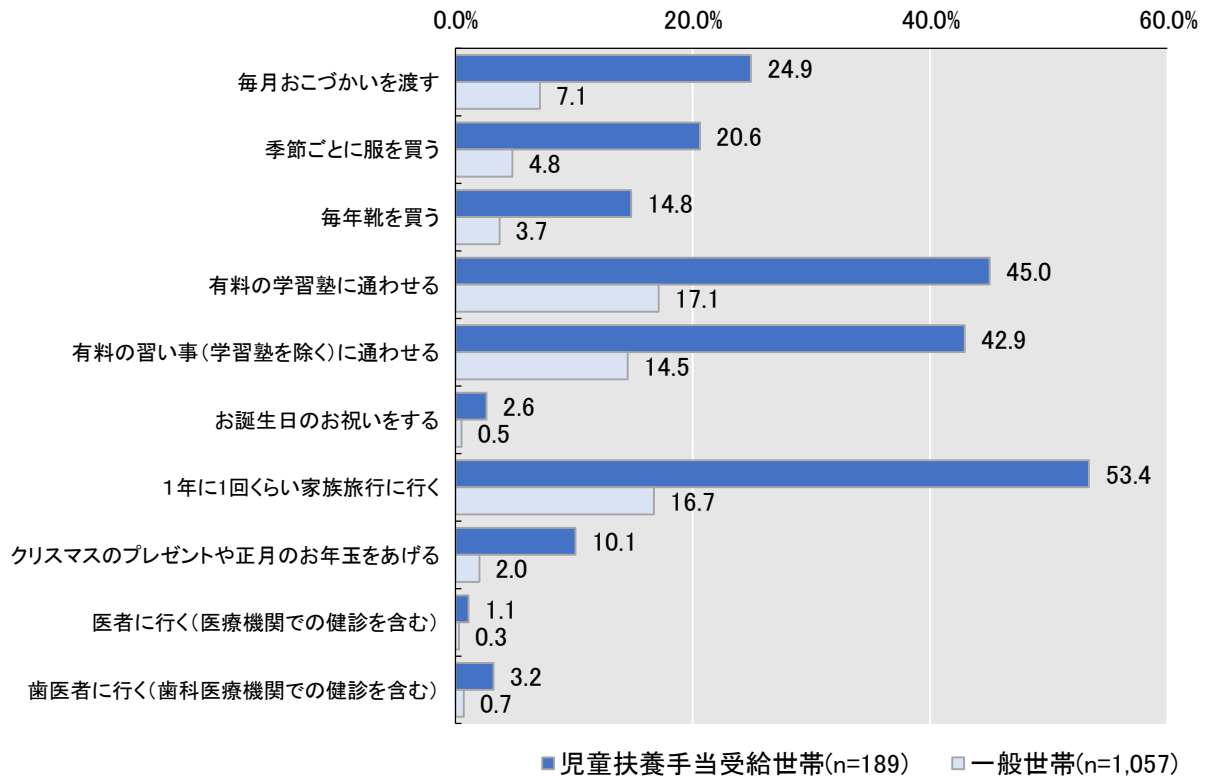
■ 家賃やローンの滞納



③ 経済的にできないこと

経済的にできないことについて、児童扶養手当受給世帯では、5割強の世帯で「年に1回くらい家族旅行に行く」ことができない、と回答しているほか、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事に通わせる」等において、児童扶養手当受給世帯と一般世帯で差がみられます。

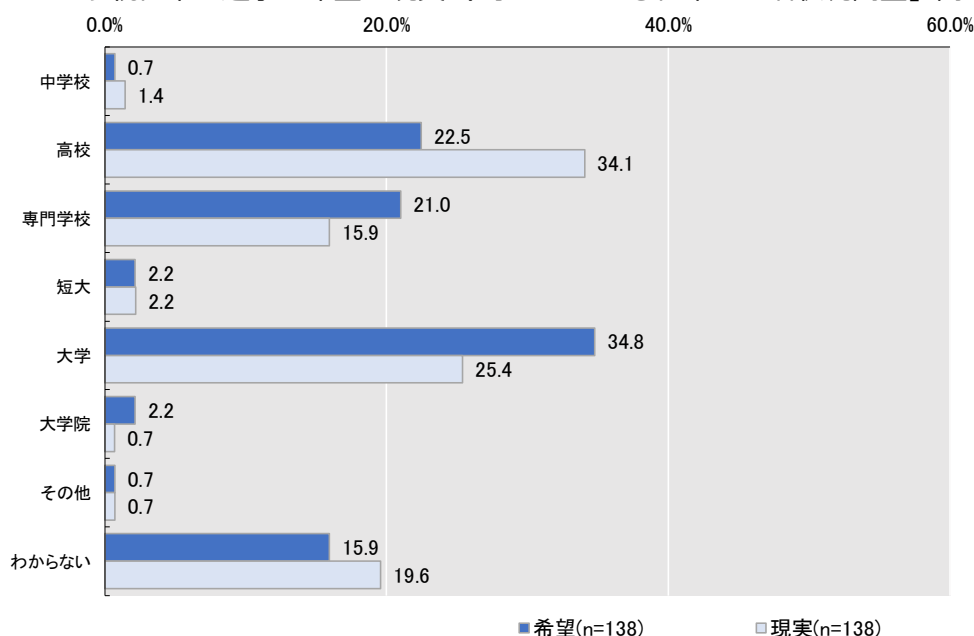
■ 経済的にできないこと



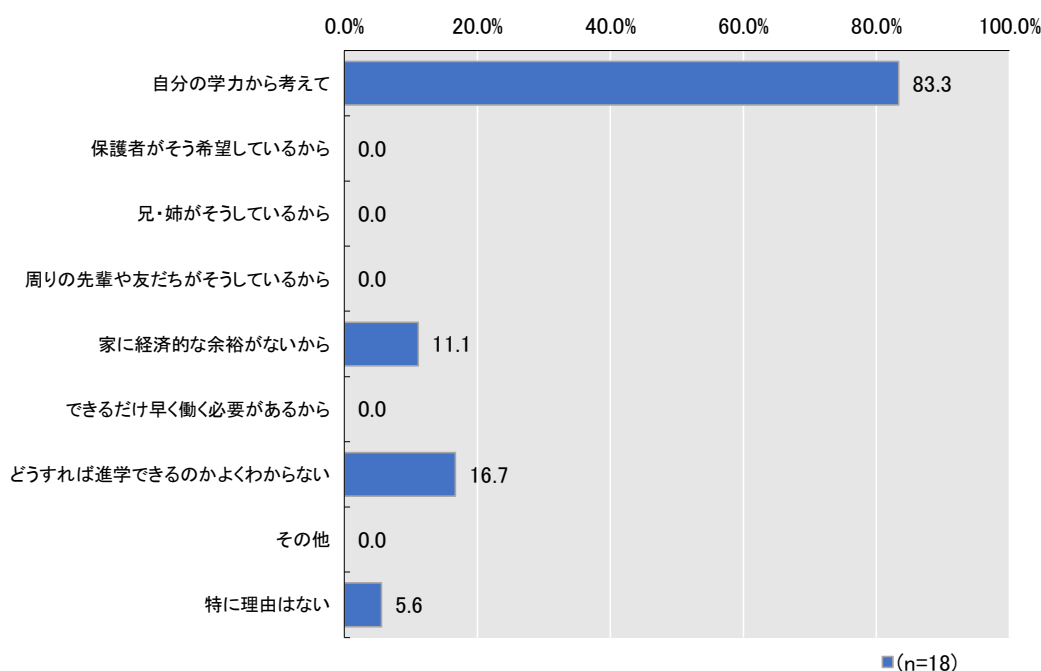
(13) ひとり親世帯のこどもの進学予定「子どものいる世帯の生活状況調査」

ひとり親世帯のこども（小学5、6年生、中学2、3年生）に「希望として、将来どの学校まで行きたいか」（以下「希望」という）と、「現実として、どの学校まで行くことになると思うか」（以下「現実」という）についてうかがったところ、「希望」は「高校」が約2割となっていますが、「現実」は3割強と差がみられます。また、約4割の人が、高校までの進学の「希望」と「現実」が異なると考えており、その理由について、「自分の学力」が上位にあがっています。

■ひとり親世帯の進学の希望と現実（「子どものいる世帯の生活状況調査」問17・問18）



■ひとり親世帯の高校までの進学に対する「希望」及び「現実」が異なる理由（「子どものいる世帯の生活状況調査」問19）



6 施策

6.1 施策方針

本計画では、基本理念及び基本理念を実現するための姿勢に基づき、3つの施策方針を定めます。また、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況と課題を踏まえ、分野別に合計19の施策を策定します。

施策方針1

こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

こどもが成長していくすべてのライフステージにおいて、縦断的に実施すべき事項として、権利の保障、多様な体験や交流の場の充実、配慮が必要なこどもへの支援、貧困対策、虐待の防止とヤングケアラーを含む社会的養護の推進、自殺対策や犯罪から守る取組を位置づけ、すべてのこども一人一人の「最善の利益」を第一に考えながら施策を推進していきます。

- 施策1-1 こどもの権利の保障
- 施策1-2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策1-3 配慮が必要なこどもへの支援
- 施策1-4 こどもの貧困対策
- 施策1-5 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 施策1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策方針2

ライフステージに応じて、こども・若者の状況に応じた支援を切れ目なく行います

結婚、妊娠・出産、幼児期、学童期、思春期、青年期までの各ライフステージには、それぞれに特有の課題と支援ニーズがあることを踏まえながら、こどもや若者、子育て当事者の状況に応じて必要な支援を切れ目なく行っていきます。

- 施策2-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 施策2-2 妊娠・出産・育児のための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策2-3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上
- 施策2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- 施策2-5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策2-6 こども・若者の健全育成と自立支援
- 施策2-7 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 施策2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 施策2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策方針3

子育てに関わる全ての人々を支えます

子育ては保護者がその第一義的責任を持つことを基本としつつ、こども・若者を取り巻くあらゆる人々や組織、団体が、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体でこどもと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

- 施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 施策3-2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援
- 施策3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成
- 施策3-4 ひとり親家庭への自立支援

6. 2 基本理念と施策との関係

基本理念

子ども・家庭・地域に笑顔があふれる、
こどもと子育てにやさしいまちにいがた

基本理念を実現するための姿勢

1. 一人一人のこどもの権利を保証し、「最善の利益」を第一に考えます
2. こどもの意見を尊重しながら、ライフステージに応じた多様な支援を切れ目なく行います
3. こどもは社会の宝であるという認識のもと、社会全体で連携し、こどもと子育てを支え、応援します

施策方針 1

こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます

- 施策 1-1 こどもの権利の保障
- 施策 1-2 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実
- 施策 1-3 配慮が必要なこどもへの支援
- 施策 1-4 こどもの貧困対策
- 施策 1-5 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 施策 1-6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施策方針 2

ライフステージに応じて、こども・若者の状況に応じた支援を切れ目なく行います

- 施策 2-1 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 施策 2-2 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実
- 施策 2-3 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上
- 施策 2-4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育
- 施策 2-5 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進
- 施策 2-6 こども・若者の健全育成と自立支援
- 施策 2-7 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 施策 2-8 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 施策 2-9 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策方針 3

子育てに関わる全ての人々を支えます

- 施策 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 施策 3-2 地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援
- 施策 3-3 子育てと仕事の両立支援、企業・団体等との連携と機運醸成
- 施策 3-4 ひとり親家庭への自立支援

施策 1-1	【取組 1】 こどもの権利の普及・啓発
	【取組 2】 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済
	【取組 3】 自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり
施策 1-2	【取組 1】 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
	【取組 2】 こどもや子育て当事者の目線に立ったまちづくり
	【取組 3】 こども・若者が国内外で活躍できる機会づくり
	【取組 4】 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
施策 1-3	【取組 1】 障がいのあるこどもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携
	【取組 2】 障がいの早期発見と長期にわたる適切な支援
	【取組 3】 特別支援教育の充実
	【取組 4】 医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための連携体制強化
	【取組 5】 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
施策 1-4	【取組 1】 家庭の状況に左右されない、質の高い教育を受ける機会の確保
	【取組 2】 こどもや保護者の暮らしの支援
	【取組 3】 経済的支援体制と地域活動の支援
施策 1-5	【取組 1】 児童虐待防止対策等の更なる強化
	【取組 2】 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
	【取組 3】 ヤングケアラーへの支援
施策 1-6	【取組 1】 こども・若者の自殺対策
	【取組 2】 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
	【取組 3】 こども・若者の性犯罪・性暴力対策
	【取組 4】 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
	【取組 5】 非行防止と自立支援
施策 2-1	【取組 1】 若者に対する結婚や子育てについて考える機会の提供
	【取組 2】 出会いの場の創出と結婚を応援する機運の醸成
	【取組 3】 結婚およびその後の新生活への支援
	【取組 4】 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発
施策 2-2	【取組 1】 切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築
	【取組 2】 切れ目ない母子保健施策の推進
	【取組 3】 子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実
施策 2-3	【取組 1】 幼児教育・保育の量の確保と適正化
	【取組 2】 幼児教育・保育の質の確保と向上
	【取組 3】 多様な保育・子育て支援の充実
施策 2-4	【取組 1】 地域全体で取り組む学校づくり
	【取組 2】 スポーツ、文化芸術に継続して親しむための環境づくり
	【取組 3】 社会の一員としての道徳教育、情報モラル教育の推進
	【取組 4】 こどもの体力向上
	【取組 5】 特別支援教育の充実
	【取組 6】 生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための学校保健の充実
	【取組 7】 家庭、学校、地域等における食育の推進
	【取組 8】 農業と学校教育を融合した取組の推進
施策	【取組 1】 地域におけるこどもの居場所づくり

2-5	【取組 2】 児童の放課後の居場所の確保
	【取組 3】 放課後児童クラブ職員の資質向上
施策 2-6	【取組 1】 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	【取組 2】 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	【取組 3】 いじめ防止
	【取組 4】 不登校のこどもへの支援
	【取組 5】 体罰や不適切な指導の防止
	【取組 6】 高校中退の予防、高校中退後の支援
	【取組 7】 若者の居場所の確保
施策 2-7	【取組 1】 若者の進学機会の確保
	【取組 2】 生涯学習の支援
施策 2-8	【取組 1】 若者の就職活動におけるマッチング支援
	【取組 2】 若者の再就職に関する支援
	【取組 3】 若者の職業選択を広げるための能力向上支援
施策 2-9	【取組 1】 若者の保健対策と相談体制の充実
	【取組 2】 相談支援やサポートに関する情報の周知
施策 3-1	【取組 1】 幼児期から高校までの子育てや教育等にかかる経済的負担の軽減
	【取組 2】 高等教育にかかる経済的負担の軽減
	【取組 3】 医療にかかる経済的負担の軽減
施策 3-2	【取組 1】 地域で子育て支援を担う人材の育成と活用
	【取組 2】 地域と連携した子育て支援
	【取組 3】 家庭の子育て力を育む機会の充実
施策 3-3	【取組 1】 仕事と子育ての両立に向けた啓発と企業・団体等との連携
	【取組 2】 ワーク・ライフ・バランス推進のための支援
	【取組 3】 男性の育児参画に向けた支援
施策 3-4	【取組 1】 自立に向けた生活・就労支援の充実
	【取組 2】 相談体制の充実
	【取組 3】 養育費の履行確保に向けた支援

第2章 具体的な施策の展開

施策方針 1 **こども一人一人の「最善の利益」を第一に考えます**

施策 1-1

▶ こどもの権利の保障

◆施策の方向性◆

こどもの権利について理解を深めるための情報提供や周知・啓発を推進するとともに、こどもの権利侵害に係る相談や救済、こどもの意見表明や社会参加を促進する取組を行います。

◆施策推進の背景◆

新潟市では、これまでも「新潟市人権教育・啓発推進計画」にもとづき、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を掲げ、人権教育・啓発の総合的な推進を図ってきました。

しかしながら、とりわけ、こどもについては、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的困窮等を背景に、新潟市においても、児童虐待相談対応件数やいじめの相談件数が増加傾向にあるとともに、こどもの貧困やヤングケアラーといった問題も顕在化しており、こどもを取り巻く環境は一層厳しいものになっています。

このような状況を鑑み、令和4（2022）年4月1日から「新潟市子ども条例」が施行されるとともに、令和5（2023）年4月には、「新潟市子どもの権利推進計画」を施行し、こどもの権利保障を推進してきたところです。

すべてのこどもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中で、かけがえのないこども期を過ごし、新潟市民として誇りを持つことができる姿を実現するためには、こどもを一人の人間として尊重するとともに、複雑化、多様化するこどもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、職場や地域社会全体が一体となって解決に取り組むことが大切です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
5つの子どもの権利が大切にされていると思うと回答した子どもの割合	69%	80%以上	向上させる
現状数値の出典：こども政策課アンケート	(R5 年度実績)		
新潟市子ども条例を知っていると回答した子どもとおとなの割合	61%	80%以上	向上させる
現状数値の出典：こども政策課アンケート	(R5 年度実績)		
いじめ解消率	79.80%		
現状数値の出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 児童相談所	(R4 年度実績)	80%	80%

◆具体的な取組◆

【取組 1】 こどもの権利の普及・啓発

こどもの権利を守るためには、**権利の主体であるこども自身の理解はもとより、こどもに関わりのあるおとな**だけでなく、**すべてのおとな**の理解が必要不可欠です。そのため、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるよう、新潟市子ども条例の趣旨を、**継続的に**幅広い市民に普及・啓発します。

〔主な事業〕

- ◇新潟市子ども条例推進事業
- ◇人権教育・啓発推進事業
- ◇子どもの権利条約パンフレットの活用促進
- ◇新潟市子ども条例パンフレットの活用促進
- ◇周知・啓発キャンペーンの実施
- ◇CAP プログラム
- ◇公民館における人権教育の推進
- ◇多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発

【取組 2】 一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済

こどもはおとなに比べ権利侵害を受けやすく、一方で救済機関へのアクセスも難しいことから、困難を抱えるこどもが気軽に相談することができ、その内容を踏まえ適切な支援につなげていくことが重要です。

こども本人やこどもに関係するおとなからの相談に対応し、当該こどもの最善の利益を考慮しながら、必要な支援や解決につなげていくため、独立性を有し第三者的な立場で問題を調整する新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」を令和 6（2024）年 8 月より開設し

ました。当該窓口が他の様々な相談窓口・機関と緊密に連携を図りながら、こどもの権利侵害からの救済に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営
- ◇子どもの権利相談室の周知
- ◇いじめ防止市民フォーラム実施
- ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会
- ◇S S W・カウンセラー等活用事業

【取組3】自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり

こどもが社会に参加する権利はこどもの権利推進の中核であり、こどもは自ら意見を自由に発することを保障された権利の主体であることを、こども自身が知ることが重要です。

また、こどもが意見を表明し、社会に参加していくためには、その声を聴き、受け止めるおとなの存在が不可欠です。おとながこどもの有する権利を尊重し、こどもの意見表明を促進し、受け止める姿勢が求められます。また、障がいや不登校、被虐待など、自ら声をあげることが難しいこどもの意見をくみ取り、必要に応じ代弁できる仕組みの構築なども必要です。こどもの意見表明と社会参加を促すことが、こどもの自己肯定感や自信を育むことに留意しながら、こどもの意見反映を推進していきます。

〔主な事業〕

- ◇中学生による意見交換会
- ◇小学生こどもサミット
- ◇小中学生施策アンケート
- ◇コミュニティ・スクール推進事業
- ◇まちづくりパートナーシップ事業
- ◇子どもの意見表明支援事業

施策 1－2

▶ 生きる力を育む多様な体験や交流の場の充実

◆施策の方向性◆

学校や地域において多様な体験・活動の機会を提供することで、こどもたちの達成感や自己肯定感を育み、心の成長と発達を支援します。

◆施策推進の背景◆

こどもが、遊びや体験を通じて、身体の諸感覚を養うことで身に着く認知的スキルや、他者との交流で生まれる、思いやりや想像力、自尊心などの社会情動的スキルを育むためには、こどものうちに多様な体験や交流の機会に触れられる環境にあることが重要です。

そのため、こどもたちが将来に向けて自分の可能性を広げることができるよう、新潟市の強みである豊かな自然、伝統ある農・工・商や ICT を活用した新たな産業、地域に根ざした多様な文化などを活かした学びの機会を提供するとともに、年齢や性別、価値観などが異なる人たちと交流する機会を提供していくことが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
地域のこと（自然・歴史・産業など）にふれたり、調べたりする学習が好きと回答した生徒（中 3）の割合	72.50%	80%	90%
現状数値の出典：令和 5 年度新潟市生活・学習意識調査	(R5 年度実績)		
文化施設等による子ども向け鑑賞・体験事業の実施回数	174 回	210 回	230 回
現状数値の出典：文化政策課調べ	(R4 年度実績)		
文化施設等による小・中学校へのアウトリーチの実施回数	116 回	135 回	145 回
現状数値の出典：文化政策課調べ	(R4 年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

こどもにとって、遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、遊びを通して身に着く認知的スキルや社会情動的スキルに加え、多様な動きを身に付けることで健康維持、ひいては、生活習慣の定着や生涯にわたる幸せにもつながると考えられます。

遊びや体験活動の機会を保障することの重要性を認識した上で、地域、学校・園、家庭、社会教育施設、民間団体等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会、施設の充実に努めます。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものです。家庭、地域、学校・園等において、こどもが本に親しみ、読書習慣を身につけることを目指して取組を推進します。

〔主な事業〕

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ◇こども創造センターの管理運営 | ◇にいがた市民文学発刊費 |
| ◇こどもマンガ講座 | ◇にいがたマンガ大賞 |
| ◇りゅーとぴあ普及・育成事業 | ◇子ども向け文化プログラム体験事業 |
| ◇芸術創造村・国際青少年センター「ゆいぽーと」の管理運営 | |
| ◇水族館体験学習・普及振興事業 | ◇児童館・児童センターの運営・支援 |
| ◇生物多様性保全事業 | ◇環境教育実践協力校支援事業 |
| ◇子ども講座 | ◇動物ふれあいセンターの管理運営 |
| ◇花育推進事業 | ◇食育・花育センターの管理運営 |
| ◇アグリパークの管理運営 | ◇子どもふれあいスクール事業 |
| ◇地域と学校パートナーシップ事業 | ◇家庭教育振興事業 |
| ◇ブックスタート事業 | ◇子どもの読書環境整備事業 |
| ◇読み聞かせボランティア養成講座の実施 | ◇学校図書館支援センター事業 |
| ◇電子図書館事業 | ◇家庭教育支援基盤構築事業 |
| ◇子ども体験活動・ボランティア活動推進事業 | ◇読書活動推進 |
| ◇石油文化出前講座 | ◇夏休みクイズラリー「アキハクエスト」 |
| ◇里山未来創造事業 | ◇農業体験 |
| ◇歯っぴーすまいるプロジェクト | ◇新潟市学生コミュニティフィールドワーク |
| ◇にしかん地域防災共育支援事業 | |

【取組2】 こどもや子育て当事者の目線に立ったまちづくり

こども・子育てを支援する環境の充実に向けて、ユニバーサルデザインの考えに基づき、こどもや保護者同士が交流しやすい場所の整備、子育て関連施設のバリアフリー改修や、老朽化した施設の改修などの環境改善を、こどもや子育て当事者の目線に立って推進します。地域住民の理解を得た上で、公園遊具の設置などのこどもの遊び場づくりを行い、そのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などに取り組みます。

また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

〔主な事業〕

- ◇地域拠点公園整備事業
- ◇街区公園整備事業
- ◇移動等円滑化促進方針策定
- ◇移動等円滑化基本構想策定
- ◇健幸すまいリフォーム助成事業
- ◇空き家活用推進事業
- ◇公共建築物保全適正化推進事業
- ◇子どもの遊び場づくり事業

「こどもの意見の反映」

◎ こどもがいても生活しやすいような、安心して暮らせる住宅、賃貸住宅を増やすとよい

⇒新潟市の「健幸すまいリフォーム助成事業」や国の「子育て支援型共同住宅推進事業」を通じ、こどもの事故防止や、こどもを見守りやすい住宅の改修を支援することで、子育てに対応した住宅づくりを支援します。

【取組3】 こども・若者が国内外で活躍できる基盤づくり

こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、地域への誇りと愛着、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流を推進します。

〔主な事業〕

- ◇歴史博物館企画展等実施事業
- ◇旧小澤家住宅の管理運営
- ◇新津鉄道資料館企画展等実施事業
- ◇文化財センター及び弥生の丘展示館の管理運営
- ◇新潟市文書館の管理運営
- ◇姉妹・友好都市等との青少年交流
- ◇新潟市青少年オンライン交流事業

【取組4】 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。

〔主な事業〕

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ◇男女平等教育の推進 | ◇人権教育啓発事業 |
| ◇公民館における人権教育の推進 | ◇男女共同参画推進センター事業 |
| ◇男女共同参画推進事業 | ◇若者支援事業 |

施策 1－3

▶ 配慮が必要な子どもへの支援

◆施策の方向性◆

子どもと家族に寄り添いながら個々の状況や特性に応じた適切な支援を行い、それぞれに合ったペースや環境で安心して成長し暮らすことができるよう支援します。

◆施策推進の背景◆

近年、子どもの発達の特性が広く認知されてきており、発達に特性のある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援ニーズは多様化しています。

全ての子どもが安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるために、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子どもの育ちと家族を支える体制の構築を進めるとともに、地域における障がいのある子どもの支援体制の強化や幼児教育・保育施設等におけるインクルージョンの推進が求められています。

施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
障がい者基幹相談支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置数	4人	4人	4人
現状数値の出典：障がい福祉課	(R5 年度実績)		
教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率	89.80%	増加させる	増加させる
現状数値の出典：子ども家庭課（児童発達支援センター）	(R5 年度実績)		
医療的ケア児のうち保育施設等への入園を希望する児童の入園率	100%	100%	100%
現状数値の出典：幼保支援課	(R6 年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組 1】障がいのある子どもの受け入れ体制の拡充と関係機関の連携

障がいや発達に心配のある子どもが安心して幼児教育・保育施設などを利用することができる体制を構築するとともに、障がい福祉サービスの充実に努めるなど、地域で支援が受けられる環境を整備します。

〔主な事業〕

- ◇発達支援コーディネーターの養成
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談、巡回支援、保育所等訪問支援）
- ◇障がい児保育事業
- ◇特別児童扶養手当
- ◇障がい児福祉手当

【取組2】障がいの早期発見と長期にわたる適切な支援

乳幼児健康診査などの機会を捉え、障がいや発達の課題の早期の気づきに努めるとともに、適切に相談支援や療育につなぐことで、乳幼児期・学童期におけるこどもの健やかな育ちを支えます。

更に、青年期における一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、関係者（保健、医療、福祉、保育、教育、労働など）と連携して行います。

〔主な事業〕

- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康指導
- ◇乳幼児健康診査事業（乳児健診、股関節検診、1歳6か月児健診、3歳児健診）
- ◇医師による発達相談
- ◇療育教室
- ◇児童発達支援センター「こころん」（通所支援、発達相談）
- ◇障がい者基幹相談支援センター事業
- ◇「つながる」「広げる」障がい者支援事業
- ◇豊かな心を育てる事業（ミュージックセラピー）

【取組3】特別支援教育の更なる充実と拡張

特別支援教育について、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学ぶための環境を整えるとともに、こども一人ひとりの教育ニーズに応じた多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みを構築します。

〔主な事業〕

- ◇特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などの学びの場の整備
- ◇特別支援教育サポートセンターの運営
- ◇個別の教育支援計画作成支援
- ◇教職員への特別支援教育研修の実施
- ◇就学相談会の実施
- ◇就学支援委員会の実施
- ◇病院内学級の設置

【取組4】医療的ケア児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための連携体制強化

医療的ケア児とその家族が、必要とする支援を適切に受けられるよう、関係機関と連携していくとともに、幼児教育・保育施設等に看護師を配置するなど、支援体制の整備を推進します。

〔主な事業〕

- ◇新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営
- ◇医療的ケア児保育支援事業
- ◇ファミリーサークルひまわり（ダウン症の会）の活動支援
- ◇障がい児相談支援 ◇学校看護師の配置

【取組5】慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

慢性疾病や難病を抱える子ども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

〔主な事業〕

- ◇小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ◇小児慢性特定疾病医療費助成
- ◇特定医療費支給事業 ◇難病相談支援センター運営事業

施策 1 - 4

▶ こどもの貧困対策

◆施策の方向性◆

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されず、こどもの安心して生きる権利が守られるよう、こどもの貧困対策に関する取組を着実に推進します。

◆施策推進の背景◆

令和 6 (2024) 年度の「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」のうち、「暮らしの状況」に関する答えについて、一般世帯の 4 割強、また、児童扶養手当受給世帯の 8 割弱が「大変苦しい」若しくは「やや苦しい」という結果となっており、令和 3 (2021) 年度に実施した調査よりもそれぞれ増加しており、こども・子育て環境における経済的問題が依然として大きい結果となりました。

こどもの貧困は、周りのこどもが当たり前を持っているような物、教育や経験の機会などがはく奪されるなど、不利な状況がまた一層不利な状況を呼び、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。

そのような不利で困難な状況は、こどもやその家族だけの努力では抜け出すことが難しく、また、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況もみられることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

また、貧困の状況が親から子へ連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
ひとり親家庭のこどもの進学予定	高校まで： 22.8% 短大・専門学校まで： 26.5% 大学以上： 24.3% (R6 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：こども政策課（子どものいる世帯の生活状況に関する調査）			
「子どもの学習・生活支援事業」参加児童人数	139 人 (R5 年度実績)	155 人	155 人
現状数値の出典：市把握数（R5 年度）			
子育てに関する相談について、頼れる人がいないと答えた保護者の割合（ひとり親世帯）	25.9%	前回より減少	前回より減少

現状数値の出典：R3 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査	(R6 年度実績)		
「子ども食堂」の数	49 か所	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：新潟市社会福祉協議会	(R4.11 実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】家庭の状況に左右されない、質の高い教育を受ける機会の確保

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、教育の機会均等を図ります。

〔主な事業〕

- ◇私立高等学校学費助成 ◇保育料等の軽減
- ◇若者支援事業 ◇就学援助事業（学用品費、医療費、学校給食費等）
- ◇特別支援教育就学奨励事業 ◇奨学金貸付事業
- ◇入学準備金貸付事業 ◇高等学校等就学支援金事業（国）
- ◇奨学のための給付金事業（国）

【取組2】こどもや保護者の暮らしの支援

貧困の状況にあるこども・若者や保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

保護者の就労支援において、安定的な経済基盤を確保する観点から、職業生活の安定と向上のための支援を進め、また、仕事と両立しながら安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

ひとり親家庭など、生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業 ◇出産・子育て応援事業
- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇地域子育て支援センター
- ◇こどもの学習・生活支援事業 ◇働き方改革推進事業
- ◇ひとり親家庭等日常生活支援 ◇ひとり親家庭生活支援講習会
- ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ◇母子・父子自立支援員 ◇自立支援教育訓練給付金
- ◇高等職業訓練促進給付金等事業
- ◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ◇生活保護受給者等就労自立促進事業 ◇生活困窮者自立相談支援事業
- ◇母子生活支援施設の運営

【取組3】 経済的支援体制と地域活動の支援

保護者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援制度の利用を促していきます。

また、行政以外にも子ども食堂など民間団体が中心となって子どもたちを支援する活動が行われており、子どもたちが地域の人々と交流を重ね、のびのびと成長できるよう、これらの地域活動を支援し、連携・協力していきます。

〔主な事業〕

- ◇保育料等の軽減
- ◇にいがたっ子すこやかパスポート
- ◇放課後児童クラブ利用料・減免制度
- ◇子ども医療費助成
- ◇ひとり親家庭等医療費助成
- ◇養育費履行確保事業
- ◇住居確保給付金
- ◇民間賃貸住宅への入居支援
- ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業【再掲】
- ◇私立高等学校学費助成
- ◇児童手当
- ◇児童扶養手当
- ◇母子向け住宅
- ◇生活保護制度
- ◇市営住宅への子育て世帯等の優先入居

施策 1－5

▶ 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

◆施策の方向性◆

児童虐待の未然防止のため周知啓発や相談支援を行うとともに、児童虐待事案に対しては、こどもの安全を第一に、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。

◆施策推進の背景◆

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待に至った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合もあり、子から親になった保護者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。

(社会的養護の推進については、県とともに策定中の「新潟県社会的養育推進計画」の内容を踏まえて記載)

また、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを、こどもが日常的に行っているヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、こどもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況にあることから、地域や社会全体で取り組む課題となっています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
児童虐待死亡事例	0 人 (R5 年度実績)	0 人	0 人
現状数値の出典：児童相談所			
リスクを把握した妊婦に対して産前に状況確認をした割合	100% (R5 年度実績)	100%	100%
現状数値の出典：こども家庭課調査			
ヤングケアラーの認知度	43.50% (R5 年度実績)	65%	75%
現状数値の出典：ヤングケアラー実態アンケート (市立校の小学 4 年生から高校 3 年生対象)			
里親等委託率 (3 歳未満)	63%	65%	70%

◆具体的な取組◆

【取組1】児童虐待防止対策等の更なる強化

重大なこどもの権利侵害である児童虐待に迅速かつ的確に組織的な対応が行えるよう、デジタル技術を活用するとともに、児童相談所および各区のこども家庭センター職員の専門性向上や体制強化を進めます。

また、引き続き様々な媒体を活用した虐待予防の周知啓発を行うほか、安心してこどもを産み育てられるよう、各区のこども家庭センターにおいてアウトリーチ型の取組を推進するなど、課題を抱えるこどもや家庭への適切な支援につなげます。

さらに、予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談に取り組むとともに、支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組めます。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進します。

〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇要保護児童対策地域協議会
- ◇養育支援訪問事業
- ◇子育て世帯訪問支援事業
- ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- ◇オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン
- ◇出産・子育て応援事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査事業
- ◇児童相談所による相談・支援事業
- ◇SNS等相談事業
- ◇SSW・カウンセラー等活用事業
- ◇地域子育て支援センター
- ◇こどもの権利擁護事業
- ◇一時保護時の司法審査
- ◇こども家庭福祉の認定資格取得に係る研修
- ◇児童相談所職員研修事業
- ◇みんなで子育てネットワーク事業

【取組2】社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

(県とともに策定中の「新潟県社会的養育推進計画」の内容を踏まえて記載)

〔主な事業〕

- ◇児童相談所保護支援事業
- ◇児童相談所特別事業
- ◇里親支援事業
- ◇里親・ファミリーホーム普及促進事業
- ◇ケアリーバー支援事業
- ◇未成年後見人支援事業
- ◇児童自立生活援助事業

【取組3】ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、こども本人や家族に自覚がない場合も多いことから、こども自身や市民に対する周知啓発に取り組むとともに、福祉・介護・医療・教育等の関係者が連携し早期発見と早期対応ができる体制づくりと定期的な調査による実態把握に努めます。

また、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切な寄り添いにより世帯全体を支援する視点を持ち、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

〔主な事業〕

- ◇ヤングケアラー支援体制整備事業
- ◇子育て世帯訪問支援事業

施策 1－6

▶ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る 取組

◆施策の方向性◆

こども・若者の、命に係わる自殺や犯罪・暴力被害の防止、及び事故や災害からの安全確保を図るとともに、非行や犯罪に及んだこども・若者の自立を支援します。

◆施策推進の背景◆

当市の自殺死亡率は、全国の政令指定都市の中でも高い水準にあり、こども・若者の自殺者数も、微増の傾向にあります。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることへの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力的に推進する必要があります。

また、情報化社会が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報の氾濫や、犯罪被害といった重大な問題も懸念されます。

また、こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告のしやすさ、被害当事者への支援、継続的な啓発活動などの総合的な取組が求められています。

こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提とした、対策や防止策が求められます。更に、社会全体として、非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
自殺者数（10代～30代） 現状数値の出典：厚生労働省（人口動態統計：暦年表記表示）	38人 (令和4年度実績)	現状より減少	現状より減少
授業でタブレット端末を日常的に（ほぼ毎日）活用している学校の割合 現状数値の出典：令和5年度全国学力・学習状況調査（学校質問紙）	89.10% (R5年度実績)	90%	100%
友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしていますと回答した児童の割合（小6） 現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査	92% (R5年度実績)	95%	98%
新潟市犯罪被害者等支援推進会議の開催 現状数値の出典：市民生活課	1回 (R5年度実績)	未定	未定
交通安全教室実施数 現状数値の出典：市民生活課	773回 (R5年度実績)	未定	未定
交通安全指導者養成人数 現状数値の出典：市民生活課	203人 (R5年度実績)	未定	未定
子ども見守り隊の参加者数の割合 現状数値の出典：市把握数	8.5% (R5年度実績)	9.0%	9.0%

◆具体的な取組◆

【取組1】こども・若者の自殺対策

「第3次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づく取組の推進、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台端末の活用によるこころの不調の変化の早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、子ども・若者から相談を受けた教師等のスーパーバイズや、学校などでは抱えきれない、よりリスクが高い子どもについて、専門職による相談体制の整備などの自殺予防への対応、遺されたこどもへの支援など、体制強化を図りながら、総合的に取り組めます。

〔主な事業〕

- ◇自殺総合対策事業
- ◇相談関係機関連絡会
- ◇親子のLINE相談
- ◇SSW・カウンセラー等活用事業
- ◇子どもSOS電話相談
- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営

【取組2】 こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応を推進します。

〔主な事業〕

- ◇GIGA スクール構想の推進

【取組3】 こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

児童福祉施設等における性被害防止のため、パーティション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護等について、対策を支援します。

〔主な事業〕

- ◇犯罪被害者等支援総合窓口の設置
- ◇犯罪被害者等見舞金の支給
- ◇犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成
- ◇犯罪被害者等への転居費用の助成
- ◇犯罪被害者等への無利子での資金貸付
- ◇S S W・カウンセラー等活用事業

【取組4】 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

有害環境対策、防犯・交通安全対策等を推進し、こども・若者が、犯罪や災害、事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め体系的な安全教育や環境づくりを推進します。また、保護者に対しても、こどもの安全に関する周知啓発を進めます。

〔主な事業〕

- ◇交通安全教室
- ◇子どもの体験型安全教室
- ◇犯罪被害者等見舞金の支給
- ◇犯罪被害者等への転居費用の助成
- ◇IoT 技術を活用した登下校子ども見守り事業
- ◇スクールガード・リーダー事業
- ◇街頭育成活動
- ◇校区交通安全推進協議会
- ◇犯罪被害者等支援総合窓口の設置
- ◇犯罪被害者等へのカウンセリング費用の助成
- ◇犯罪被害者等への無利子での資金貸付
- ◇子ども見守り隊

【取組5】非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や健全育成、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。また、学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。

〔主な事業〕

- ◇児童相談所による相談・支援事業
- ◇家庭への支援と子どもの自立支援事業
- ◇S S W・カウンセラー等活用事業
- ◇若者支援事業
- ◇SNS 等相談事業【再掲】
- ◇学校警察等連絡協議会
- ◇街頭育成活動
- ◇新潟市青少年育成協議会

施策方針 2 ライフステージに応じて、こども・若者の状況に応じた支援を切れ目なく行います

施策 2-1

▶ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者が早い時期から結婚や子育てのイメージを持ち、結婚を望む人に対して出会いの場の創出や、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成を図り、結婚およびその後の新生活を支援します。

◆施策推進の背景◆

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望に応じた支援を進めます。

そのような状況において、新潟市の婚姻率（人口千対）は、平成20（2010）年で「5.1」だったものが、年々低下し、令和元（2019）年で一時回復（「4.3」から「4.5」）したものの、世界的な新型コロナウイルス（Covid-19）のパンデミックを経て、大幅に下降し、令和4（2022）年は、「3.6」となりました。

令和4（2022）年に実施した「新潟市 結婚・出生に関する意識調査」の、18歳～49歳の独身者を対象とした調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した人が男女ともに70%を超えていますが、前回の平成27（2015）年の調査からは全体で6.5ポイント下がっており、特に女性が7.3ポイント下がっていることは、結婚観が変化しているものと考えられます。

なお、15歳～17歳及び大学・短大・専門学校の学生を対象にした「結婚の意思」の調査結果では、前者では87%が「いずれ結婚したい」を選択し、後者では83%が「いずれ結婚するつもり」を選択していることから、漠然としたイメージとしてではあるものの「結婚」を肯定的に捉えており、今後の婚姻率改善の可能性が残された状況であることもわかりました。

その一方で、晩婚化・未婚化の主な原因として、20代～40代男性の40%以上が「適当な相手とめぐりあう機会がない」と考えており、同様の考えを20代女性では約38%、30代女性で約47%、40代女性では約40%と、“めぐりあい”を模索している状況が窺え、市に対して、「出会いの機会の提供等の結婚支援」を30代男性の約40%が要望していることから、出会いの機会の創出が求められています。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
婚姻件数 現状数値の出典：厚労省 人口動態統計	2,508 件 (R5 年度実績)	2,490 件	2,460 件
婚活支援ネットワークが開催する 新潟市の認定イベント数 現状数値の出典：こども政策課	16 回 (R4 年度実績)	21 回	23 回
結婚応援結パスポート協賛店数 現状数値の出典：こども政策課	126 店舗 (R4 年度実績)	190 店舗	210 店舗
結婚新生活支援補助金の制度が継続されることで 「結婚の後押しにつながると思う」と答えた人の割合 現状数値の出典：こども政策課	88% (R4 年度実績)	90%	95%
婚姻届提出前から結婚新生活支援補助金の制 度を「知っていた」と回答した方の割合 現状数値の出典：こども政策課	50% (R4 年度実績)	80%	90%

◆具体的な取組◆

【取組1】若者に対する結婚や子育てについて考える機会の提供

男女を問わず、若い世代が正しい知識を得て、将来のライフプランを考え、日々の生活と向き合うプレコンセプションケアの取組により、早い時期から将来の結婚や子育てのイメージを持ち、妊娠・出産の適齢期を見据えたライフデザインを考えられる機会を創出します。

思春期・妊娠・出産に関する適切な知識を持ち、自分の望む人生を設計できるよう若者を対象とした健康教育に取り組みます。

〔主な事業〕

◇思春期健康教育

«こどもの意見の反映»

◎子育ての良い面、大変な面のリアルな情報を伝え、いざ子育てした際のギャップを緩和できるとよい

⇒出産・子育てのイメージが持てるように、「思春期健康教育事業」を通して学生向けにそれぞれの年代に適した講座を行っていきます。

【取組2】 出会いの場の創出と結婚を応援する機運の醸成

結婚の前段となる出会いを支援するため、出会い・結婚を支援する取組を行う地域や民間の団体等による「新潟市婚活支援ネットワーク」が行うイベント等を新潟市公式 LINE などを通じて広報します。

また、「新潟市結婚・子育て応援サイト」などを通して、多くの企業や店舗が結婚や子育てを応援していることを広く周知し、地域を挙げて結婚を応援する機運の醸成を図るなど、結婚を望む人の希望をかなえられる環境づくりを推進します。

〔主な事業〕

- ◇新潟市婚活支援ネットワーク
- ◇出会い・結婚サポート事業
- ◇他自治体との広域連携等

«こどもの意見の反映»

- ① 結婚に関する知識や費用、また市の支援や補助制度などを、SNSで発信することで若い人の目に触れやすくする
⇒新潟市公式 LINE でのプッシュ配信や、SNS、「新潟市結婚・子育て応援サイト」などを通して結婚に必要な知識や費用、また、出会いのイベント情報や、結婚応援結パスポートなどの結婚支援の取組を伝え、結婚のイメージを持ってもらえるよう努めていきます。
- ② ハートマッチにいがたなど県取組と協力するとよい。
⇒新潟県の結婚マッチングシステム「ハートマッチにいがた」について周知に協力し、出会いの機会の創出につなげていきます。
- ③ 若いうちに出会える、市が提供する対面での出会いの場を増やす
⇒新潟市婚活支援ネットワークへの広報支援を通じた、対面での出会いの場の提供を強化していきます。

【取組3】 結婚およびその後の新生活への支援

前述の調査において、結婚に関する障害として、「結婚後の資金」や「結婚資金」を挙げている回答が多数を占めていたことから、結婚に伴う不安の解消と経済的な負担の軽減を図るため、結婚およびその後の新生活への支援に取り組みます。

〔主な事業〕

◇結婚新生活支援補助金

◇結婚応援 結パスポート

【取組4】仕事と家庭生活の両立に向けた啓発

本市の調査では、晩婚化・未婚化の進行抑止の主な対策として「仕事と家庭生活の両立支援」と答えた人の割合が高いことから、結婚前にこの課題について考える機会の創出に努め、結婚に対する大きな不安の解消につなげる取り組みを推進します。

〔主な事業〕

◇女性活躍応援事業

◇男性の家庭活躍推進事業

◇鮭プロジェクト

施策 2-2

▶ 妊娠・出産・子育てのための切れ目ない多様な支援と相談体制の充実

◆ライフステージ：「妊娠・出産」・「乳幼児期」◆

◆施策の方向性◆

母子や家庭の状況把握に努め、安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。

◆施策推進の背景◆

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育園・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質の向上にもしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが社会の責務と考えます。

令和5（2023）年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、「子育てで日ごろ悩むこと、気になること」について、「お金に関すること」に次いで、「子どもの発育・発達に関すること」に、約45%の就学前児童の保護者が回答しています。同様に、「子育て情報で欲しい内容」については、「子育てに関する公的制度（保育園、手当など）の内容」が、約64%と最も高い回答率となりました。

また、「あったらよいと思う地域主体の子育て支援活動」については、「子育て中の親同士が交流したり、気軽に相談できる居場所づくり」を挙げた回答率自体は、約25%であり、「子どもの見守り・声掛け・通学路・パトロールなどの活動」の約68%、「子どもたちが集まって、遊びや交流ができる居場所づくり」の53%に比べて高くはありませんが、小学生の保護者の回答率約13%の約2倍となっており、この時期ならではのニーズと考えられます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合 現状数値の出典：子育て市民アンケート	69% (R6年度実績)	前回以上	前回以上
リスクを把握した妊婦について産前に状況確認をした割合 現状数値の出典：こども家庭課	100% (R5年度実績)	100%	100%
子育てに関する情報の満足度 現状数値の出典：こども政策課	65.3% (R3年度実績)	77.8%	82.8%

◆具体的な取組◆

【取組 1】切れ目ない相談支援・情報提供体制の構築

全ての**家庭**が安心して子どもを産み育てられるよう、新潟市の特色を活かし、妊娠・子育てほっとステーションを中心に、地域の中で一人一人に寄り添った相談体制の構築を進めるほか、SNSやアプリの活用等、デジタル技術を活用し、必要な人に的確に届くよう、効果的で分かりやすい子育て情報の発信を行います。

〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営
- ◇妊娠・出産サポート体制整備事業
- ◇母子健康手帳の交付・妊婦保健指導 ◇出産・子育て応援事業
- ◇助産師による講話・個別相談
- ◇思春期健康教育
- ◇げんきに育つ親も子も～妊娠期から支え、見守る～（子育てサポーター訪問事業）
- ◇げんきに育つ親も子も～妊娠期から支え、見守る～（子育てサロン）
- ◇地域子育て支援センター
- ◇家庭教育振興事業(安産教室、乳児期、幼児期家庭教育学級)
- ◇子育て応援パンフレット「スキップ」の発行 ◇子育て応援アプリの運営

«こどもの意見の反映»

◎他のパパ・ママと子育て情報を交換できる場や子育ての相談ができる場所を作る
⇒子育て家庭への育児支援を目的に、地域子育て支援センターを市内43カ所に設置しています。この施設では、保育士等による子育て相談、フリースペースの開放などを行っています。また、子どもと一緒に遊びながら、保護者同士も情報交換ができます。引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や悩みを相談できる場の提供に取り組んでいきます。

【取組2】切れ目ない母子保健施策の推進

妊娠・出産期の幸福感を高め、希望するこどもの人数を産み育てることが実現できるよう、産前・産後のケアを強化し、保護者同士や専門機関などとのつながりを促進することで、孤独の解消と子育てに関する正しい理解が深まるよう支援します。

また、母子の健康の保持増進や乳幼児の疾病、障がいの早期発見・早期支援や児童虐待の未然防止のため、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査などのあらゆる機会を捉え、母子や家庭の状況把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を行います。

そのほか、予防接種の適切な接種や歯科保健の向上など、こどもが健康に過ごすための取組も引き続き推進していきます。

〔主な事業〕

- ◇妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）の運営 ◇不妊・不育相談
- ◇不育症治療費助成事業 ◇出産・子育て応援事業
- ◇妊婦健康診査 ◇妊産婦医療費助成
- ◇安産教室 ◇産婦健康診査事業
- ◇先天代謝異常等検査事業 ◇産後ケア事業
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇乳幼児健康診査（乳児健診、股関節検診、1歳6か月児健診、3歳児健診）
- ◇乳幼児健康指導 ◇多胎児支援事業
- ◇低出生体重児支援事業
- ◇児童相談所による相談・支援 ◇アレルギー調理対応加算
- ◇新潟市障がい者地域自立支援協議会の運営
- ◇かむかむスマイル食育事業
- ◇離乳食講習会 ◇妊婦乳幼児歯科健康診査

【取組3】子育て負担軽減のための預かり・交流機会の充実

核家族化の進展や、近所付き合いの希薄化など、親類や地域での助け合いが難しくなるなか、全てのこどもの育ちを保障するとともに、孤立した子育ての支援を図るため、地域住民によるサポートやレスパイト（休息）目的の預かりを実施するほか、同じ子育て中の保護者同士で交流できる場の提供などの取組を進めます。

〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇子育て短期支援事業（こどもショートステイ） ◇児童館・児童センター
- ◇地域子育て支援センター
- ◇家庭教育振興事業（子育てサロン） ◇こども誰でも通園制度
- ◇一時預かり事業

施策 2-3

▶ 良好な幼児教育・保育環境の確保と質の向上

◆ライフステージ：「乳幼児期」◆

◆施策の方向性◆

良好な幼児教育・保育環境の確保に向け、施設の適正配置や人材の確保などを進めるとともに、幼児教育・保育の質の確保・向上に取り組めます。

◆施策推進の背景◆

保育所等における幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、こどもの豊かで健やかな育ちを支え促す教育・保育の機会を保障するためには、量を確保するとともに、質の確保・向上も併せて進めていくことが重要です。

保育の量（受け皿）の確保については、令和 2（2020）年度以降待機児童 0 を維持し続けていますが、配置基準の改善や多様化する保育ニーズへ対応するため、保育人材の確保が継続した課題となっています。一方、急速に進む少子化の影響により利用児童数が減少する施設が増加していることから、必要な量を確保しつつ、市立保育園の閉園・民営化などによる適正化の取組を加速化させていく必要があります。

保育の質の確保・向上については、各区の連携拠点園を中心として、日常的な公開保育を契機とした課題共有や語り合い、地域におけるネットワーク構築など、私立・市立の施設職員が主体的、継続的、協同的に保育水準を高め合う取組を行っています。さらなる質の向上のため、関係者間の連携を強化していくほか、保育内容の評価の充実や現場の業務軽減、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組を進めていくことが必要となっています。加えて、私立・市立とともに施設の老朽化が課題となっていることから、良好な施設環境の整備に向けた取組を進めていく必要があります。

そのほか、働き方やライフスタイルが多様化する中、全てのこどもに良好な幼児教育・保育環境を確保するため、特に 3 歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう地域の身近な場を通じた支援を充実する必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
保育所待機児童数 (年度当初)	0人 (R6年度実績)	0人	0人
現状数値の出典：令和6年度保育所等利用待機児童数調査			
幼児教育・保育内容に関する園評価の公表実施	68.2% (R5年度実績)	75%	80%
現状数値の出典：幼保支援課、学校支援課			

◆具体的な取組◆

【取組1】 幼児教育・保育の量の確保と適正化

市立保育園の統廃合などを進めるとともに、待機児童の発生が見込まれる地域では、民間の力を最大限活用し定員確保を行うことで、必要な量の確保・適正化を図ります。

保育士の確保に向け、新規資格取得や就業継続、離職者の再就職にかかる各種支援を行うほか、保育士養成施設の学生などを対象とした保育士業務の魅力発信に取り組みます。

〔主な事業〕

◇保育定員の確保事業

◇保育士の確保事業

◇新潟市立保育園配置計画の推進

【取組2】 幼児教育・保育の質の確保と向上

地域全体の幼児教育・保育水準を高め合っていくため、各区の連携拠点園を中心とした取組を継続していきます。併せて、各施設における園評価の取組を充実させ、よりよい保育実践へつなげるとともに、保育士が保育に専念できるよう、ICT を活用した業務軽減などを進めていきます。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のため、架け橋期に携わる職員の合同研修などを行います。

そのほか、良好な幼児教育・保育環境の確保と向上のため、私立園の整備費支援や、市立園の環境改善（空調や遊具の設置、LED照明の導入、バリアフリー改修など）に取り組めます。

〔主な事業〕

- ◇教育・保育施設関係者ネットワーク構築事業
- ◇保育園等 ICT 化推進事業
- ◇未満児保育事業
- ◇新潟市共通幼小接続期カリキュラムの実施
- ◇幼保こ小連携推進事業合同研修
- ◇市立保育園等運営費
- ◇私立保育所等整備費補助金

【取組3】 多様な保育・子育て支援の充実

一時預かりや病児・病後児保育などを引き続き実施するとともに、障がいのある子どもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とする子どもを含め、子ども一人一人の健やかな成長を支えていきます。また保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象とする子ども誰でも通園制度に取り組み、子どもの健やかな育ちを支援します。

〔主な事業〕

- ◇多様な保育・子育て支援の充実事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業）
- ◇障がい児保育事業
- ◇医療的ケア児保育支援事業
- ◇子ども誰でも通園制度
- ◇地域子育て支援センター
- ◇げんきに育つ親も子も～妊娠期から支え、見守る～(子育てサロン)

施策 2-4

▶ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

◆ライフステージ：「学童期」◆

◆施策の方向性◆

学童期・思春期は、身体も心も大きく成長する時期であり、全てのこどもが道徳性や社会性を身につけることができる質の高い公教育を実現します。

◆施策推進の背景◆

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとする必要があります。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが求められます。

新潟市においても、新潟市教育ビジョンにおける中心的な考え方として「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」を掲げ、学びを生かしたり、他者と協働したりしながら、課題解決や自己実現に向けて、様々なことに挑戦し続けるなど、「これからの社会をたくましく生き抜く力」を育てることで、主体的に物事を成し遂げることができる人材を学・社・民が一体となって育成することに取り組んできました。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
コミュニティ・スクールの制度が機能していると回答した学校運営協議会の割合	96.50% (R5 年度実績)	90%	90%
現状数値の出典：生涯学習推進課			
障がいのある人を招いた福祉教育（ゲストティーチャー）実施校数	29校 (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：市把握数			
ふれあいプログラム活用校数	40校	45校	50校

現状数値の出典：生涯学習推進課	(R5 年度実績)		
地域のこと（自然・歴史・産業など）にふれたり、調べたりする学習が好きと回答した生徒（中3）の割合	75% (R5 年度実績)	80%	90%
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査			
家庭教育学級でのアンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合	91.2% (R5 年度実績)	92%	92%
現状数値の出典：家庭教育学級アンケート			
朝食をほぼ毎日食べる子ども（小6）の割合	89.3% (R5 年度実績)	95%	100%
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査			
朝食をほぼ毎日食べる子ども（中3）の割合	86.2% (R5 年度実績)	93%	100%
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査			
アグリ・スタディ・プログラムを体験し、本市の農業への誇りが醸成された小中学生の割合	95% (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：学校支援課			
探究的な学習により、学びへの意欲が高まったと回答した生徒の割合	60% (R5 年度実績)	70%	75%
現状数値の出典：学校支援課			
友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしていますと回答した児童の割合（小6）	92% (R5 年度実績)	95%	98%
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査			
友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしていますと回答した生徒の割合（中3）	93% (R5 年度実績)	95%	98%
現状数値の出典：新潟市生活・学習意識調査			
全国体力・運動能力調査で全国平均値を上回った項目の割合	90% (R5 年度実績)	93%	95%
現状数値の出典：全国体力・運動能力調査			
配慮を要する幼児児童生徒等への個別の教育支援計画作成率	70% (R5 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：特別支援教育課			
子ども見守り隊の参加者数の割合 (市内児童数に対する割合)	8.5% (R5 年度実績)	9.0%	9.0%
現状数値の出典：市把握数			

◆具体的な取組◆

【取組1】地域全体で取り組む学校づくり

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関りながら育つ大切な居場所の一つです。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、学校と地域が共通の目標をもって、子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

〔主な事業〕

- ◇コミュニティ・スクール推進事業
- ◇Akiha 教育懇談会
- ◇子どもふれあいスクール事業
- ◇地域と学校パートナーシップ事業

【取組2】スポーツ、文化芸術に継続して親しむための環境づくり

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

〔主な事業〕

- ◇中学生のための地域クラブ活動支援事業

【取組3】社会の一員としての道徳教育、情報モラル教育の推進

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の社会性、人間性を育むために、問題解決的、体験的な学習や家庭・地域と連携した学習等、多様な道徳科の授業を推進します。

また、自他のよさや、互いに支え合い、共に生きることの大切さに気付くことのできる児童生徒を育むために、体験型の学びを重視した福祉教育を推進します。

〔主な事業〕

- ◇豊かな心を育てる事業（いのちの誕生・思春期健康教室）
- ◇家庭教育振興事業(児童期、思春期家庭教育学級・子育て学習出前講座)

【取組4】こどもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校と家庭・地域・大学などが連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、児童生徒の健やかな身体を育みます。

〔主な事業〕

- ◇体力向上ジャンプアップ事業
- ◇持続可能なげんきな体！～12歳からのSDGs～

【取組5】 特別支援教育の充実

個別の教育的ニーズのある子どもたちの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場の整備と柔軟な仕組みを構築し、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から卒業後まで切れ目ない支援体制を整備します。

〔主な事業〕

- ◇特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などの学びの場の整備
- ◇特別支援教育サポートセンターの運営
- ◇個別の教育支援計画作成支援
- ◇教職員への特別支援教育研修の実施
- ◇就学相談会の実施
- ◇就学支援委員会の実施
- ◇学校看護師の配置
- ◇病院内学級の設置

【取組6】 生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための学校保健の充実

子どもたちの心身の健康の保持増進、疾病の予防等と生涯にわたって健やかに生きるため、自らの健康に関心をもち主体的な健康づくりができるよう、様々な健康課題に対応するため校内体制の充実を図りながら、健康診断等による適切な保健管理のほかメンタルヘルス、薬物乱用防止やアレルギー疾患への対応など現代的な課題を含めた保健教育を推進します。

また、学校トイレへの生理用品の設置や1人1台端末を活用した心のサインの把握など、様々な事情によりSOSの発信が難しい子どもも安心して学校生活を送れるようサポート態勢を整えます。

〔主な事業〕

- ◇学校医等配置・各種健康診断事業
- ◇生活習慣病予防対策事業
- ◇むし歯・歯周疾患予防対策事業
- ◇薬物乱用防止教育支援
- ◇食物アレルギー疾患への対応
- ◇学校保健推進体制支援事業
- ◇学校トイレへの生理用品設置事業
- ◇メンタルヘルス教育の推進

【取組7】家庭、学校、地域等における食育の推進

望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、こどもの頃からの食育が重要です。基本的な生活習慣を学ぶ場である家庭において、生涯にわたって切れ目なく心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うとともに、次世代へ伝えつなげていけるよう取り組みます。

また、学校もこどもの成長・発達段階に応じ、基本的な生活習慣を身につける場として重要な役割を担っています。こどもが、バランスのよい食事や正しいマナー、食べ物の大切さなどを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるよう、家庭と連携した食に関する指導を推進します。

さらに、家庭、学校、地域等が連携し、こどもたちが楽しみながら食に関する知識と食を選択する力を身につけ、望ましい食生活の実現と心身の健全な成長が図られるよう取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇食育推進事業
- ◇食育・花育センターの管理運営
- ◇学校給食運営事業
- ◇中学校の全員給食化事業
- ◇学校給食費の公会計化事業

【取組8】農業と学校教育を融合した取組の推進

持続可能な社会の実現を目指し、学習指導要領に基づき農業を学校教育に取り入れる「アグリ・スタディ・プログラム」の推進などにより、よりよく問題を解決するこどもを育みます。また、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にするとともに、農業の素晴らしさに気付き、ふるさと新潟を愛し誇りに思う心情を育みます。

〔主な事業〕

- ◇「新潟発わくわく教育ファーム」推進事業
- ◇「食と農のわくわく SDGs 学習」推進事業

施策 2-5

▶ 安心して過ごせる居場所づくりと放課後対策の推進

◆ライフステージ：「学童期」◆

◆施策の方向性◆

放課後児童クラブや子どもふれあいスクールの充実をはじめ、こどもが身近な場所で安心・安全に過ごすことができる居場所を提供し、こどものすこやかな成長を促します。

◆施策推進の背景◆

全てのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき関係者で連携・協力できる体制を構築し、社会全体で支えていくことが必要です。

こどもの「居場所」とは、こどもが遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものですが、その場を「居場所」と感じるかどうかは、こども本人が決めるものであるという前提に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、既にこどもの居場所となっている児童館・児童センター、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設についても、より良い居場所となるよう取り組みます。

学校については、教育機関としての役割のみならず、こどものセーフティネットになるなど居場所としての役割も担っており、その認識を深めていくことが重要です。

また、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童ゼロを維持するとともに学校施設の利用促進の観点も含め市長部局と教育委員会が連携し、放課後児童対策にも取り組む必要があります。その際、放課後にこどもが安心して過ごせる居場所を確保するだけでなく、その時間を学習時間や他学年、地域の人と交流する時間に充てるなど、こどもの社会性や自主性、創造性等のより一層の向上のため、預かりの質を高めることが求められます。そして、放課後だけでなくこどもが地域の中で安心して過ごせる居場所を持つことも、こどもの安全性や多世代との交流の機会を確保する観点からも重要です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人
現状数値の出典：こども政策課	(R5年度実績)		
放課後児童クラブを利用する児童数	12,170人	13,540人	13,739人
現状数値の出典：こども政策課	(R5年度実績)		
「子どもの学習・生活支援事業」参加児童人数	139人	155人	155人
現状数値の出典：市把握数（R5年度）	(R5年度実績)		
「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合	小6： 79.8%	xx%	xx%
現状数値の出典：R3全国学力・学習状況調査	(R4.11実績)		
「将来の夢やつきたい仕事がある」と回答した子どもの割合	中3： 66.3%	xx%	xx%
現状数値の出典：R3新潟市生活・学習意識調査	(R4.11実績)		
家庭教育学級でのアンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合	91.20%	92%	92%
現状数値の出典：家庭教育学級アンケート	(R5年度実績)		
ブックスタートアンケートにおいて家庭で読み聞かせを実施した割合	78.80%	88%	90%
現状数値の出典：ブックスタートアンケート	(R5年度実績)		
ふれあいプログラム活用校数	40校	45校	50校
現状数値の出典：生涯学習推進課	(R5年度実績)		
学習スペースの開催日数	347日	347日	347日
現状数値の出典：クロスパルにいがた施設利用案内	(R5年度実績)		
生涯学習活動で身に付けた知識や技能を、地域や学校、ボランティア活動に活かしている市民の割合	16.10%	17%	19%
現状数値の出典：新潟市総合計画成果指標に関するアンケート	(R5年度実績)		
こども食堂の数	50団体	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：こども政策課	(R5年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】地域におけるこどもの居場所づくり

こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりに向け、児童館・児童センターや公民館、図書館、学校といった地域の既存施設などを活用し、地域との連携を図りながら運営していきます。

また、地域団体が運営するこども食堂や地域の茶の間などについては、こどもを含めた多世代が交流し、つながりが得られる場となるよう、社会福祉協議会などの中間支援組織と連携し

ながら、居場所づくりを支援していきます。

公園や子育て関連施設などにおける遊具や防犯設備、バリアフリーなどについて、計画的な設備整備を行い、安心安全な環境の提供に努めます。

- 〔主な事業〕
- ◇子どもふれあいスクール事業
 - ◇児童館利用促進事業～もっと身近に児童館～ ◇出張児童館事業
 - ◇地域子育て支援センター ◇地域の茶の間支援事業
 - ◇生涯学習施設の管理運営 ◇生涯学習ボランティアバンク
 - ◇子育て支援事業 ◇青少年の居場所づくり事業
 - ◇児童館・児童センターの運営・支援 ◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業
 - ◇こどもとしょかんの設置 ◇ティーンズコーナーの設置
 - ◇学習席の設置 ◇読書週間事業の実施
 - ◇中央図書館での夏休み・冬休み等長期休業期間の事業実施
 - ◇「Teens～学生司書～」事業 ◇電子図書館事業
 - ◇児童育成支援拠点事業の検討 ◇図書館資料団体貸出（BookPack）
 - ◇地域拠点公園整備事業 ◇街区公園整備事業
 - ◇子どもの学習・生活支援事業【再掲】

【取組2】児童の放課後の居場所の確保

就労等により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや居場所を提供するため、放課後児童クラブの整備や狭あい化の解消、学校や児童館等との連携を強化します。

具体的には、ひまわりクラブ等の放課後児童クラブの整備・運営を行い、適切な遊びや居場所を提供します。また、子どもふれあいスクール（放課後子供教室）と連携した活動など、多様なこどもの居場所づくりを進めます。

- 〔主な事業〕
- ◇放課後児童健全育成事業 ◇放課後児童クラブの整備
 - ◇児童館・児童センターの運営・支援 ◇子どもふれあいスクール事業
 - ◇子育てフリースペースの管理運営
 - ◇こども創作活動館の管理運営 ◇寺山公園子育て交流施設の管理運営

【取組3】放課後児童クラブ職員の資質向上

放課後児童クラブで提供されるサービスの質を向上させるため、放課後児童クラブの職員を対象に研修会や情報交換会を開催するほか、引き続き、勤務年数や研修実績等に応じた処遇改善や月額3%程度の賃金改善を実施します。

- 〔主な事業〕
- ◇放課後児童クラブ研修・指導事業 ◇放課後児童支援員等の処遇改善

施策 2-6

▶ こども・若者の健全育成と自立支援

◆ライフステージ：「学童期及び青年期」◆

◆施策の方向性◆

こども・若者が、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。また、いじめや体罰の防止に努めます。

◆施策推進の背景◆

こどもが、昼夜・休日を問わず、いつでも安心して医療サービスを受けることができるためには、小児医療体制の充実が必要であり、小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育を推進する必要があります。

こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断・行動することができ、自らのライフデザインを描けるよう、様々な仕事に触れる機会や消費者の権利と責任などについて、意識啓発や情報提供に取り組むことが求められます。

いじめは、こども・若者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。全ての学校において、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応の徹底を図るとともに、いじめ防止対策を強化することがますます求められます。加えて、今後も拡大するネット社会における、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策を推進し、全てのこども・若者が自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような働きかけに関する施策も重要です。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会の確保が強く求められます。

体罰は、「学校教育法」や「生徒指導提要」において、いかなる場合も決して許されないとされていますが、学校現場では根絶できていないのが現状です。また、令和6（2024）年度「新潟市子育て市民アンケート」では、「しつけのためであっても、こどもをたたく等の行為は体罰であり、法律で禁止されていることを知っていますか」の問いに対して、約12%の保護者が「知らなかった」と回答しており、「しつけについて、あなたの気持ちに近いものはどれですか」の問いに対しては、50%の保護者が「たたいたり怒鳴ったりせずに子育てしたいし、その方法も

知っているが実践は難しい」を選択しており、家庭での根絶も難しい状況です。

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援など、高校においてこどもに寄り添った指導・相談体制の充実が求められています。また、高校を中退したこどもが、自身が目指す学力（高校卒業レベルが望ましい）を身に付けることができるような学習相談や学習支援も必要です。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
市立高等学校における地域連携教育活動に参加した生徒数(延べ人数)	2,217人 (R5年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典：学校支援課			
いじめの解消率	83% (R5年度実績)	85%	90%
現状数値の出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査			

◆具体的な取組◆

【取組1】小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、緊急シグナルを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部門などが連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援（予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談を含む）に取り組めます。

また、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられる体制を確保します。

〔主な事業〕

- ◇思春期健康教育
- ◇思春期・性感染症健康教育
- ◇乳幼児歯科健診担当者会議への参加
- ◇精神科医による思春期青年期相談
- ◇口腔保健福祉センター（急患診療）
- ◇HIV/エイズ 相談・検査事業
- ◇予防接種事業
- ◇急患診療センター
- ◇思春期の心と体の健康教育

「こどもの意見の反映」

◎ こどもが医療機関のわかりやすい環境だとよい

⇒ 昼夜・休日を問わず、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、急患診療センターでの夜間・休日の医療体制を確保・維持していきます。

【取組2】 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができる教育活動を進めます。職場体験活動や就業体験活動（インターンシップ）などの体験を通して、子どもが主体的に自分の「ライフデザイン」を描くことができる学習活動を行います。

また、社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育に取り組みます。

【主な事業】

- ◇ 子ども消費者学習
- ◇ 出前講座
- ◇ 市立小中学校・中等教育学校（前期課程・後期課程）・高等学校・特別支援学校のキャリア教育推進事業
- ◇ 白根高校とのまちづくり連携事業
- ◇ 消費者教育被害防止啓発用冊子配布
- ◇ 消費者教育の推進

【取組3】 いじめ防止

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援に取り組みます

また、新潟市における「総合教育会議」等を活用した日常的な関係部局と教育委員会との連携促進や、関係部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等にも取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇いじめ防止市民フォーラム実施
- ◇新潟市いじめ防止市民連絡協議会
- ◇学校警察等連絡協議会
- ◇S S W ・カウンセラー等活用事業
- ◇スクールガードリーダー
- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営
- ◇いじめ・不登校対応への支援、カウンセラー等活用事業

【取組4】不登校のこどもへの支援

当市における、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校である「不登校特例校」の設置に関する検討を推進します。

また、不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校の要因分析を行い、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家に、いつでも気軽に相談できる環境の整備、教育相談ネットワーク事業における訪問教育相談員による訪問相談、I C T等を活用した学習支援、N P Oやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチ支援を強化します。

なお、アウトリーチ支援については、*『不登校生徒の家庭への効果的なアウトリーチ支援に関する調査研究』において、「学校のアウトリーチ支援においては、文部科学省により「家庭教育支援」として不登校児童生徒の保護者に寄り添うアウトリーチ型支援が検討されている。先行して実施された坂東市の家庭教育支援チームでは学校と福祉部局支援員のチームによる取組により、何らかの改善・変化がみられた家庭が8割という結果であった。（文部科学省2021）」とあることから、福祉部局との課題共有チームでの対応も検討します。

*出典：東京学芸大学教育実践研究紀要 第19集 pp. 77-83, 2023。

〔主な事業〕

- ◇児童期・思春期の子どもと保護者の支援
- ◇教育相談ネットワーク事業
- ◇不登校対策研修会
- ◇S S W ・カウンセラー等活用事業
- ◇新潟市フリースクール等連携協議会
- ◇新潟市子どもの権利相談室の運営
- ◇いじめ・不登校対応への支援、カウンセラー等活用事業

【取組5】体罰や不適切な指導の防止

文部科学省「生徒指導提要（令和4年12月改定）」において、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取り組みの強化を推進します。

〔主な事業〕

- ◇保護者、教職員、児童生徒を調査対象とした体罰実態調査の実施
- ◇教職員に対する指導、研修の実施

【取組6】高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するためには、学習等に課題を抱えるこどもの学力向上の他に、進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る取り組みを行います。

高校を中退したこどもに対しては、高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進するとともに、地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図り、中退したこどもの再入学・学びを支援します。

〔主な事業〕

- ◇教育相談ネットワーク事業
- ◇SSW・カウンセラー等活用事業
- ◇若者支援事業

【取組7】若者の居場所の確保

若者が安心して過ごすことができる場として、若者が話したり、学習したりするなど自由に居られる場所やボランティアが若者を見守ったり、話し相手になったりする居場所を提供します。

〔主な事業〕

- ◇若者支援事業

施策 2-7

▶ 高等教育の修学支援、高等教育の充実

◆ ライフステージ：「青年期」 ◆

◆ 施策の方向性 ◆

青年期の若者が、自らの適性等を理解し、自分の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、支援や教育の機会を提供します。

◆ 施策推進の背景 ◆

新潟市における高等教育を担う、大学・短期大学・専修学校などの人口 10 万人当たり教育機関数は、全国の政令指定都市で京都市に次いで第 2 位（令和 2（2020）年）であり、年間約 1,000 人の卒業生を輩出する IT 系専門学校をはじめとして、市内全体では年間約 12,000 人もの卒業生を輩出することから、人材の潜在力は多大なものがあります。

そのような状況に対し、新潟市では、高等教育の修学を目指す若者に対して、教育の機会均等を図り、本市の発展を支える有能な人材の育成を目指して、経済的な理由で修学が困難な若者を対象とした奨学金制度を推進してきました。また、若者の経済的支援と新潟市への定住を促進するため、令和 5（2023）年度から「返還特別免除制度」を拡充しました。

今後も、若者のニーズに応じた高等教育の修学に係る支援を充実させ、次代の新潟市を背負う人材の育成が必要となります。

◆ 施策の成果指標 ◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
にいがた市民大学受講者の満足度	90.9%	95%	95%
現状数値の出典：にいがた市民大学受講者アンケート	(R5 年度実績)		
生涯学習ボランティア活動件数	671 件	1,600 件	1,600 件
現状数値の出典：活動に関するアンケート	(R5 年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】若者の進学機会の確保

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援に取り組みます。

〔主な事業〕

◇奨学金貸付事業

【取組2】生涯学習の支援

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を推進します。

あらゆる世代の主体的な学習活動を推進するため、高等教育機関および企業と連携しながら、時代や社会の変化ならびに学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供を効果的に進めます。

〔主な事業〕

◇にいがた市民大学の開設

◇生涯学習ボランティアの育成

施策 2-8

▶ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

◆ライフステージ：「青年期」◆

◆施策の方向性◆

若者が、地元で安心して職業に就くことができ、自分自身の未来を考え、最善の選択・判断が行えるよう、就労の支援や能力向上の機会を提供します。

◆施策推進の背景◆

若者が安心して暮らせる新潟市となるためには、新潟市または周辺の市町村で就労することができ、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、多様かつ柔軟な取り組みが求められます。

特に、新潟市から若者、中でも女性が首都圏等に流出していることを踏まえつつ、本市において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、本市への投資の拡大を含め、持続的に若者の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な就労及び雇用環境を創っていく必要があります。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
地域で人材を確保・育成する取組への参加企業数	28 社 (R5 年度実績)	30 社	30 社
現状数値の出典：雇用・新潟暮らし推進課			
新潟地域若者サポートステーションを利用した人のうち、就職した人数（雇用保険被保険者資格を取得した就職者）	147 人 (R5 年度実績)	前年度を上回る	前年度を上回る

◆具体的な取組◆

【取組 1】若者の就職活動におけるマッチング支援

就職活動段階においては、学生と企業のマッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援を行います。

す。

また、若者の地元就職への意識醸成を促進するため、経済団体や地元大学など関係機関と連携して企業研究セミナーなどを開催します。

〔主な事業〕

- ◇新規採用活動支援事業
- ◇働き方改革推進事業
- ◇市内就労促進事業
- ◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
(単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業)

【取組2】若者の再就職に関する支援

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組みます

〔主な事業〕

- ◇新潟地域若者サポートステーション事業
- ◇若者支援事業

【取組3】若者の職業選択を広げるための能力向上支援

一人ひとりが自らのキャリアを選択する時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働力の移動が、企業と経済の更なる成長につながり、若者の構造的賃上げに資するものとなるよう、リスキリングによる能力向上の支援を推進します。

また、在宅テレワークによる就労を促進し、時間や場所に捉われずに働ける「地域就労モデル」の構築を推進します。

〔主な事業〕

- ◇デジタル技術を活用した地域就労モデル構築事業
(在宅テレワーカー育成・就労支援事業)
- ◇キャリア形成実践演習
(秋葉区・新津商工会議所・新潟薬科大学による「まちなか活性化実行委員会」事業)

施策 2-9

▶ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

◆ ライフステージ：「青年期」 ◆

◆ 施策の方向性 ◆

若者の悩みや不安を解消するための相談体制を充実し、本人及び周りの友人や家族が気軽に相談窓口にアクセスできる情報の周知を図ることで、誰一人として取り残さない社会を目指します。

◆ 施策推進の背景 ◆

青年期においては、進学や就職などの人生における重大なライフイベントに際し、人間関係について悩んだり、不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりすることがあります。

こころのSOSによるサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、全ての若者への周知が求められます。

また、そのようなこころの不安定などから非行やひきこもりの状態になった場合においても、自立した生活を送れるように社会全体で見守り、サポートする環境を整えることが求められます。

◆ 施策の成果指標 ◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
ひきこもり支援に関する相談件数	2,036件	2,036件以上	2,036件以上
現状数値の出典：総合計画2030【こころの健康センター】	(R5年度実績)		
こころの健康に関する研修会参加者数	354人	455人	455人
現状数値の出典：総合計画2030【こころの健康センター】	(R5年度実績)		
若者支援協議会全体会議の開催	開催	開催	開催
現状数値の出典：生涯学習推進課	(R5年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】若者の保健対策と相談体制の充実

新潟市若者支援センター「オール」や新潟市ひきこもり支援センターなどの相談機関において、利用者から相談しようと思った理由や相談機関を知った手段など、意見を聴取することでニーズを把握し、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を推進します。

〔主な事業〕

- ◇ひきこもり相談支援
- ◇精神科医による思春期青年期相談【再掲】 ◇精神保健医療福祉人材育成
- ◇若者支援事業

【取組2】相談支援やサポートに関する情報の周知

若者の友達が、悩みや不安を抱えていることを察知したときに、適切な相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等の周知に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇相談関係機関連絡会 ◇若者支援事業
- ◇子どもSOS電話相談
- ◇いじめ・不登校対応への支援、カウンセラー等活用事業

施策方針 3 子育てに関わる全ての人々を支えます

施策 3-1

▶ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

◆施策の方向性◆

総合的な支援により、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減します。

◆施策推進の背景◆

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためには必要です。

令和5年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童の保護者への質問「子育ての中で日ごろ悩んでいること、又は気になること」に対して、「子どもにかかるお金に関すること」と回答した割合が、前回調査と同様に全ての年齢（0歳から5歳）で50%を超えています。また、実際に持つこどもの人数が理想とするこどもの人数よりも少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかるから」が約84%で最も高く、「住居費・光熱費などの固定費に対してお金がかかるから」が約41%で3番目に高い割合になっており、前回調査と同様に経済的要因が上位を占めています。

子育て中の世帯において、経済的な負担は悩みの要因となっているだけでなく、希望するこどもの数を持っていない要因にもなっていることから、子育てにかかる経済的な負担を少しでも軽減させることが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
理想とするこどもの人数と、 実際にもつ予定のこどもの人数の差 現状数値の出典：子育て市民アンケート	0.4人 (R6年度実績)	縮小させる	縮小させる
日ごろ悩んでいることについて「子どもにかかるお金に関すること」と回答した人の割合（未就学児保護者） 現状数値の出典：子ども子育て支援に関するニーズ調査	55.50% (R6年度実績)	減少させる	減少させる
にいがたっ子すこやかパスポート協賛店舗数 現状数値の出典：	??店 (R5年度実績)	765店	777店

◆具体的な取組◆

【取組1】 幼児期から高等教育までの子育てや教育等にかかる経済的負担の軽減

幼児教育・保育サービスにかかる利用料等軽減や義務教育期における就学援助、高等教育段階の修学支援や、奨学金貸付事業、住宅支援などにより、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減に取り組めます。

〔主な事業〕

- ◇にいがたっすこやかサポート
- ◇放課後児童クラブ利用料・減免制度
- ◇児童手当
- ◇保育料等の軽減
- ◇就学援助事業（学用品費、学校給食費、医療費等）
- ◇健幸すまいリフォーム助成事業
- ◇空き家活用推進事業
- ◇特別支援教育就学奨励事業
- ◇奨学金貸付事業
- ◇入学準備金貸付事業
- ◇高等学校等就学支援金事業（国）
- ◇奨学のための給付金事業（国）
- ◇私立高等学校学費助成
- ◇子どもの学習・生活支援事業
- ◇奨学金貸付事業

«こどもの意見の反映»

◎教育費を補助し、こどもが増えるにつれて補助額を増やすとよい

⇒小中学生については、「就学援助制度」や「特別支援教育就学奨励制度」により、市が定める所得基準等の要件に該当するご家庭に、学校でかかる学用品費や給食費等の一部を補助しています。

また、高校生については、国の「高等学校等就学支援金制度」により、国公私立を問わず、高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されています。さらに、私立高校の場合は、世帯所得等により加算支給される場合があります。加えて、非課税世帯には「高校生等奨学給付金制度」により、国から授業料以外の教育費が給付されます。

その他、大学生等については、国（日本学生支援機構）や各自治体、団体等が取り扱う奨学金がありますが、新潟市も貸与型無利子の「奨学金制度」があり、学生等へ経済的な支援として奨学金の貸し付けを行い、教育の機会均等を図っています。

引き続き、これらの支援制度について、情報発信に努めていきます。

【取組2】医療にかかる経済的負担の軽減

各種医療費助成等を行い、保護者の経済的な負担軽減に努めます。

〔主な事業〕

- ◇こども医療費助成
- ◇ひとり親家庭等医療費助成
- ◇未熟児養育医療費助成
- ◇小児慢性特定疾病医療費助成
- ◇自立支援医療費（育成医療）助成
- ◇就学援助事業（医療費）
- ◇日本スポーツ振興センター共済制度加入

施策 3-2

▶地域における子育てと家庭の子育て力向上のための支援

◆施策の方向性◆

地域の人材を育成・活用し、子育て家庭を支えるつながりをつくるほか、保護者が適切な情報や方法で子育てできるよう、家庭の子育て力を養うための取組を行います。

◆施策推進の背景◆

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援が求められています。

令和5年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童の保護者への質問「あなたの子育てや、子どもの成長・生活の中で、近所付き合いの必要性を感じますか」に対して、約80%が「感じる」・「ある程度感じる」と回答しています。

また、「地域の人々が主体となって行う子育て活動でどんなものがあったらよいか」という質問に対して、「子どもたちの見守り・声掛け・通学路パトロールなどの活動」を、就学前児童の保護者で約68%、小学生の保護者で約83%が選択し、「子どもたちが集まって遊びや交流ができる居場所づくり」を、就学前児童の保護者で53%、学生の保護者で約50%が選択していることから、前回調査結果と同様に地域の協力・地域の支援を望む声が多いことがうかがえます。

そのため、地域における子育て支援の活動が盛んに行われるよう、活動を担う人材を育成することが求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
新潟市は子育てしやすいまちと思う保護者の割合 現状数値の出典：子育て市民アンケート	74.1% (R4年度実績)	前年度以上	前年度以上
子ども見守り隊の参加者数の割合 現状数値の出典：子ども子育て支援に関するニーズ調査	8.4% (R4年度実績)	前年度以上	前年度以上
ファミリー・サポート・センターの提供会員数 現状数値の出典：	502人 (R4年度実績)	560人	600人
子育てに関する情報の満足度 現状数値の出典：子育て市民アンケート	62.9% (R6年度実績)	65.0%	67.0%
ブックスタートアンケートにおいて家庭で読み聞かせを実施した割合 現状数値の出典：ブックスタートアンケート	78.8% (R5年度実績)	88%	90%

家庭教育学級でのアンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合	91.2%	92%	92%
現状数値の出典：家庭教育学級アンケート	(R5 年度実績)		

◆具体的な取組◆

【取組1】地域で子育て支援を担う人材の育成と活用

地域の様々な人や団体、施設などの多様な強みを活かして地域社会全体で子育て支援を担うことができるよう、子育て支援に携わる人材の育成と有効な活用を進め、子どもと子育て家庭への支援に資することはもちろんのこと、支援の担い手と受け手という関係だけでなく、お互いに頼れる安心と支える喜びを感じあえるようなつながりが醸成されるよう努めます。

また、地域全体の多様な子育て支援サービスの質の向上と体制強化を図るため、デジタル技術の活用等による働きやすい職場づくりを推進します。

〔主な事業〕

- ◇ファミリー・サポート・センター事業
- ◇妊娠・出産サポート体制整備事業
- ◇児童相談所特別事業
- ◇保育園等 ICT 化推進事業
- ◇新潟市公式 LINE アカウント
- ◇出張児童館事業
- ◇みんなで子育てネットワーク事業
- ◇子育て支援員研修
- ◇子育てを応援するまちづくり事業
- ◇にいがた子育て応援アプリ
- ◇読み聞かせボランティア養成講座の実施

【取組2】地域と連携した子育て支援

多様な家族形態があることを前提に、地域の様々な人や団体が、子どもと子育て家庭への支援に参画できるよう、地域における子どもたちの見守りや情報提供を行います。

また、オンラインを活用した悩み相談などを行い、子育て家庭への支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◇地域見守り活動支援事業
- ◇児童相談所による相談・支援事業
- ◇地域子育て支援センター
- ◇げんきに育つ親も子も～妊娠期から支え、見守る～（子育てサポーター訪問事業）
- ◇子育てフリースペースの管理運営
- ◇寺山公園子育て交流施設の管理運営
- ◇児童館・児童センターの運営・支援
- ◇児童相談所による SNS 等相談事業
- ◇赤ちゃんの駅
- ◇こども創作活動館の管理運営

【取組3】家庭の子育て力を育む機会の充実

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育むため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

また、子育ての仕方がわからない、また、不確かな情報に惑わされて適切な子育てができない保護者や、子育てについて悩みやストレスを抱えがちな保護者等に対して、各種講座や啓発を行い、正しい方法や情報の提供や仲間づくりなどを通して保護者の子育て力の向上を促します。

〔主な事業〕

- ◇子育て応援パンフレット SKIP
- ◇安産教室
- ◇こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ◇家庭教育支援ファシリテーター
- ◇家庭教育振興事業（乳児期、幼児期家庭教育学級）
- ◇「おはなしのじかん」等の定期的なイベントの実施
- ◇ブックスタート事業
- ◇赤ちゃんタイムの実施
- ◇「うちどく（家読）」の啓発・情報発信
- ◇養育支援訪問事業
- ◇子育て世帯訪問事業
- ◇出張児童館事業
- ◇子育て応援事業
- ◇地域で子育て応援事業
- ◇西区子育て応援事業
- ◇1歳誕生歯科健診での育児相談
- ◇ファミリーサークルひまわり（ダウン症の会）の活動支援
- ◇赤ちゃん誕生お祝い会&交流会支援事業
- ◇新潟市児童センター管理運営
- ◇子育て応援ひろばの管理運営
- ◇地域子育て支援センター
- ◇こども誰でも通園制度
- ◇親子関係形成支援事業の検討
- ◇みんなで子育てネットワーク事業
- ◇児童館利用促進事業～もっと身近に児童館～

施策 3-3

▶ 子育てと仕事の両立支援、企業・地域・団体等との連携と機運醸成

◆施策の方向性◆

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男女がともに子育てと仕事を両立しながら生活し、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。

◆施策推進の背景◆

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを社会全体で後押しする必要があります。

特に、新潟市は全国の政令指定都市の中で、「18歳未満の子どもがいる夫婦の共働き率」(79.6%、令和2(2020)年)及び「30歳代の女性就業率」(81.4%、令和2(2020)年)が最も高く、男女共に希望に応じた多様な働き方を通じて仕事と家庭生活を両立できる環境整備の推進が求められます。

令和5(2023)年度「新潟市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」における、就学前児童と小学生児童の保護者への質問「子育てを主に行っている方」について、「父母ともに」が約58%、「主に母親」が約40%で、前回調査に引き続き、依然として父親の子育てへの関与が弱い状況がうかがえます。

一方で、就学前児童の保護者のうち母親が就労している割合は、約64%(父親は約93%)であり、同様に小学生児童の保護者については、母親が約85%(父親は約91%)であることから、母親の仕事と子育ての両立に対するきめ細かな支援が求められます。

また、男性の育児参画がようやく定着しつつある中でも、「産後パパ育休制度」を「利用したことはない」及び「制度を知らない」と回答した就学前児童の男性保護者の割合が約90%であり、制度利用促進とともにICTなどを活用した多様な手段による周知への取り組みが求められます。

保護者が仕事をしている中でも子どもと過ごす時間が確保され、親子間のコミュニケーションを大切にすることができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行うことや、企業・事業所や職場の同僚等の周囲の積極的な理解と協力を得ることも必要不可欠であるため、地域や社会全体で子育て支援を担う機運を高めていくことが、より一層求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和9年度	令和11年度
男性の育児休業取得率	39.6% (R5年度実績)	32.8%	35.6%
現状数値の出典：令和5年度新潟市賃金労働時間等実態調査			
所定外労働時間数	8.9時間/月 (R5年度実績)	9.0時間/月	9.0時間/月
現状数値の出典：令和5年賃金構造基本統計調査			
働き方改革推進・実践企業ネットワークに参画する企業数	4社 (R5年度実績)	10社	10社
現状数値の出典：雇用・新潟暮らし推進課			

◆具体的な取組◆

【取組1】仕事と子育ての両立に向けた啓発と企業・団体等との連携

職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性・女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや職場の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

〔主な事業〕

- ◇女性活躍応援事業
- ◇男性の家庭活躍推進事業
- ◇子育てを応援するまちづくり事業

【取組2】ワーク・ライフ・バランス推進のための支援

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を尊重し、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を働きかけることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◇働き方改革推進事業
- ◇男性の家庭活躍推進事業

【取組3】男性の育児参画に向けた支援

新潟市における男性の育児休業取得率は全国と比較して高いものの、女性と比べると依然低調であることから、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むことが求められます。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織における就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を推進します。

〔主な事業〕

◇男性の家庭活躍推進事業

施策 3-4

▶ ひとり親家庭への自立支援

◆施策の方向性◆

ひとり親家庭の経済的な自立や、こどもの学習や生活習慣の定着に向けたサポートを行います。

◆施策推進の背景◆

令和6（2024）年度「子どものいる世帯の生活状況に関する調査」における、児童扶養手当受給世帯への質問「経済的な理由で支払いができなかったことがありましたか」に対して、家族が必要な食料・衣類、光熱水費、家賃やローンについて、一般世帯よりいずれも高く、「暮らしの状況を総合的にみたときに感じる」とについては、「大変苦しい」・「やや苦しい」が、一般世帯の約43%に対して、約83%となっています。

ひとり親家庭においては、依然として厳しい状況にあるなかで、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける必要があります。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てるようにすることも併せて必要です。

一方、こどもの状況においては、学習意欲の低下、進学の断念などが見受けられることから、家庭環境や経済状況により将来の選択肢が狭められることのないよう、学習支援など必要な支援が求められます。

◆施策の成果指標◆

指標	現状	令和 9 年度	令和 11 年度
ひとり親家庭のこどもの進学予定	高校まで: 22.8% 短大・専門学校まで: 26.5% 大学以上: 24.3% (R6 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典: 子どものいる世帯の生活状況に関する調査			
ひとり親の家庭の就業率	母子世帯 90.9% 父子世帯 100% (R6 年度実績)	前年度以上	前年度以上
現状数値の出典: 子どものいる世帯の生活状況に関する調査			
ひとり親家庭等就業・自立支援センター等が行う SNS 等での情報配信数	185 件 (R5 年度実績)	304 件	304 件
現状数値の出典: こども政策課			
児童扶養手当受給者の養育費受給率	32.2% (R5 年度実績)	37.4%	37.9%
現状数値の出典: こども政策課			

◆具体的な取組◆

【取組 1】自立に向けた生活・就労支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇児童扶養手当
- ◇ひとり親家庭等医療費助成
- ◇自立支援教育訓練給付金
- ◇ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ◇ひとり親家庭等日常生活支援
- ◇保育施設の入所支援
- ◇母子父子寡婦福祉資金貸付
- ◇母子向け住宅
- ◇高等職業訓練促進給付金等事業
- ◇母子生活支援施設の運営

【取組2】相談体制の充実

ひとり親家庭の自立に向け、生活や就労について、SNS等を活用した情報発信や相談体制の充実を図るとともに、支援団体等との連携を深め、交流の場の提供に努めます。

また、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

〔主な事業〕

- ◇ひとり親家庭生活支援講習会
- ◇ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ◇母子・父子自立支援員

【取組3】療養費の履行確保に向けた支援

こどもが両親や保護者から愛され大切にされていると実感できる社会の実現に向け、養育費や面会交流などの重要性について、周知・啓発に取り組みます。

〔主な事業〕

- ◇養育費履行確保事業

第3章 子ども・子育て支援事業の実施

1 事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、「8つの行政区」を教育・保育提供区域として位置づけます。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、この8区域を基本としつつ、ニーズや提供体制が広域的・統一的であるなどの事業については、全市域を提供区域に設定します。



【各区の人口】

区名	総人口		0～5歳人口		6～11歳人口		教育・保育 施設数
	人口	増減比	人口	増減比	人口	増減比	
北区	70,590	92.2%	2,506	84.0%	3,323	84.7%	25
	65,106		2,105		2,815		
東区	131,258	94.5%	5,194	84.2%	6,250	84.5%	52
	124,007		4,372		5,284		
中央区	171,868	97.3%	6,738	84.4%	7,793	84.6%	65
	167,267		5,687		6,594		
江南区	67,570	95.7%	3,004	84.2%	3,559	84.6%	32
	64,643		2,531		3,011		
秋葉区	74,313	95.5%	2,899	84.0%	3,670	84.7%	26
	70,975		2,436		3,109		
南区	42,504	93.8%	1,538	84.0%	2,071	84.5%	17
	39,888		1,292		1,751		
西区	152,915	95.2%	6,263	84.1%	7,765	84.5%	57
	145,510		5,266		6,565		
西蒲区	53,175	92.2%	1,675	84.2%	2,303	84.7%	20
	49,009		1,410		1,952		
新潟市計	764,193	95.0%	29,817	84.2%	36,734	84.6%	294
	726,032		25,099		31,081		

※上段は令和6年実績値、下段は令和11年推計値

2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

なお、「量の見込」については、国の算出方法では実績との乖離があることから、市独自の算出方法（申込率等の実績に基づく推計）を採用しています。

【必要な量の見込み（令和7年度）】

		R 6 実績					R 7 見込み				
		教育		保育			教育		保育		
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	3,211	12,330	3,990	3,478	937	3,110	11,947	3,725	3,276	960
	②定員	5,186	13,170	4,059	3,574	2,050	4,936	12,769	3,929	3,458	1,973
	過不足分(②-①)	1,975	840	69	96	1,113	1,826	822	204	182	1,013
北区	①利用数	164	1,118	309	282	85	159	1,083	288	265	87
	②定員	215	1,202	369	340	170	208	1,187	363	334	166
	過不足分(②-①)	51	84	60	58	85	49	104	75	69	79
東区	①利用数	562	2,210	738	623	174	544	2,141	688	585	177
	②定員	946	2,317	743	633	383	820	2,204	710	605	365
	過不足分(②-①)	384	107	5	10	209	276	63	22	20	188
中央区	①利用数	1,279	2,372	848	764	212	1,239	2,298	796	726	217
	②定員	2,124	2,534	883	807	442	2,057	2,433	848	775	424
	過不足分(②-①)	845	162	35	43	230	818	135	52	49	207
江南区	①利用数	149	1,324	408	368	93	144	1,284	381	346	96
	②定員	183	1,431	399	361	190	177	1,374	383	347	182
	過不足分(②-①)	34	107	▲ 9	▲ 7	97	33	90	2	1	86
秋葉区	①利用数	216	1,262	405	336	89	209	1,223	378	319	95
	②定員	546	1,261	414	348	177	529	1,261	397	334	170
	過不足分(②-①)	330	▲ 1	9	12	88	320	38	19	15	75
南区	①利用数	41	761	212	190	59	40	737	197	178	59
	②定員	57	869	193	174	154	55	834	193	174	148
	過不足分(②-①)	16	108	▲ 19	▲ 16	95	15	97	▲ 4	▲ 4	89
西区	①利用数	738	2,450	822	711	180	715	2,374	766	668	181
	②定員	1,040	2,595	795	695	411	1,016	2,553	781	682	400
	過不足分(②-①)	302	145	▲ 27	▲ 16	231	301	179	15	14	219
西蒲区	①利用数	62	833	248	204	45	60	807	231	189	48
	②定員	75	961	263	216	123	73	923	253	207	118
	過不足分(②-①)	13	128	15	12	78	13	116	22	18	70

【必要な量の見込み（令和8～9年度）】

		R 8 見込み					R 9 見込み				
		教育	保育				教育	保育			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	2,989	11,472	3,459	3,297	938	2,823	10,840	3,483	3,225	912
	②定員	4,744	12,240	3,770	3,388	1,894	4,480	11,684	3,652	3,325	1,812
	過不足分(②-①)	1,755	768	311	91	956	1,657	844	169	100	900
北区	①利用数	153	1,040	267	266	85	144	983	269	261	82
	②定員	200	1,143	350	322	160	189	1,101	337	310	154
	過不足分(②-①)	47	103	83	56	75	45	118	68	49	72
東区	①利用数	523	2,056	639	589	173	494	1,943	643	576	168
	②定員	788	2,093	679	601	348	745	1,961	668	593	329
	過不足分(②-①)	265	37	40	12	175	251	18	25	17	161
中央区	①利用数	1,190	2,207	739	731	213	1,124	2,085	744	715	207
	②定員	1,977	2,342	816	746	409	1,867	2,206	772	736	388
	過不足分(②-①)	787	135	77	15	196	743	121	28	21	181
江南区	①利用数	139	1,232	354	348	93	131	1,164	356	340	91
	②定員	170	1,298	362	342	173	161	1,250	362	342	166
	過不足分(②-①)	31	66	8	▲ 6	80	30	86	6	2	75
秋葉区	①利用数	201	1,174	351	321	92	190	1,109	354	314	90
	②定員	508	1,214	383	322	164	480	1,169	369	322	158
	過不足分(②-①)	307	40	32	1	72	290	60	15	8	68
南区	①利用数	38	707	183	179	58	36	669	185	176	56
	②定員	53	803	186	174	142	50	774	186	174	137
	過不足分(②-①)	15	96	3	▲ 5	84	14	105	1	▲ 2	81
西区	①利用数	687	2,280	711	672	177	649	2,154	716	657	172
	②定員	977	2,458	752	682	385	923	2,368	724	657	371
	過不足分(②-①)	290	178	41	10	208	274	214	8	0	199
西蒲区	①利用数	58	776	215	191	47	55	733	216	186	46
	②定員	70	888	243	200	114	66	856	234	192	110
	過不足分(②-①)	12	112	28	9	67	11	123	18	6	64

【必要な量の見込み（令和10～11年度）】

		R 10 見込み					R 11 見込み				
		教育	保育				教育	保育			
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
全市	①利用数	2,698	10,392	3,412	3,144	902	2,614	10,064	3,320	3,101	884
	②定員	4,282	11,299	3,549	3,254	1,752	4,149	10,995	3,454	3,167	1,705
	過不足分(②-①)	1,584	907	137	110	850	1,535	931	134	66	821
北区	①利用数	138	938	263	253	81	133	909	256	250	79
	②定員	181	1,064	326	300	149	175	1,036	317	292	145
	過不足分(②-①)	43	126	63	47	68	42	127	61	42	66
東区	①利用数	471	1,853	628	560	166	457	1,797	611	553	163
	②定員	712	1,897	646	573	318	689	1,846	628	558	310
	過不足分(②-①)	241	44	18	13	152	232	49	17	5	147
中央区	①利用数	1,072	1,988	727	695	204	1,040	1,930	707	687	200
	②定員	1,785	2,133	747	712	375	1,729	2,076	727	692	365
	過不足分(②-①)	713	145	20	17	171	689	146	20	5	165
江南区	①利用数	131	1,164	356	340	91	125	1,112	348	331	90
	②定員	154	1,209	362	342	161	149	1,176	352	332	156
	過不足分(②-①)	23	45	6	2	70	24	64	4	1	66
秋葉区	①利用数	181	1,058	346	305	89	176	1,027	336	301	87
	②定員	459	1,131	356	311	152	444	1,100	347	303	148
	過不足分(②-①)	278	73	10	6	63	268	73	11	2	61
南区	①利用数	34	639	181	171	56	33	618	176	169	55
	②定員	48	748	186	174	133	46	728	181	169	129
	過不足分(②-①)	14	109	5	3	77	13	110	5	0	74
西区	①利用数	619	2,054	700	639	170	600	1,993	681	631	166
	②定員	882	2,290	701	657	358	854	2,228	682	639	349
	過不足分(②-①)	263	236	1	18	188	254	235	1	8	183
西蒲区	①利用数	52	698	211	181	45	50	678	205	179	44
	②定員	63	827	226	186	106	61	805	220	181	103
	過不足分(②-①)	11	129	15	5	61	11	127	15	2	59

【確保の方策】

1号認定は、現在の提供体制で受け入れ可能であり、将来的な見込みに対しても供給過多のため、適切な定員調整を行います。

2号・3号認定は、一部の区・年齢において不足が生じていますが、定員を超過して受け入れられている施設もあるため、待機児童は発生していません。定員割れ施設が増加している一方で、定員を超過している施設もあることから、利用数に応じて柔軟な定員変更を認めるなど、適切な定

員調整を行います。

また、「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき、市立保育園の施設数・定員数の適正化を図ります。

【保育利用率の目標値の設定】

子ども・子育て支援事業計画では、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定の利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

利用定員数は、各年度の「量の見込み」を確保できるよう設定していることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

(各年度4月1日時点の目標値)

	R7	R8	R9	R10	R11
保育利用率	59.8%	59.6%	59.9%	59.8%	59.9%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	本市事業名称
①	利用者支援事業	こども家庭センターの運営
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育施設によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園及び認定こども園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※1）	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（※1）	障がい児保育事業（一部）（※2）
⑭	子育て世帯訪問支援事業（新規）	子育て世帯訪問支援事業
⑮	児童育成支援拠点事業（新規）	児童育成支援拠点事業
⑯	親子関係形成支援事業（新規）	親子関係形成支援事業
⑰	こども誰でも通園制度（新規）	こども誰でも通園制度
⑱	地域子育て相談機関（新規）	新潟市地域子育て相談機関事業

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア）新規参入施設等への巡回支援」及び「イ）認定こども園特別支援教育・保育経費」からなっていますが、本市では「イ）」を実施しています。

① こども家庭センターの運営

対象

妊産婦、児童とその保護者

事業概要

母子保健・児童福祉の両機能を持つ一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応します。

現状と課題

晩産化や核家族化により、身近な家族等の支援が受けられない妊産婦や、子育てについて妊娠中から支援が必要な妊婦が増えています。また、子育て世帯が抱える問題が複雑化しており、行政の母子保健と児童福祉の両機能だけでなく、地域の様々な関係機関と連携し、支援する必要が増えてきています。

取組の方向性

統括支援員を中心に母子保健と児童福祉の緊密な連携、協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行える体制を構築します。
サポートプランの作成や利用勧奨等の活用を通じて、支援対象となる家庭のニーズに応じた具体的な支援を提供します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数（か所）		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
北区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
東区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
江南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
秋葉区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援センター事業

対 象 0歳～5歳のこどもとその保護者

事業概要

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。

現状と課題

0～2歳児の教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、地域子育て支援センターの利用人数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいることから、利用するこどもが安心して過ごせるような配慮や工夫とともに、利用者の年齢やニーズに応じた事業内容の見直しが必要です。

取組の方向性

主な利用児童である0～2歳児に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、教育・保育施設への入園を含む多様な保育サービスに関する情報、及び地域の子育て関連情報の提供を充実させるとともに、各支援センター間の連携による職員の資質向上を図るための取組を行います。また、利用状況等を踏まえ、必要に応じ**施設数の見直し**や**施設の環境整備**、ICTの活用等を検討します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用者数(人/年)		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	213,428	205,247	198,010	190,873	184,367	179,656
	確保の方策	213,428	213,428	213,428	213,428	213,428	213,428
北区	量の見込み	16,478	15,846	15,287	14,736	14,234	13,870
	確保の方策	16,478	16,478	16,478	16,478	16,478	16,478
東区	量の見込み	17,914	17,227	16,620	16,021	15,475	15,080
	確保の方策	17,914	17,914	17,914	17,914	17,914	17,914
中央区	量の見込み	66,730	64,172	61,909	59,678	57,644	56,171
	確保の方策	66,730	66,730	66,730	66,730	66,730	66,730
江南区	量の見込み	32,431	31,188	30,088	29,004	28,015	27,299
	確保の方策	32,431	32,431	32,431	32,431	32,431	32,431
秋葉区	量の見込み	8,301	7,983	7,702	7,424	7,171	6,988
	確保の方策	8,301	8,301	8,301	8,301	8,301	8,301
南区	量の見込み	13,444	12,929	12,473	12,023	11,613	11,316
	確保の方策	13,444	13,444	13,444	13,444	13,444	13,444
西区	量の見込み	37,079	35,658	34,401	33,161	32,031	31,213
	確保の方策	37,098	37,098	37,098	37,098	37,098	37,098
西蒲区	量の見込み	21,051	20,244	19,530	18,826	18,184	17,719
	確保の方策	21,051	21,051	21,051	21,051	21,051	21,051

③ 妊婦健康診査

対 象

妊婦

事 業 概 要

国の示す「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿った健康診査（全 14 回）にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理と経済的な負担の軽減を図ります。（多胎妊婦については、更に 5 回分助成します。）

現 状 と 課 題

妊娠期に必要な健診回数の確保、母子健康手帳の交付、支援が必要な妊婦の把握を行うために、妊娠 11 週以下での妊娠届出が国で推奨されています。しかし、実際には 3~4%の妊婦が妊娠 12 週以降に提出し、そのうち 20 週を超えて提出する割合が増加しています。

取組の方向性

妊婦健康診査の結果、治療や経過観察等を要する妊婦が 1 割程度います。妊婦健康診査受診の徹底に向けて、さらなる周知を図るために、プレコンセプションケアを実施します。各区が産科医療機関と連携して、支援が必要な妊婦を把握し、継続して支援しています。

【必要な量の見込み】

量の見込み： のべ受診回数(回/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	50,290	50,597	49,486	48,738	47,524	46,471
	確保の方策		«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 委託医療機関：7 病院、15 診療所、1 助産所 «実施時期» 【妊娠初期～妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24 週～妊娠 35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～分娩】 1 週間に 1 回				

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

対 象	生後4か月までの乳児とその保護者
事業概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、計測や育児相談、子育て支援に関する情報提供や親子の心身状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。
現状と課題	養育環境を把握し、適切なサービス提供や育児支援につなげ、産後うつや育児不安の解消、児童虐待防止対策の充実を図っています。 晩産化や核家族化により、身近な家族等の支援が受けられず孤立化しやすく、育児不安が生じやすい状況にあります。
取組の方向性	産後うつや育児不安の解消、児童虐待防止のため、全ての家庭を訪問し、養育環境の確認を行い、必要時に産後ケア事業や関係機関と連携しながら切れ目のない必要な支援を行います。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策： 訪問乳児数（人/年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	4,254	4,280	4,186	4,072	4,020	3,931
	確保の方策	4,254	4,280	4,186	4,072	4,020	3,931
北区	量の見込み	336	338	331	322	318	310
	確保の方策	336	338	331	322	318	310
東区	量の見込み	775	760	743	723	713	698
	確保の方策	775	760	743	723	713	698
中央区	量の見込み	1,067	1,074	1,050	1,021	1,008	986
	確保の方策	1,067	1,074	1,050	1,021	1,008	986
江南区	量の見込み	439	442	432	420	415	406
	確保の方策	439	442	432	420	415	406
秋葉区	量の見込み	385	387	379	369	364	356
	確保の方策	385	387	379	369	364	356
南区	量の見込み	194	195	191	186	183	179
	確保の方策	194	195	191	186	183	179
西区	量の見込み	840	845	827	804	794	776
	確保の方策	840	845	827	804	794	776
西蒲区	量の見込み	238	239	234	228	225	220
	確保の方策	238	239	234	228	225	220

※本事業の量の見込みは0歳児の推計人口を基に算出しており、各区の見込み数は按分率により算出しているため、端数処理の関係で、内訳と合計が合わない箇所があります。

⑤ 養育支援訪問事業

対 象

妊産婦、児童とその保護者

事 業 概 要

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

現 状 と 課 題

平成 28 年 11 月から「養育支援訪問事業」として、訪問による養育支援が必要と認めた家庭に対して、養育支援ヘルパーの派遣による育児・家事援助と保健師等による専門的相談支援を実施していましたが、令和 4 年の児童福祉法改正に伴い令和 6 年 4 月から育児・家事援助が「子育て世帯訪問支援事業」となり、「養育支援訪問事業」の内容は保健師等による専門的相談支援となりました。

各区の保健師や児童虐待対応職員が必要な家庭を把握し利用につなげることとなりますが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。

取組の方向性

各区の保健師や児童虐待対応職員等が連携し、支援が必要な家庭を適切に把握するとともに、対象者から派遣の同意を得られるよう工夫していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 訪問世帯数（世帯／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	44	45	48	52	56	59
	確保の方策	44	45	48	52	56	59

⑥ 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）

対 象

18 歳未満の児童

事 業 概 要

保護者の入院その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、実施施設において一定期間児童を預かり養育を行います。

現 状 と 課 題

制度上は、対象年齢が 18 歳未満ですが、受け入れ可能施設が乳児院のみであることから、実際は 0～概ね 2 歳までの受け入れとなっています。今後、受け入れ可能年齢の拡大に向けて他施設と協議を進める必要があります。

取組の方向性

宿泊を伴うため、24 時間対応が可能な人員体制を整えることのできる施設（24 時間運営している児童養護施設など）との協議等を進めます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用人数（人／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	92	117	117	117	117	117
	確保の方策	92	117	117	117	117	117
			«提供区域» 全市 «確保の方策の提供体制» 乳児院、児童養護施設など				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

対 象 0歳～18歳のこどもの保護者

事業概要 事前の会員登録により、こどもの預かりや送迎等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）をマッチングさせ、相互援助活動の連絡・調整を行います。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズにも対応します。

現状と課題 平成30年に活動件数が大幅に増加した一方で、提供会員数が伸びていない状況です。依頼会員数と提供会員数のアンバランスが継続しているため、さらなる提供会員数の確保に向けた取組が必要となります。

取組の方向性 説明会の開催や広報活動による周知や働きかけを工夫し、提供会員の増加を目指します。地域における子育て相互扶助の取組を促進します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策： のべ利用人数（人/年） 会員数：人/年度末時点		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	4,886	4,888	4,890	4,892	4,894	4,896
	確保の方策	4,886	4,888	4,890	4,892	4,894	4,896
	提供会員数	504	514	524	534	545	555
	依頼会員数	2,284	2,313	2,342	2,371	2,401	2,431
北区	量の見込み	452	453	453	453	453	453
	確保の方策	452	453	453	453	453	453
	提供会員数	47	48	49	49	50	51
東区	量の見込み	838	838	839	839	839	840
	確保の方策	838	838	839	839	839	840
	提供会員数	86	88	90	92	93	95
中央区	量の見込み	1,097	1,097	1,098	1,098	1,099	1,099
	確保の方策	1,097	1,097	1,098	1,098	1,099	1,099
	提供会員数	113	115	118	120	122	125
江南区	量の見込み	431	431	431	431	432	432
	確保の方策	431	431	431	431	432	432
	提供会員数	44	45	46	47	48	49
秋葉区	量の見込み	474	475	475	475	475	475
	確保の方策	474	475	475	475	475	475
	提供会員数	49	50	51	52	53	54
南区	量の見込み	272	272	272	272	273	273
	確保の方策	272	272	272	272	273	273
	提供会員数	28	29	29	30	30	31
西区	量の見込み	981	982	982	982	983	983
	確保の方策	981	982	982	982	983	983
	提供会員数	101	103	105	107	109	111
西蒲区	量の見込み	340	340	340	340	341	341
	確保の方策	340	340	340	340	341	341
	提供会員数	35	36	36	37	38	39

⑧-1 一時預かり事業〔保育施設によるもの〕

対 象 0歳～5歳のこども

事業概要 日中、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現状と課題 事業全体の利用人数が出生数とともに減少傾向にあります^が、人口が集中している地域を中心に利用予約が困難なケースもあるため、引き続き提供体制を確保していく必要があります。

取組の方向性 保護者の用事やリフレッシュ目的による一時預かりの需要に対応できるよう、拠点園を中心に引き続き一時預かりを実施します。
また、入園できなかった場合の一時的な利用にも対応します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策：のべ利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	20,473	19,687	18,994	18,309	17,686	17,234
	確保の方策	20,473	20,473	20,473	20,473	20,473	20,473
北区	量の見込み	930	894	862	831	803	782
	確保の方策	930	930	930	930	930	930
東区	量の見込み	3,283	3,157	3,046	2,936	2,836	2,764
	確保の方策	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283	3,283
中央区	量の見込み	8,794	8,457	8,159	7,865	7,597	7,403
	確保の方策	8,794	8,794	8,794	8,794	8,794	8,794
江南区	量の見込み	1,476	1,419	1,369	1,320	1,275	1,242
	確保の方策	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
秋葉区	量の見込み	829	797	769	741	716	698
	確保の方策	829	829	829	829	829	829
南区	量の見込み	237	228	220	212	205	200
	確保の方策	237	237	237	237	237	237
西区	量の見込み	3,936	3,785	3,652	3,520	3,400	3,313
	確保の方策	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936	3,936
西蒲区	量の見込み	988	950	917	884	854	832
	確保の方策	988	988	988	988	988	988

⑧-2 一時預かり事業〔幼稚園及び認定こども園によるもの〕

対 象 3歳～5歳のこども

事業概要 幼稚園及び認定こども園において、働きながら幼稚園及び認定こども園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

現状と課題 事業全体の利用人数が出生数とともに減少傾向にあります。

取組の方向性 すべての幼稚園及び認定こども園において、預かり保育を継続実施します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策：のべ利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	134,546	130,308	125,237	118,281	112,814	109,394
	確保の方策	143,630	143,630	143,630	143,630	143,630	143,630
北区	量の見込み	5,891	5,711	5,495	5,172	4,957	4,777
	確保の方策	6,289	6,289	6,289	6,289	6,289	6,289
東区	量の見込み	18,380	17,791	17,104	16,156	15,404	14,946
	確保の方策	19,621	19,621	19,621	19,621	19,621	19,621
中央区	量の見込み	53,345	51,677	49,633	46,880	44,711	43,376
	確保の方策	56,947	56,947	56,947	56,947	56,947	56,947
江南区	量の見込み	5,123	4,951	4,779	4,504	4,298	4,160
	確保の方策	5,469	5,469	5,469	5,469	5,469	5,469
秋葉区	量の見込み	11,497	11,124	10,698	10,113	9,634	9,368
	確保の方策	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273	12,273
南区	量の見込み	142	139	132	125	118	115
	確保の方策	152	152	152	152	152	152
西区	量の見込み	39,272	38,048	36,558	34,536	32,940	31,929
	確保の方策	41,923	41,923	41,923	41,923	41,923	41,923
西蒲区	量の見込み	896	867	838	795	752	723
	確保の方策	956	956	956	956	956	956

⑨ 延長保育事業

対 象	0歳～5歳のこども（在園児）
事業概要	保育必要量に応じて定められた保育施設利用時間を超える保育需要へ対応するため、延長保育を実施します。
現状と課題	多様化する就業体系における保育ニーズに対応するため、すべての園で延長保育事業を実施しています。
取組の方向性	引き続き、すべての保育施設での延長保育事業を実施します。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策: 実利用人数 (人/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R6	R7	R8	R9	R10
全市	量の見込み	8,679	8,333	8,022	7,727	7,442	7,249
	確保の方策	8,679	8,333	8,022	7,727	7,442	7,249
北区	量の見込み	671	644	620	597	575	560
	確保の方策	671	644	620	597	575	560
東区	量の見込み	1,964	1,886	1,816	1,749	1,684	1,641
	確保の方策	1,964	1,886	1,816	1,749	1,684	1,641
中央区	量の見込み	2,007	1,927	1,855	1,787	1,721	1,676
	確保の方策	2,007	1,927	1,855	1,787	1,721	1,676
江南区	量の見込み	807	774	746	718	692	674
	確保の方策	807	774	746	718	692	674
秋葉区	量の見込み	318	305	294	283	273	265
	確保の方策	318	305	294	283	273	265
南区	量の見込み	806	774	745	717	691	673
	確保の方策	806	774	745	717	691	673
西区	量の見込み	1,849	1,775	1,708	1,646	1,585	1,544
	確保の方策	1,849	1,775	1,708	1,646	1,585	1,544
西蒲区	量の見込み	257	248	238	230	221	216
	確保の方策	257	248	238	230	221	216

⑩ 病児・病後児保育事業

対 象 0歳6か月～小学6年生の子ども

事業概要 病気(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童について、保護者が就労などにより、家庭で看護又は保育できないときに、医療機関や保育施設に併設した病児・病後児保育施設で一時的に保育を行います。

現状と課題 令和元年度に南区で医療機関併設の病児保育室、北区・西蒲区では保育施設併設の病後児保育室を開設したことにより、全ての区でサービスを提供しています。
利用者は未就学児が81%を占めていますが、共働きやひとり親の増加等によりニーズは依然として高い状況にあり、感染症流行期等には定員に達して利用予約ができないケースもあります。一方で、感染症の流行状況次第で利用が大きく落ち込むこともあるため、施設数の検討は慎重に行う必要があります。

取組の方向性 令和5年度から、新型コロナウイルス感染症の影響による利用の落ち込みが回復したため、稼働率を見極めながら、必要に応じて医療機関併設の病児保育室を基本とした整備の検討を行います。

【必要な量の見込み】

量の見込み/確保の方策: のべ利用人数 (人/年)		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	10,030	9,890	9,688	9,505	9,312	9,139
	確保の方策	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
北区	量の見込み	75	74	72	71	70	69
	確保の方策	720	720	720	720	720	720
東区	量の見込み	1,857	1,831	1,794	1,760	1,724	1,692
	確保の方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
中央区	量の見込み	2,126	2,096	2,053	2,014	1,973	1,936
	確保の方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
江南区	量の見込み	1,874	1,848	1,810	1,776	1,740	1,708
	確保の方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
秋葉区	量の見込み	584	576	564	553	542	532
	確保の方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
南区	量の見込み	667	658	645	633	620	608
	確保の方策	720	720	720	720	720	720
西区	量の見込み	2,786	2,747	2,691	2,640	2,586	2,538
	確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
西蒲区	量の見込み	61	60	59	58	57	56
	確保の方策	720	720	720	720	720	720

⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対 象 小学生

事業概要

就労等により昼間保護者がいない小学生に対し、放課後や長期休暇等に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

現状と課題

クラブの利用児童数は年々増え続けており、公設（ひまわり）クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行うことで、待機児童を出さないよう受入体制を整えてきました。

今後も利用児童の増加に対応するため、受入体制の確保が必要です。

取組の方向性

引き続き、放課後児童クラブの整備や狭あい化の解消を図ることで、増加傾向にある利用児童数に対応するとともに、放課後児童支援員の質の向上を図ります。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績		本計画期間の見込み量			
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	1年生	量の見込み	3,634	3,626	3,646	3,721	3,777	3,668
		確保の方策	3,634	3,626	3,646	3,721	3,777	3,668
	2年生	量の見込み	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645	3,700
		確保の方策	3,466	3,560	3,552	3,572	3,645	3,700
	3年生	量の見込み	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982	3,043
		確保の方策	2,854	2,893	2,972	2,965	2,982	3,043
	4年生	量の見込み	1,788	1,896	1,922	1,974	1,969	1,980
		確保の方策	1,788	1,896	1,922	1,974	1,969	1,980
	5年生	量の見込み	768	857	909	921	946	944
		確保の方策	768	857	909	921	946	944
	6年生	量の見込み	292	327	365	387	393	404
		確保の方策	292	327	365	387	393	404
	低学年	量の見込み	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
		確保の方策	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
	高学年	量の見込み	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
		確保の方策	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
	合計	量の見込み	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739
		確保の方策	12,802	13,159	13,366	13,540	13,712	13,739

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量				
				R6	R7	R8	R9	R10
全市	低学年	量の見込み	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
		確保の方策	9,954	10,079	10,170	10,258	10,404	10,411
	高学年	量の見込み	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
		確保の方策	2,848	3,080	3,196	3,282	3,308	3,328
北区	低学年	量の見込み	769	776	793	798	797	780
		確保の方策	769	776	793	798	797	780
	高学年	量の見込み	167	183	186	189	186	189
		確保の方策	167	183	186	189	186	189
東区	低学年	量の見込み	1,624	1,634	1,643	1,643	1,686	1,696
		確保の方策	1,624	1,634	1,643	1,643	1,686	1,696
	高学年	量の見込み	387	424	437	455	461	461
		確保の方策	387	424	437	455	461	461
中央区	低学年	量の見込み	1,990	2,052	2,090	2,152	2,215	2,272
		確保の方策	1,990	2,052	2,090	2,152	2,215	2,272
	高学年	量の見込み	629	676	708	717	737	747
		確保の方策	629	676	708	717	737	747
江南区	低学年	量の見込み	1,010	1,050	1,053	1,078	1,067	1,101
		確保の方策	1,010	1,050	1,053	1,078	1,067	1,101
	高学年	量の見込み	200	216	228	239	247	247
		確保の方策	200	216	228	239	247	247
秋葉区	低学年	量の見込み	1,092	1,069	1,079	1,072	1,096	1,067
		確保の方策	1,092	1,069	1,079	1,072	1,096	1,067
	高学年	量の見込み	441	474	499	516	507	510
		確保の方策	441	474	499	516	507	510
南区	低学年	量の見込み	616	652	625	636	614	633
		確保の方策	616	652	625	636	614	633
	高学年	量の見込み	139	148	156	155	161	155
		確保の方策	139	148	156	155	161	155
西区	低学年	量の見込み	2,220	2,223	2,262	2,271	2,300	2,254
		確保の方策	2,220	2,223	2,262	2,271	2,300	2,254
	高学年	量の見込み	635	697	718	743	746	756
		確保の方策	635	697	718	743	746	756
西蒲区	低学年	量の見込み	633	623	625	608	629	608
		確保の方策	633	623	625	608	629	608
	高学年	量の見込み	250	262	264	268	263	263
		確保の方策	250	262	264	268	263	263

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

対 象	①特定教育・保育施設に在籍する、生活保護受給世帯のこども ②新制度へ移行していない幼稚園に在籍する、年収360万円未満相当世帯、又は小学3年生以下から数えて第3子以降にあたるこども
事業概要	①教材費など実費徴収額の一部を補助します。 ②給食費の実費徴収額のうち、副食材料費の一部を補助します。 国制度に則り事業を実施しています。
現状と課題	副食材料費の補足給付については、幼児教育・保育の無償化に併せて新たに開始されたため、事業規模等を精査する必要があります。
取組の方向性	①は低所得者世帯のこどものすこやかな成長の支援として、②は特定教育・保育施設における副食費免除加算に相当する補助事業として、引き続き実施します。

⑬ 障がい児保育事業（一部）

対 象	特別な支援が必要なこどものうち、私学助成など他の制度で支援の対象とならないこどもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園
事業概要	特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築し、当該こどもの福祉向上を図るため、当該こどもを受け入れ、そのための職員を配置した施設に対して、その経費を助成します。
現状と課題	特別な支援が必要なこどもの施設への受け入れニーズは年々高まっており、施設もそのための職員を配置することにより対応しています。
取組の方向性	引き続き、特別な支援が必要なこどもの受け入れを促進するとともに、対象施設への経費の助成を行います。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

対 象 妊産婦、児童とその保護者

事 業 概 要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

現 状 と 課 題

平成 28 年 11 月から「養育支援訪問事業」として、訪問による養育支援が必要と認めた家庭に対して養育支援ヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行ってきましたが、令和 4 年度の児童福祉法改正に伴い、令和 6 年 4 月に本事業が創設されました。事業内容は大きく変わらず、各区の保健師や児童虐待対応職員が必要な家庭を把握し利用につなげることとなりますが、利用者の承諾が得られずに実施に至らない家庭に対してどのようにアプローチしていくかが課題となっています。

取 組 の 方 向 性

各区の保健師や児童虐待対応職員等が連携し、支援が必要な家庭を適切に把握するとともに、対象者から派遣の同意を得られるような働きかけ方を工夫します。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用回数（回／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	400	490	523	566	610	643
	確保の方策	400	490	523	566	610	643

⑮ 児童育成支援拠点事業（新規）

対 象	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
事業概要	児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
現状と課題	新潟市では未実施です。
取組の方向性	事業の実施に向けて、事業の在り方の検討を行います。

⑯ 親子関係形成支援事業（新規）

対 象	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童
事業概要	講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。
現状と課題	新潟市では未実施です。
取組の方向性	事業の実施に向けて、事業の在り方の検討を行います。

⑰ こども誰でも通園制度（新規）

対 象 0歳6か月～2歳のこども

事 業 概 要 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、0歳6か月～2歳の子どもを預かります。

現 状 と 課 題 令和8年度からの本格実施に向けて市内の施設での受入態勢を整備していく必要があります。

取 組 の 方 向 性 利用定員に空きがある施設を中心に実施施設数を拡大し、ニーズに対応していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用時間数（時間／月）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	14,850	14,107	13,718	13,467	13,222	12,941
	確保の方策	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
北区	量の見込み	1,224	1,160	1,131	1,110	1,091	1,067
	確保の方策	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
東区	量の見込み	2,401	2,288	2,225	2,186	2,149	2,101
	確保の方策	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
中央区	量の見込み	3,940	3,697	3,600	3,535	3,471	3,396
	確保の方策	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
江南区	量の見込み	1,406	1,383	1,334	1,306	1,282	1,256
	確保の方策	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
秋葉区	量の見込み	1,364	1,272	1,237	1,213	1,191	1,169
	確保の方策	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
南区	量の見込み	609	583	571	554	542	531
	確保の方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
西区	量の見込み	3,178	3,022	2,942	2,893	2,836	2,777
	確保の方策	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
西蒲区	量の見込み	728	702	679	670	659	645
	確保の方策	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

※本事業は1か月あたり10時間という利用時間の上限が定められていることから、年単位ではなく、月単位で量の見込みを算出している。

⑱ 新潟市地域子育て相談機関事業（新規）

対 象 妊産婦、こどもとその家庭

事業概要

子育て世帯を取り巻く環境の変化により、地域のつながりが希薄化する中で、孤立化や負担感を抱える家庭からの子育てに関する相談に応じ、こども家庭センター等と有機的な連携を図りつつ、必要な助言を行うとともに支援につなげます。

現状と課題

各政令市に照会したところ、多くの市で今後検討予定または設置していない状況であり、本市としても先進事例の研究や、類似施設・機関との役割分担の整理が必要です。

実施機関の選定、体制整備及びこども家庭センター等の関係機関との連携方法の検討や、既存施設で実施する場合は、職員の確保、スキルアップが課題となります。

取組の方向性

各政令市の状況や先進事例の研究を行い、連携機関との調整を進め、国が示す中学校区に1か所の設置に向けて検討していきます。

【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
全市	量の見込み	43	43	43	43	43	43
	確保の方策	0	0	12	12	25	43
北区	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保の方策	0	0	2	2	6	6
東区	量の見込み	5	5	5	5	5	5
	確保の方策	0	0	0	0	5	5
中央区	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	0	0	2	2	6	8
江南区	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保の方策	0	0	2	2	3	3
秋葉区	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保の方策	0	0	1	1	3	3
南区	量の見込み	4	4	4	4	4	4
	確保の方策	0	0	1	1	4	4
西区	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	0	0	1	1	8	8
西蒲区	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保の方策	0	0	3	3	6	6

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

4. 1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園への移行支援・普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う利便性の高い施設です。

このような認定こども園の特長を踏まえ、既存の幼稚園や保育園から認定こども園への移行を目指す施設について、地域の状況、利用者のニーズ、施設・設備等の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

【認定こども園に移行する場合における需給調整】

保育所、幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、当該施設が所在する特定教育・保育提供区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設等の利用定員の総数（供給）が、計画で定める必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）（需要）に「計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、又は当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、認可・認定をするものとされています。

この「計画で定める数」については、各認定区分の「供給－需要」の差に1を加えた数とします。

(2) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携・接続に関する考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業が、引き続き適切に連携施設を確保できるよう支援するとともに、卒園後の転園にかかる相談対応など保護者に寄り添った支援を行うことで、円滑な接続を確保していきます。

(3) 幼保こ小の連携・接続に関する考え方

こどもの生涯にわたる学びや生活の基盤を育めるよう、幼保こ小の円滑な接続を一層意識し、こども一人一人の多様性や学びの連続性に配慮して、「新潟市共通幼小接続期カリキュラム」に基づき内容や方法を工夫した幼児教育・保育を実施し、子どもの成長を切れ目なく支えます。

4. 2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の目的である人格形成の基礎を培う幼児教育の実施や保護者の経済的負担の軽減等の支援のため、新制度未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用に対して、事務負担の軽減を考慮のうえ、施設への法定代理受領や保護者への償還払いにより毎月の給付に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等が適切に運営されるよう、新潟県と情報共有を図りながら、指導監査などを行います。

4. 3 指針に基づく任意記載事項に係る事業

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本計画に基づき、保育の受け皿を確保するとともに、適切な情報提供や入園等に関する相談にきめ細かに対応するなど、保護者に寄り添った支援に努めます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

児童虐待への対応や社会的養護、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児への支援など特別な支援を要するこどもへの支援のためには、各機関での専門的で適切な対応や相互の連携が必要です。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待からこどもを守るため、母子に対する支援など育児不安の軽減や SNS による相談 LINE を設け、発生予防に努めるとともに、関係機関が連携し情報共有と早期発見、早期対応に努め、こどもの安全を第一に考えた取組を進めます。

また、児童相談所と各区役所こども家庭センターの児童虐待防止対策の充実に向け、研修等による職員の資質向上に取り組みます。

さらに、令和 4 (2022) 年度の児童福祉法等の改正を踏まえ、こどもの権利擁護の推進をはじめ、児童虐待防止や通告義務等に関して、市民へ広く周知・啓発し、地域全体でこどもを守る体制の充実を図ります。

② 社会的養護体制の充実

(県とともに策定中の「新潟県社会的養育推進計画」の内容を踏まえて記載)

③ ひとり親家庭への自立支援

児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援のほか、母子・父子自立支援員による就労支援などを総合的に推進することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

また、養育費の履行確保に係る取組や、ひとり親家庭のこどもを対象とした学習支援を引き続き実施します。

④ 障がい児施策の充実

障がいのあるこどもやその家庭に対する支援については、児童発達支援センター「こころん」が中核的な役割を担い、各事業所や関係機関と連携し、地域の支援体制の充実を図ります。

また、早期の気づきや対応のための相談・支援の強化や、療育機関、通所・入所支援、特別支援教育の充実を図るとともに、社会的な理解や地域社会への参加を推進します。

医療的ケアが必要なこどもやその家族が、地域で安心して生活できるよう医療・福祉・教育分野等が連携して支援体制の充実を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策

共働き家庭の増加、雇用環境の変化、核家族化など、仕事をしながら子育てをしていくためには、従来の長時間労働や性別による固定的な役割分担意識に影響を受けてきた働き方を見直すことと、保護者が利用できる有用な子育て支援サービスを展開することを両輪として同時並行で進めていく必要があります。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス推進の取組が、親としての家庭生活に重要であるばかりではなく、ビジネスパーソンとしてのキャリア形成や、企業・事業主にとっても人材確保や生産性の向上等につながることを理解してもらうような啓発を進めます。

また、長時間労働の縮減や、年次有給休暇取得促進のための啓発、育児休業や子育てに関わる休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進するとともに、働き手が自分のライフスタイルに合わせて柔軟に働くことができる環境づくりに取り組みます。

② 子育てと仕事の両立のための基盤整備

保育の受け皿を確保していくほか、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、出産などで退職を余儀なくされたり、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援します。

(4) 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

① 外国につながる幼児等に対する配慮に関する考え方

海外から帰国した幼児、外国人幼児なども必要とする教育・保育サービスが受けられるよう、相談支援や情報提供などきめ細やかな対応を図るとともに、小学校への円滑な接続を視野に、個々のこどもの状況・特性に応じた支援を提供できる体制整備に努めます。

② 教育・保育に係るスタッフの資質の確保・向上に関する考え方

教育や保育に携わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、**市内教育・保育施設及び保育関係者を対象とした合同研修会を実施するなど**、研修の機会を確保します。

また、教育・保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていく体制整備を引き続き**進めます**。

(5) 関係機関相互の連携の推進に関する事項

① 関係機関の連携会議の開催等

子ども・子育て会議を中心に、子ども・子育て支援事業に関わる認定こども園、幼稚園、保育所、医療機関、小学校、児童相談所等が情報共有を行い、各機関の連携・協力を図ります。

② 関係機関の連携を推進する取組の促進

(1) 利用者支援事業

各区に設置した妊娠・子育てほっとステーション（こども家庭センター）を中心に、関係機関と顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先として相互の連絡窓口を明確にすること等により、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有され、共に連携して当該こども・家庭を支えていくことができる体制を整えていきます。

また、入園や保育サービス等について情報提供を行う専門の相談員である保育コンシェルジュが、地域子育て支援センター等の子育て支援施設で相談・支援を行う出張コンシェルジュ事業を引き続き実施することで、支援体制の充実を図ります。

さらに、妊産婦、こどもとその家庭が気軽に子育てに関する相談などができる場として、地域子育て相談機関の設置について検討を進めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターでは、保護者の子育てへの不安を和らげ、こどもの健やかな育ちを支援するため、関係機関と連携し、子育てに関する各種講習会などを実施します。

(3) 子育て援助活動支援事業

ファミリー・サポート・センター事業については、新潟市社会福祉協議会と協力して実施するとともに、提供会員の研修においては関係機関と連携し、安全な事業運営に取り組みます。